

教育こども委員会記録

1. 会議の日時	令和7年12月1日（月）午前10時0分～午後4時44分
2. 会議の場所	第1委員会室
3. 会議の議事	下記のとおり
4. 出席委員の氏名	下記のとおり

協議事項

（教育委員会）

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 1. 第95号議案 | 神戸市学校給食センターライフスタイルの一部を改正する条例の件 |
| 2. 第96号議案 | （仮称）神戸市第二学校給食センター整備・運営事業契約に係る変更の件 |
| 3. 陳情第170号 | いじめ隠蔽を認定した調査報告書を認めること等を求める陳情 |
| 4. 報告 | 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件 |
| 5. 報告 | 工事請負契約の締結について（関係分） |
| 6. 報告 | 神出小学校水道の市水道への切替えについて |

（こども家庭局）

- | | |
|-------------|---|
| 1. 予算第23号議案 | 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 第85号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランド） |
| 3. 第86号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立本山児童館ほか） |
| 4. 第87号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市青少年会館） |
| 5. 陳情第164号 | 児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情 |
| 6. 陳情第166号 | 保育士配置基準の引上げの早期完全実施と更なる改善を要請する意見書提出を求める陳情 |
| 7. 陳情第167号 | 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を要請する意見書提出を求める陳情 |
| 8. 陳情第168号 | 2026年度国の予算に向けて福祉現場の待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設及び物価対策予算編成を要請する意見書提出を求める陳情 |

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	徳山敏子			
副委員長	大かわら鈴子			
委員	さとうまちこ 西ただす 壬生潤	やのこうじ 村野誠一	欠三木しんじろう 欠山口由美	山下てんせい 平井真千子

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（徳山敏子） おはようございます。ただいまから教育こども委員会を開会いたします。

本日は、11月27日の本会議で本委員会に付託された議案及び陳情の審査並びに報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

なお、三木委員より、病気療養のため、山口委員より、体調不良のため、欠席する旨の届出がありましたので御報告申し上げます。

初めに、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、こうべ未来さんから本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、ビデオ撮り等の許可についてお諮りいたします。

本日の委員会の模様を関西テレビさんから録音とビデオ撮りをしたい旨の申出がありますので、許可したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、前回の委員会での陳情に関する発言について、議事録を精査したところ、陳情者の不安をあおると断定するような発言は認められなかったことを報告させていただきます。

次に、陳情第170号について、陳情者より、陳情事項2と7が審査対象外とされ、陳情第170号いじめ隠蔽を認定した調査報告書を認めること等を求める陳情と変えられてしまい、私どもの陳情の趣旨が変わってしまいますため、取下げの旨の願い出がありました。

委員会として、本陳情の取下げを承認することに決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、承認することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします陳情第164号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、陳情第164号につきましては、こども家庭局審査の冒頭に口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、さよう決定いたしました。

次に、本日の委員会の流れについてでありますが、報告事項、神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件のうち、教育委員会所管分については、本日同日開催しております総務財政委員会に本委員会の意見を申し伝える必要がありますことから、本件については、当局からの一括説明及び報告の終了後に、先に質疑及び意見決定を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） 御異議がありませんので、当局からの一括説明及び報告の終了後に、本件のみ先に質疑及び意見決定を行います。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

(教育委員会)

○委員長（徳山敏子） これより教育委員会関係の審査を行います。

それでは、議案2件並びに報告3件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

竹森局長、着席されたままで結構です。

○竹森教育委員会事務局長 ありがとうございます。

それでは、議案2件、報告3件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、第95号議案神戸市学校給食センター条例の一部を改正する条例の件について御説明申し上げますので、1ページを御覧ください。

本件は、中学校給食の全員喫食制への移行に当たり必要となる神戸市第二学校給食センターを令和8年1月に設置することに伴い、表に追加するとともに、令和8年3月末をもって廃止する神戸市立垂水学校給食共同調理場を表より削除しようとするものでございます。

続きまして、第96号議案（仮称）神戸市第二学校給食センター整備・運営事業契約に係る変更の件について御説明申し上げますので、3ページを御覧ください。

本件は、令和5年12月に、株式会社神戸第二学校給食サービスと事業契約を175億2,163万630円で締結済みですが、契約条項に基づき、181億1,142万654円で変更契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、報告、神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げますので、委員会資料43ページを御覧ください。

本件は、令和7年6月に教職調整額の段階的な引上げ等の教員の処遇改善を盛り込んだ公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正されたことを受け、教員の処遇改善を行うに当たり、給与条例等の一部を改正しようとするものでございます。

1. 教職調整額の改善については、原則として、給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げるものでございます。

2. 管理職の本給引上げについては、教職調整額の改善に伴い、校長及び教頭の給料月額を段階的に引き上げるものでございます。

3. 教員特別手当の見直しについては、学級担任等への加算措置を講じることから、上限金額を引き上げるものでございます。

4. 多学年学級担任手当の廃止については、教員特別手当の学級担任等への加算措置に伴い廃止するものでございます。

最後に、5. 施行時期は令和8年1月1日でございます。

続きまして、報告、工事請負契約の締結について御説明申し上げますので、委員会資料の45ページを御覧ください。

教育委員会における2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約について、令和7年9月1日から30日までの期間における該当契約は、垂水小学校北側建物解体撤去他工事の契約1件でございます。

続きまして、報告、神出小学校水道の市水道への切替えについて御説明申し上げますので、委員会資料の46ページを御覧ください。

現在、田井簡易水道組合から供給されている神出小学校の水道について、令和7年10月に水道局の工事により、小学校敷地南側まで延伸された市水道の水道管と接続し、市水道に切り替える

工事を実施するものでございます。

工事費は約2,200万円、分担金・工事負担金は1,067万円を予定しており、工事に向けた現地調査が11月末に終了したため、今後、速やかに施工業者を決定いたします。施工業者決定後、工事完了までの所要期間は約4か月の見込みでございます。

以上、議案2件、報告3件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（徳山敏子） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、報告事項、神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件のうち、教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） よろしくお願ひします。

まず、今回の議案は、教員の給与特別措置法、いわゆる給特法改正案に基づくものであるわけですけども、全体として給与が上がるから問題ないとするには多くの問題があるかなというふうなことを思っておりまして、その点からも質問させていただきたいというふうに思います。

そもそも給特法というのが、長時間労働を固定化する役割を今まで果たしてきたんではないかというふうに思っています。国会での議論では、参考人から、法規範を逸脱するような法律を大量の教員に対して国が法として定めるというのは恥であり罪であるという非常に厳しい指摘もありました。これは労働基準法第1条にある、使用者は労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないという8時間労働制の原則から逸脱するからです。

ここでお聞きしたいんですが、現在、教員の長時間労働は社会的に知られています。そのことが若い世代にとっても、教職に対する志望をちゅうちょさせてきたというふうに思います。

そして、その背景に給特法の8時間労働を大きく逸脱する働き方が存在したと思うますが、教育委員会としてはどう考えていらっしゃるのか。また、他の労働者同様に残業代制度が確立しておれば、今ほど苛酷な教員の働き方とはなってなかつたと思うんですが、まず、基本的な認識からお伺いします。

○山出教育委員会事務局副局長 給特法の改正に伴いましての議案の関連でございますけれども、まず、教員の長時間労働につきまして、我々としても見直していくかなければいけないという認識であることには間違いがございません。そういう意味で働き方改革の取組をこれまで進めてまいりまして、徐々にではありますけれども、在校時間のほうも減ってきてているような現状もございまして、この取組は引き続き続けていかなければならないと考えてございます。

その長時間労働の原因になる部分としまして、一定この教職調整額のような形で支給するべきなのか、時間外労働で取るべきかというのは、教員の勤務の特殊性も考えられた上で國のほうで定まっている制度でございますので、この制度の範囲の中で、教育委員会としてもできる限り現場の負担を軽減しながら、働き方改革を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（西 ただす） 特殊性ということは言われるんですけども、やっぱり8時間労働を大きく逸脱してしまうということがあって、その基本的な認識をちょっと端的に聞きたいんですけど、今ほどやっぱりこういう普通に残業代が出るというような仕組みであれば、苛酷な労働にならないというふうに思っているのか、そこは簡単にいかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 時間外労働の形になれば、すぐに長時間勤務がなくなるかという

と、それはどうか正直私自身は分からぬなというところでございます。

ただ、一定長時間労働を防止するという意向については、残業時間の形で抑止力があるかもしれないというのは世間でもおっしゃられている議論でございますので、その辺り全体の中で、今、国のある制度の中で我々は働き方改革を進めていると、できる限りの努力をしているというのが現状でございます。

○委員（西 ただす） やっぱり残業代制度は長時間労働にブレーキをかける仕組みになってくるわけです。また、割増し賃金を払うのであれば、働く人を増やしたほうが経済的だとコスト意識にもつながっていくと思います。しかし、日本の教育現場では、こうした働き方が——考えが、働きにくい環境がつくられていたんじゃないかなというふうに思います。

調べてみると、そもそも今認識を——給特法に関わってのをされたんですけど、1971年に制定されたようですが、当時、教職員組合が全国で残業代支給を求める裁判を起こして、教員の勝訴が続く中で制定されたので、かなり国としても実態との関係で考えた内容となっているんですね。調整額4%というのは、当時の教員の平均的な残業時間、これがびっくりしたんですけど、月8時間の残業ぐらいしかなかったわけです。それに見合うものだという認識があったんですね。そういう形で残業時間の縛りをかけるという考え方があったわけです。

ここでお聞きしたいんですけど、今回、調整額4から10になれば、その10%以内の範囲で残業を収められるように、市教委として、市の教育委員会として実現できるというふうに思っていらっしゃるのか。できないのであれば、それは仕方がないと考えていらっしゃるのか。いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 この教職調整額のパーセントといいますか割増しにつきましては、国ほうで議論されて出てきた数字と認識しております。教育公務員の特性といたしまして、やはり1つ仕事に直結することにはなるんですけども、自身の研究といいますか、力を向上させていくための努力であるとか、そういった部分もございまして、職務命令に基づく残業に当たるのか、自己啓発に当たる部分であるのか、そういったところも含めていろいろな制度を検討されて国ほうでお示しされているのではないかというふうに考えているところでございます。10%にしたから全てが解決するかというと、それは様々な問題が、まだまだ課題はあると思ってございます。

いずれにしましても、10%に引き上げられる一方で、国ほうも長時間勤務の是正ということを求めてくるのも併せて法律で規定されているものですから、我々としても引き続き働き方改革を進めるとともに、その努力といいますか、その力を持って子供たちの教育に力量を發揮していただけるような環境をつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員（西 ただす） 今の答弁でいうと、やっぱり特性として自身が研究をする、それは自分の判断でというところが、逆に言えばそれが非常に見づらい、残業していてもそれは自分の判断だというような認識なのかなと思って、それはやっぱりちょっと違うんじゃないかなと思うんですね。それぞれの判断で残業していても残業代が出るべきだという判決は、この間も出てきてるわけですから、そういった形で特殊性という言い方をしてごまかしてはいかんというふうに思うんです。

最後に、その対策がいろいろ打たれて、残業時間も減らしていくというふうに言われてたんですけども、実際のところは、仕事が山積みなのにとにかく早く帰れという指導ともなってしまっている面があって、その結果、逆に言うと、時短ハラスメントという言葉まであるようです。

本来やらなければいけない業務ができないとなると、本当の教育の目的としてある子供たちを教育てる、人格の完成という一番の目的が確保できないんじやないかと思うんですね。やっぱりそれは人員をそろえた上でやっていくべきですし、それが足りてないということがやっぱり大きな原因だと思います。

次にお聞きしたいんですが、では現状で、教員が明日の準備時間を見る時間が十分確保できているというふうに考えてるのかということなんですね。1971年時点では1日4こまだったものが、今は5こま、6こまというふうになってきて、厳しくなってるというふうに思うんですけど、その基本的な日常の準備時間との関わりではいかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 教員におきましては、連日、授業に向けてかなりの時間を授業準備に費やしていただいているところでございますし、そこを本当に感謝しながら、教育委員会としても現場の力の発揮に感謝しているところでございます。

授業準備に関しましても、ほかの例ええば生徒指導に関しましても、かなりいろいろな業務が降りかかるてくる中で、そこを何とか仕事を効率化できるところをしながら、働き方改革の取組を進めてまいりました。こちらにつきましては、令和の業務改革の中で、第1、第2、第3弾と出しながら、これで終わつたというつもりもなく、また、今回の給特法の改正を受けて、業務量管理の健康確保措置の実施計画を取りまとめるのも考えてございますので、そういう中でさらなる働き方改革を進めながら、授業準備の時間、その他の時間を確保できるように取り組んでまいりたいと考えてございますし、それの一環として、中学校の部活動の地域移行とともに含めて全体の改革の中で、教員と現場と力を合わせながら働き方改革を進めていきたいと思ってございます。

○委員（西 ただす） 今これ何で聞いたかというと、法制定時のときに超勤4項目以外の残業は許されないのような書き方がされていた認識だったと思うんですけど、確認ですけど、私が思っているのと違うと困るんで。超勤4項目というのはどういったものか。いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 すみません、ちょっと手元すぐ出ませんので、ちょっと正確な答弁できませんので、申し訳ございません。

○委員（西 ただす） これはなぜ聞いたかというと、私が調べたところでいうと、超勤4項目というのは、1つは生徒実習、2つ目が修学旅行などの学校行事、3つ目が職員会議、4つ目が非常災害などの場合。それ以外残業というのは本来考えられてないということなんで、明日の授業準備のための残業というのは想定されてなかつたと、当時はね。でも、はつきりいって、これなし崩しですわ。なっちやつてるわけですね。今後もそうなる可能性があるんじやないかというところで心配して今言うたんですけど、やっぱりその不安があるわけです。

次にお聞きしますけど、現状、持ち帰り残業を起こしてしまっているという面があると思うんですけど、これまで持ち帰り残業をしていますか、その時間はというような調査をしたことがあるのか。していなければ行うべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

あと、ちょっともうまとめて聞いてしまいます。あわせて、休憩時間ということについてもお聞きしたいんですね。私は休憩時間というのは、職場から離れて買物に行ってもいいし、友達と待ち合わせて御飯食べに行ってもいいという自由な時間だと思いますが、どうも教職員はできないというふうに思うんですけども、本来そうあるべきだと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 持ち帰り残業の件と休憩時間と2点でございますが、まず1点目

の持ち帰り残業の調査のほうでございますけれども、どれだけの業務で何時間やっているかというのは、細かく調査できている状況ではございません。一方で、持ち帰り残業の件につきましては、我々としてもできる限りその時間内でできるような体制を取っていきたいとは考えてございますので、また現場の状況を確認しながら、働き方改革の取組を進めていきたいと考えてございます。

一方、休憩時間のほうも、かなりこれにつきましてはおっしゃるとおり、休憩時間に学校を離れられるかというとなかなか離れられないというのが現状でございます。通常のようにどこへ行ってもいいかというと、なかなかそれが離れられない現状の中で教員が現場で頑張ってくださっているというところが現状だというふうに認識しております。

○委員（西 ただす） ごめんなさい。1つは、持ち帰り残業について調査はしたことがあるのかということをちょっとはつきり教えていただきたいのと、あと、現状がそうなんだというのは分かるんです。でも、本来そうやって自由に自由時間を謳歌するというほどではないかも知れないけど、それぐらいはできたほうがいいと思ってるのか、そこはいかがですか。

○山出教育委員会事務局副局長 持ち帰り残業の調査につきましては、すみません、手元に細かいそのときのデータを持ち合わせてないんですけども、神戸市においては、平成28年度、それから令和3年度に実施したことがある状況でございます。

○委員（西 ただす） その後聞いたことをもう1回聞きますね。実際、休憩時間なかなか離れられないというのは現状としてあるんですけど、本来自由に外に出たりとか、休憩時間なんだから、そういうふうにあるべきだと、今はなってないけどそうあってほしいし、そうなるべきだなと思っているかどうか確認です。

○山出教育委員会事務局副局長 申し訳ございませんでした。労働者の休憩時間につきましては、おっしゃるとおり、自由に、拘束されるべき時間ではございませんので、るべき姿としては西委員のおっしゃるとおりだと思ってます。

○委員（西 ただす） また調査のものは、また後ほどでいいのでいただければと思います。いいですか。それだけ。

ごめんなさい、次、もう項目としては最後になりますが、次に、やっぱり今回見ていて問題だなと思ったのが、特別支援学校・支援学級の教員に関することに絞ってお聞きしたいんですけど、現在、特別支援学校の教員に対しては3%の加算があるということですが、これはどういう理由でついているのでしょうか。また、今回それが法改正に合わせて減額されるということを聞きましたけど、その理由は一体何なんでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 西委員おっしゃってる特別支援学校とか特別支援学級の担任に追加で支払われているといいますか上乗せになっている部分が、給料の調整額というものがございます。こちらにつきましては、現在、先ほど申し上げました特別支援学校・特別支援学級の担任をすることによって業務負担が増加するということから、3%の増額が定まっておりまして、これは国のほうでも将来1.5%に下げていく方向性が示されているところでございます。

こちらにつきましては、教職調整額の増額であるとか、学級担任加算の加算措置の増額に踏まえて、一方で、特殊学級、それから特別支援学級だけでなく、通常学級のほうにもなかなか特性を有する子供たちが増えてきているなどのことから、そちらに移行するといいますか、教職調整額、それから学級担任加算など増えることによって、特別支援学校に追加されている給料の調整額を下げる方針ということで国が示しているというところでございます。

○委員（西 ただす） 私、これひどいなと思うんですよね。今回も手当の見直しで0.5%減るということを聞いて、あと特別支援学校の教職員給与改定として、2027年1月より特別支援の調整額が給料月額から3%から1.5に半減するという方針だと思います。

今の国の説明はあるんだけども、今まで必死になって頑張ってきた人たちに対して、なぜこんなことできんのかなというふうに本当に思うんですよね。現場からどんな声が出てるかというと、特別支援教育の専門性が軽視されてるんじゃないかと。一般的には4から10して改善された形を取っているが、自分たちのところから搾取されてるんじゃないか。ほかに回して少しでも国の負担を減らせるんじゃないかというふうな声が上がってるわけですよね。教育委員会としては、これについてどう思っているのか、いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 今回の法改正に伴う給与改善といいますか、教員の処遇改善全体としまして、国の方針に合わせながら、神戸市としても調整すべきところを調整し、改正をしていきたいというふうに考えているところでございまして、特別支援学校・特別支援学級の専門性でございますとか、その大変さというところを軽視するつもりは全くございません。

先ほども申し上げましたように、一方で、一般の通常学級のほうの大変さも含めて学級担任加算制度であるとか、教員そもそもの大変さを鑑みて教職調整額の改善とかが進められているというふうに理解してございまして、トータルといたしましては、特別支援学校・特別支援学級の先生方が、この給料の調整額が下がったことによって今現在の給料より下がるということはございません。そんな中でそこを軽視するつもりは全くございませんけれども、国に合わせた制度改革の中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（西 ただす） 最初の議論に戻りますけど、トータルでというふうに言われるんだけど、その専門性、そして、果たしている役割に対して考えられてきた加算だったと思うんですね。それがやっぱり削られて、全体のものになっていく。ほかのところの通常の学級も大変だ。確かにそれはそうだと思います。そういうのも含めて、今回さすがに4から10という話になってきたんだと思うんですよね。でも、今まで大変だったところの加算を削るという発想自体を、やっぱり神戸市も唯々諾々と受け入れるべきでは私はないというふうに思います。

平行になりますからまとめますけど、給特法ができたときには、これは1971年、自民党以外野党は残業代を払えと反対をしました。そして、このたび、本来であれば、少数与党に追い込んだですから、残業代は全額を払わせる、そういうことが実現できる可能性があったわけですが、私は本当に残念だと思っています。

神戸市は、今回、学級担任・担当以外にも加算措置を広げたことということ自体はよかったですと私は思っているんですが、ただ、そうなると、1人1人の総額が減ってしまうと。そこは本当に教員の大変な状況に寄り添うというのであれば、独自での財源をつけてもよかったですというふうに思っています。額として上がったということですけど、新たな定額働かせ放題となる可能性もありますので、厳しく見ていいきたいと思いますし、この考え方にはやっぱり問題があるというふうに指摘して終わります。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（村野誠一） 今の部分に関連するんですけど、私はちょっとこの給与のことについては詳しくないので、参考資料を見せていただいてもなかなか難しいんだけども、事前にちょっとお聞きすると、先ほども話あったけれども、学級担任等への加算措置で、国からこれだけの加算をそのまましてくださいということになってないから裁量があるんだろうとは思うんだけども、

基本的には、根拠があって、これだけ担任の先生というのは大変だから、加算というものが国から法改正の下、来てると思うんですね。説明していただいたらいいんだけれども、当然その積算の根拠みたいなものも、当然、国のどこかできちんと議論されて、やはり今の担任の先生にはこれぐらいの給料が必要だろうということが、答申か何かで決まった上で法律が改正なされて、この地方に下りてきてるとは思うんだけれども、先ほどの話でもあるように、今回、認められた上限の担任の加算を、神戸市は上限を取らずに、ほかの担任の先生以外のところも増やすということで、神戸はそういうやり方をやって、例えば、他都市の政令市どうなのかとちょっとお聞きしたら、先ほどちょっと聞いたら、14市ぐらいでは、その担任の先生方には満額加算を乗せていると。また、先ほどもあったけれども——先ほどあったというか私も同じ意見なんだけど、本来は私は、担任の先生方、担任に限らないけど先生方、私も保護者としてよく見てますから、本当に大変だなと思うわけですね。やはり国が、だからということで担任の先生に加算をつける。それを神戸市が独自で削るんではなくて、やはりそれはそれできちっと担任の先生方に満額加算をした上で、それでも神戸市が担任の先生以外の先生もやはり加算すべきだということであれば、独自財源でやはり加算をすべきなんではないかというふうに思うわけです。

他都市なんかはそういうやり方を取っているようなところがないのかということをお尋ねしたいし、今後もやはりそういうやり方というか、ちょっと勉強不足で、この教職調整額の改善で、8年、9年、10年、11年、ずっと先まで段階的に引き上げていくわけだけれども、それと関連するのかどうなのか分かんない、この加算というものが。だから、一旦取りあえず神戸市はこうしてますけれども、例えば、来年度以降とかということは、またその部分を変えていくような可能性があるのかとか、ちょっとその辺の説明をお伺いしたいと思います。私だから、やはり担任の先生からすると、他都市では満額つけてくれてるので、だから国は、我々の大変さというか、やはり見合った給与というものをやはりきっちと認めてもらって、国は地方に、何ていうかな、法律改正してくれてるので、それを神戸市が勝手に減額して。ただ、それは同じ仲間の教員で、上げるということについては私は反対はしないんだけれども、やっぱりそこを下げて上げるというのはいかがなのかな。繰り返しになるけど、担任には担任できちと満額つけた上で、ほかの先生方にも神戸市独自で加算すべきだということであれば加算すべきなんではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 ありがとうございます。学校のクラス担任がいろいろな大変な思いをしながらしていっておるところ、そちらも御理解いただいているところ、非常に感謝申し上げたいと思います。

この学級担任加算の制度なんですけども、国で財源が下りてくる部分につきましては、学級数掛けるの3,000円というようなのが基準になる方向でございます。そうなりましたら、財源を独自に財源プラスできればいいのですが、基本的にその財源の中で考える中で、神戸市におきましても、学級担任を、例えば、複数で担任するというような複数担任であるとか、チーム担任制、学年担任制、教科担任制、そういったところも取ってたりとか、逆に、例えばですけれども、学年団に入って複数のクラスのちょっとフォローが必要な子をあちこち対応するような教員で、こちらはどちらかというと、またそういった面で大変な思いをされている部分もございます。ある意味我々としては、先ほども御紹介ございましたが、他都市の状況もいろいろ聞き取りをしておりました。他都市のほうも今、恐らく条例改正の手続に入っていますので、確定ではないんですけども、14都市ぐらいは国の方で考えておられると聞いておりますが、恐らくそこのほ

とんどが学級担任の数だけ、独自財源というのはなかなか追加しにくいんじゃないだろうかと思ってございます。

一方で、残り我々も含めた6都市あたりは、これは正確にどうなるかはちょっと今後の条例改正次第になってくると思うんですけれども、この辺りにつきましては、担任だけが苦労してるわけではなく、そのほかの苦労の部分も見る中で、我々としてもチームとして全員で学校を運営していく、そういう意味では、特殊学校・特殊学級もそうですけれども、チーム全体でフォローし合えるような状況をつくるべきやという考えも含めまして、現場の意見とか状況も勘案しながら、こういう方向性がいいんじゃないかなというふうに考えてプラスしたところでございます。

こちらにつきまして、来年度以降変えることは考えないのかということでございますが、一旦まずはチーム学校として取り組めるような空気感づくりも含めて、この形でまずは進めたいなというふうに考えているところでございます。

○委員（村野誠一） 神戸市はチーム担任制ですか、だからそれを試験的に導入して、今後も増やしていくということを聞いてますから、この加算というのはだからそういうものにはあまりなじまないパターンになるんかなということなんですかね。だから、このチーム担任制というのが神戸市独自なのか、国が、何ていうか、チーム担任制の導入もこれも国として文科省も推奨してるとか、例えば、そういうことも考えていくということであれば、この給与の部分もそこは教育委員会が文科省に要望するような機会があるのかどうか分かりませんけれども、やはり今後、そういうものに対しての給与の加算みたいなものも考えてもらうように、特に神戸市はどんどん増やしていくと、他都市に先駆けて増やしていくことであれば、そもそも制度がもう全然合わなくなってくるわけですから、そこについてはやはりしっかりと国に対しても現場の声として上げてもらいたいし、職員の方々の声、私これ質問するに当たって、別にその職員の方々から、他都市は満額もらえるのに、我々も本来やったら満額もらえると思ってたのに、加算してもらえると思ってたのに、すごく士気が下がるわと、がっかりやわというような声を聞いて質問しているわけではないですから。ただし、そういうことになってくると、当然チーム学校としてのチームは分かるんだけれども、言えるか言えないかは別として、やはりモチベーションであるとか士気が下がるということになると、詳しい数字は聞きませんけれども、なかなかこの先生の成り手というのも厳しい現状の中で、やはりしっかりと給与面というか、そういうものについてもないと、確かにどんどん待遇というか、働き方改革の中で改善はしていっていただいているけれども、まだまだなかなか先生を目指そうというような倍率というか、そういうふうにはまだなってないのかなと、たくさんの方々がね。そういった意味では、やはり本来、金額を下げるというのは、私は何かプラス面というのは、少なくとも担任の先生方はそれでモチベーションが上がるというようなことにはならないのかなと思います。だから、管理職の立場というか、皆さんの立場で全体的な底上げというのは理解はできるけれど、そこはやはり私は、独自財源というのは簡単ではないかも分からぬけれども、やはり子供たちの教育に力を入れるのであれば、やはり先生方の士気とか先生方の待遇というのはしっかりと上げていかないといけないと思いますので、先ほどまだ不確定の部分というか、その14政令市とか残りの政令市の部分がどうなるか、だから、最終的にはどこかの時点で分かるわけですから、その辺もまた分かれば教えていただきたいけれども、やはり私は今後、担任は担任として、それ以外の部分、それ以外の部分に対しても国に対して、今言ったように、先生は担任だけじゃないんだと。だから、ほかの先生方にも加算をきちんと認めてもらいたい、つけてもらいたいという要望は要望として、しかし、それが、何ていう

のかな、国がそういうような加算をつけてもらえない、財源を確保してもらえない間は、何とか神戸市でやるとかね。ちょっとその辺は、私はそういうふうに担任の先生を削るというのは、本来、満額認められるのにそこを削るというのはちょっといかがかなということは申し上げておきたいと思います。ぜひ、全体的にそれで士気が上がって、やっていただけたらいいとは思うけれども、私だったらここに出すかどうか分からんけど、そうやって思ってたけど下げられるとなったら、残念な気持ちにはなるかなと思います。特に先生方大変やからね。それだけ意見として申し上げておきたいけれども、今後、そういう政令市、全ての政令市なんかが確定して、他都市なんかの状況も踏まえて、今後、例えばそういうことも検討していくとか、考えていく、研究するというか、その辺の気持ちはどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 この教員の処遇改善ですけれども、随分昔から問題とされてきてまして、ようやく国のほうで法改正されて、やっと一步を踏み出したのかなというところでございます。私どもも教員の処遇については、以前から何とかして改善していきたいということで、国の方にもこれまで要望してきたところです。今回、国の方で示された案に基づいて、基本的には神戸市としてその案の中で、それを踏まえながら、ただ、その中で教員のやはりモチベーション、非常に重要ですので、どういったことが考えられるのかということで、現場の意見も聞きながら、今回のお示しした案に今はなってございます。

ただ、おっしゃるように、この教員確保、非常にこれからますます重要になってくると思いますので、その中で処遇改善、本当に重要になってくると思います。ですので、今後も今の国の考え方でよしというわけではなくて、しっかり神戸市の考え方を国の方に伝えていきたいと思います。

先ほど西委員からお話のあった給料の調整額についてもそうです。私もこれについては非常におかしいと思ってますので、そういったことも含めて、しっかり国の方に意見を伝えるとともに、処遇改善、本当に大事なことですので、できるだけ市としてもどんなことができるのかということはしっかり検討していきたいなと今後も思ってございます。

○委員（村野誠一） 私もまた本会議等で市長にも質問もしたいと思うんだけど、神戸市も、例えば、保育とか幼稚園とか、この人材が必要だということで、すごく力入れて、何とかの6つのいいねとかいろいろやって、独自でとにかく人材を確保するためにやってきてるわけで、独自財源でね。先ほどおっしゃったけれども、学校の先生の確保——だから担任だけではないですよ、担任だけではないけど、本当に学校の先生の確保。当然それは確保はできるけれども、やはり目指していただける方が少なくなれば、全員合格みたいになると、単純に質も下がってくるわけで、その質の低下というのは、もちろん子供たちに直結するわけですね。そういう意味では、子育て支援とか、神戸は子供に力入れてと言ったって、風上をしっかりしなかったら、風下というか、子供たちの健やかな、学力もそうです、市長は学力に力入れるんだと言ってるけれども、公立の。いじめにしたって何したってそうだけれども、やはり先生力を上げていくためには、人材、のためにやっぱりしっかりと手当をつける。だから神戸の——あんまり今まで独自でというような、教育の先生方への独自の財源でやってこなかったのか分かりませんけれども、しかし、やはり同じ子供を扱う幼稚園やとか保育園の先生には独自財源ですごく待遇をよくしてしてる。だったら、やはり公立の先生方も、今言ったように担任だけじゃないんだというところを独自で、それが子供たちに直結するんだということであれば、しっかり予算要求して、必要性を訴えていただく。我々議員が訴えても、あなたたちが、あんまり私たちには必要だと思ってませんということであれ

ば困るんだけど、やはり担任だけじゃないんですよ。やっぱり子供たち、学校で子供たちを見ていくためには、こういう財源も必要なんだからということになつたら、一緒になって予算当局に對して、これはやっぱり神戸の子供たちのために必要なんだということで要求もしていけますから。まずやはり皆さん方もそういう気持ち、だから最終的には国がやっていただいたらいいんだけど、しかし、国がやるまでは、やはり神戸は、その間も神戸は子供たちを育てる。また、優秀な先生を確保する。やっぱり時間がありますから、その間は独自でやりますということがあってもいいのかなというふうに思います。これはだから為政者が教育のことをどう考えるか、市長がどういうふうに考えるかということにもなるんだろうと思いますけど、その辺ぜひそういうスタンスでやっていただいたら、我々も、我々というか皆さんどうか知らんけど、私は応援させていただきたいなというふうに思いますから、繰り返しになるけど、皆さんが要りませんと、予算要求するつもりもありません言つたら、はしご外されるようなもんやから。その辺はだから一緒にになって、しっかり現場のここが必要なんだということをやっぱり主張していくべきなのかなというふうに思います。これはコメント要りません。しっかりやっていけたらと思いますから、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（西 ただす） 金額の確認をちょっとしておきたいんですけど、その1点だけです。ごめんなさい。

教職調整額の改善以外のところで、3の教員特別手当の見直しが大体なるんかと思うんですけど、小学校・中学校の普通学級のそれぞれの担任は、だから結局どれぐらいになるんか。改正案ではこういう金額になつてますけど、なべてやるということですから。それと、担任じゃない人も同じ金額なのかということと、あと、特別支援学級の先生はどうなるのかということについて教えていただきたいんですけど。

○山出教育委員会事務局副局長 すみません、まず、担任か担任でない人かでいきますと、基本的には同じような給与改定になるとお考えいただけたらと思います。

特殊学級につきましては、先ほどの給料の調整額のほう、こちらの見直しにつきましては、国が示してるのは、9年の1月1日以降の形で確定したものではございません。こちらにつきましては、9年の1月の反映になるのではないかというのが今の現状でございます。

あとは、すみません、ちょっと手元に、例えば、担任やつたら幾ら増えるかいうの、すぐトータルでちょっと出ないんですけど、例えば、教職調整額、今の御質問とはちょっとずれますけども、教職調整額なんかでいきますと、令和8年1月から、月額当たり小・中学校で4,300円ぐらい増える予定でございますし、特殊学級でも3,000円ぐらい増える見込みでございます。

○委員（西 ただす） 分かりました。

もう1点だけ、独自財源つけるということはルール上できないのか、できるのか。できるんじゃないかなと思うんですけど、それだけ確認。

○山出教育委員会事務局副局長 法に基づき条例で定められる事項というのはかなり多くございますので、独自財源が全く無理かということであれば、全く無理ではございません。

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑がなければ、本件の審査はこの程度にとどめ、本件について意

見決定を行いたいと思います。

それでは、これより意見決定を行います。

報告事項、神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件に関して、第78号議案のうち、本委員会関係分について御意見はございませんか。

○委員（西 ただす） 納得できません。承認できないということです。

○委員長（徳山敏子） それでは、多数の御意見としては、原案を承認することに支障がないとのことですが、一部の反対の御意見もあった旨、総務財政委員会に申し伝えることといたします。

以上で、本件報告事項に関する意見決定は終了いたしました。

引き続き議案及び陳情並びに報告事項に関し、質疑を行います。

最初に、第95号議案神戸市学校給食センター条例の一部を改正する条例の件について御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 基本的な点を確認したいんですけど、今回のセンターでは、児童・教員も含めてでしようけど、何人の方が対象になるのかということ。最大どれくらいの人数まで食数対応できるのかということ。あと、栄養教諭の配置はどのくらいになり、どのような形で業務に就く予定になっているのかというのを教えていただきたいんです。

○川西教育委員会事務局健康教育課長 まず、人数の件なんですけれども、中学生が約1万1,000食分、来年の4月から小学校6校にも配達しますので、こちらが約4,000人分というふうにしております。

栄養教諭のほうは、今、国の方で少し改正の動きもあるんですけれども、現状で3名は確定、プラス1名については今ちょっとまだ調整中でございます。

食育のほうは、今、第一センターのほうでも中学校に向けて、給食管理、児童の様子なんかも訪問でさせていただいておりますように、同じように第二センターでも食育のほうを進めていきたいと。声かけができていない先生方についてもちょっとフォローさせていただいて、できるだけ子供たちが食が進むように、ちょっとフォローアップのほうはしていきたいと思っております。小学校のほうについても、今、垂水共同調理場でやっております食育と同じように、児童に向けた食育を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（西 ただす） ごめんなさい。1つお聞きしてた点が、実際に機能として何人までいけるのかというところの御答弁がなかったかなというふうに思うのと、ごめんなさい、もう一緒に言ってしまいます。1名がプラスになるかもしれないというところの話がちょっと、今、法改正があるからそうなるかもしれないというお話をされたのかということ。あと、栄養教諭がふだんどこにいて、どういう形で出ていってとかいうのとかがもうちょっと知りたいんですけど、いかがでしょうか。

○川西教育委員会事務局健康教育課長 第二センターの機能としましては、ちょっと先ほども申し上げましたように、1万5,000食規模の機能を備えております。

栄養教諭につきましては、この12月、本日から栄養教諭3名は第二センターのほうに常駐しております。これから大量調理のシミュレーションを行っていきますので、その給食管理に向けた調整を行っております。今後も第二センターのほうに常駐しまして、そこから各学校のほうに訪問、食育等を進めていくというふうに考えております。

以上です。

○委員（西 ただす） ごめんなさい。さっき言われた3人プラス1というのがちょっと分からなかつたんですけど、聞き落としてるのかな。1人という、そういう言い方を今されたような気がするんだけど、そこはどうなのかということと、あと、常駐していて、学校に呼ばれたら行くのか。それとも、ずっとぐるっと回ってる——常駐だからそうではないのかもしれないんですけど、そこら辺はどういうような、活用という言い方をしたら人のことだから失礼かもしれないんですけど、ちょっとそこはもうちょっと分かるように教えていただきたい。

○川西教育委員会事務局健康教育課長 栄養教諭につきましては、実際、年度単位で考えておりますので、今年度3名、センターの要員として健康教育課のほうに配置になっておりますので、その教員のほうが——指導主事のほうが今、給食の準備に向けて、センターのほうに配置になっているという状況でございます。

教育のほうなんですけれども、実際はセンターのほうに常駐しますので、そこから各学校のほうに出向くという形になります。

学校のほうからもちろん要請があつたら行きますけれども、最初のほうは、始まった当初はこちらからもその様子なんかを見に行かせていただくという予定にしております。

○竹森教育委員会事務局長 申し訳ございません。栄養教諭につきましては、今の制度にのっとって3名を既にもう配置してございまして、今、国のほうで改正が議論されてございますけど、もし改正がかなうようであれば、さらに増員を考えていくということでございます。

○委員（西 ただす） 分かりました。プラス1も分かりました。

やっぱり学校に出向くというのが、今の話ではどれぐらい行くのかというのは今後なのかなという感じですね、今の。後でまた言いますけど、やっぱり身近にいて、それぞれの学校の状況というのを、そして、その生徒の状況というのに対応していただきたいなというふうに思って質問しました。

今回、垂水の調理場の廃止と合わせてだったと思うんですけど、どれぐらいの人数に垂水のほうは対応して、配送でどれぐらい時間がかかるかについて、センターになると、垂水調理場の圏内だった地域というのは、時間的にはどれくらい差が出るのかなど、いかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 今、垂水の共同調理場から受配しているのが7校ございますけれども、これについては、今現在隣にあります、西舞子小学校は第一センター隣ですので、そこから配送します。それ以外の垂水の学校につきましては、第二センターから配送することになります。

次におっしゃっていただきました配送の都合とかで申し上げますと、どうしても距離的なものはございますので、一定時間を要するところが出てくるというのは否めないかなというふうに思っています。ただしこの辺については、調理を完了する時間と、それから喫食を始める時間等から逆算しまして、これまでと変わりなく提供できるようにしっかり精査をして、現在進めているところでございます。

○委員（西 ただす） もう質問としては終わるんですけど、日本共産党議員団としては、給食に関しては、全員が食べ、温かいおいしい給食の提供を求めてきました。私自身も中学校給食を実現するために、できてないときから署名を集めて活動してきましたけど、一步ずつ前進を勝ち取ってきたというふうには思っています。

今回の給食センターの開設に併せて、市としては全員喫食と温かい給食ということにはなったとは思っています。

ただ同時に、様々なまちへ行って見てますと、地産地消を抜本的に進めているような様子を見ると、やはり自校や親子方式で実施しているところがよりよい給食であるなというふうに感じていました。大量の調理では一定のサイズの野菜などでないと調理がしづらいと、ロット数が確保できないという状況があります。他市で見ますと、学校ごとで栄養教諭が独自のルートを持ち、旬の野菜や海産物なども活用して地産地消を進めている様子も見ました。本来こうした中で食育が進められるのが望ましいと感じています。

今も少し触れましたけど、栄養教諭が、前の委員会でも、生徒数、学校数でいえばセンター方式では圧倒的に少なくなってしまって、小学校の栄養教諭の協力も得ながら進めていくみたいなこともこの前言われてましたので、その分、手薄になるんちゃうかなと。小学校にとってみればと。やっぱりアレルギー対応を進める上でも、本来、各校で栄養教諭や調理師さん、先生を交えて進めるほうがきめ細かくできるということで、この議案についてはその点で問題があるかなと思っております。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（村野誠一） 今回、西区のセンターが供用開始する上で、先ほどもあったけど、共同調理の部分をこのセンターに移管していくという話だけど、幾つ共同調理が移管されるのかと、それによる財政効果というか、何かしら浮いてくるようなお金があるのかと、この共同調理場というの私はあまり視察させてもらったことないんだけど、それは公設でやって、いわゆるその場所というのは神戸市の土地なのかとか、もう完全に民間のものなのかとか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○藤井教育委員会事務局副局長 今回の施設のありようを変えることによって共同調理場が廃止になりますのは、条例として、議案として上げさせていただいてます垂水の共同調理場1か所でございます。それが、新たにできます第二給食センター、西区にございますが、こちらのほうに移管するということで、数で申し上げると、共同調理場の1減。それから、給食センターの1増ということになります。費用面で申し上げますと、今回PFIの形を取らせていただいて第二センターを運営するわけでございますけども、当然、費用比較をした上で、直営で建設をし、維持管理をしながら給食提供するということを比較した上で、こちらのほうが、PFIの形の方式のほうがメリットがあろうということで、精査をした上で給食センターをPFI方式で運営するという形を取らせていただいてますので、経費的なメリットは当然見込んだ上で運営させていただくことになります。

あと、このセンターで何らかほかのメリットが生まれてくるかなということで、ほかの要素についてもろもろ検討しながら、しっかり給食提供していきたいというふうに考えております。

○委員（村野誠一） 今のその垂水の共同調理場というのが、土地とか建物というのが神戸市のものなのか。民間の土地とか建物をお金を払ってやってもらってるのかと、それから、今回の議案は垂水1つということだけど、他に共同調理場というものがあって、今後、この共同調理場というのも、適宜というか、そのキャパなりとか余裕が出たときにセンターに移行していくのかどうなのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○藤井教育委員会事務局副局長 失礼しました。1点目でお聞きしておりました。

共同調理場は、現在市内に2か所ございます。お尋ねの垂水の共同調理場については、神戸市の所有でございます。運営は一部委託をしておるんですけども、土地建物、神戸市のものでござ

いますので、閉鎖した後の活用については、今後様々な観点から検討がなされていくものというふうに理解をしております。

前後しましたが、共同調理場は現在2か所、先ほどの課長からの説明でもありましたけれども、北区に1か所ございまして、ですので、共同調理場が今現在は2か所。それから、給食センターは、運営してるのは第一のみ。これが、この1月以降、共同調理場が北区のみの1か所、給食センターが2か所で運営していくことになってございます。

○委員（村野誠一） だから、今後、今回の垂水のように、いずれというかどこかのタイミングで、だから、センターのキャパの問題はありますけれども、余裕が出た場合、受け入れられるという場合に、この共同調理を、他の共同調理場もセンターに一元化していくというような考え方はないのかということをお聞かせください。

○藤井教育委員会事務局副局長 率直に申し上げますと、今現在、その考えは持ち合わせておりません。

ただし、今後、児童・生徒数の減少の見込み、それから施設のありよう、給食室のみならず学校そのもののありようとか、それから、センターが、先ほど稼働の能力のお話もさせていただきましたけども、この辺りの状況を全て勘案しながら、北区に残ります共同調理場をどうするか、センターをどのように活用していくか。それから、今、そのほかに当然自校調理でやっております学校もございますので、どのように給食提供していくかというのは今後考えていくべき課題であろうかというふうに認識をしております。

○委員（村野誠一） 私も1つ以前、垂水のセンターを視察させてもらって、今回、西区で、これで全員喫食が一旦整うわけだけど、キャパというか、今は当然その生徒数に応じて運営されてるわけだけども、その増減、例えば、だから最終的に共同調理をセンターで受け入れようと。そのセンター自体でそれが賄えるような、何というかな、ゆとりみたいなものがあるのかどうなのか。いやもう今も設備的にもぱんぱんなので、基本的に言ったように、子供たちがどんどん減っていって、余力が出ない限り、そういうことはやろうと思ってもできないのか。それとも、施設自体、垂水にしても西区にしても、センター、キャパはある。今はその生徒数に応じてだけど、そこで共同調理の部分を受け入れると言われば、受け入れられることは可能なのかどうなのか。その辺はどういう状況なんでしょうかね。

○竹森教育委員会事務局長 このセンター方式の給食提供ですけども、中学校給食の全員喫食制への移行を考える中で、私どもも随分議員の皆さんとも議論させていただいて、今の形を取ってございます。

今回、第二給食センター、西区のテクノ・ロジスティックパーク内で土地を確保して、これ市の土地でございますけれども、確保しましてやっていくということで、この土地が結構広い土地ございまして、ちょうど私どもこの中学校の全員喫食制を考えていく中で、小学校の垂水学校給食共同調理場、これがかなり老朽化してまして、何とかしないといけない。ただ、現地建て替えとなると給食を止めないといけないという問題がございまして、これを両方合わせてこの場所で解決しようということで、第二学校給食センターの整備を行ってまいりました。

将来的に北区の共同調理場、これもやはり施設も今もそこそこ古くなってきてまして、いずれ建て替えというような問題も出てくると思います。その場合に、その時点での状況を考えながらいろんな選択肢があろうかなと思うんですけども、先ほども申し上げましたように、このテクノ・ロジスティックパークの土地、かなり広いので、今回、第二給食センター施設建てましたけ

ども、奥に余剰地が余ってございまして、選択肢としまして、将来そちらに拡張できるような余剰地はございます。ですので、これから給食提供の在り方全体を考える中で、またしかるべき時期に検討していかないといけないと思ってございます。

○委員（村野誠一） 特別今すぐにどうのこうのと言うつもりはないんだけれども、北区が老朽化して、そこを現地建て替えができるから、止めることができないからといって新たに別のところで建てるんだったら、これ財政的にはもうとんとんなのかな。安いところと高いところと、その土地の地価の値段とか、そういうのは関係するかも分かんないけど、ただ私が言いたいのは、今ある、例えば、そのセンターに余力があるんであれば、距離的なものというのはあるのかも分からぬけれども、実現可能なのであれば、集約できるところは集約していったら、やっぱりその財政的にもかなり、何ていうかな、浮いてくるので、私はあまり教育委員会の中でお金を捻出するというのがどうか、でもやはり無駄というか、やっぱりそういう観点も必要だと思うし、先ほど言ったけれど、必要なものはやっぱりきっちと予算を要求すればいいんだけれども、全てにおいて、それは例えば全て自校でとか、全て、何ていうのかな、ベストはそれは望むところなんだけれども、しかし、優先順位でやっぱり一定これぐらいの水準で維持をして、例えば、センターで子供たちが満足をしていると、声で言うたら温かいし満足してもらってますということであれば、私は、これは私の考え方だけど、当時デリバリーを導入したときに、私はデリバリーはいかがなものかと。やはりセンターにすべきだということを本会議で、当時、その前の教育長のときにも言って、いずれは中学だけではなくて、小学校もそのセンターで集約をしていくと、いろいろとメリットも出てくるんではないかと。今すぐ皆さんとしては小学校もセンターにというような考えを持ってないと思うけれども、だから、その浮いたお金でもっと子供たちに別の部分で、親の財政の負担の軽減であるとか、もっと違うところにお金を振り分けていくとか。そういう発想もできるのかなというふうに思うので、できることをやったらいいのかなというふうに思ったので、ちょっとどんな状況かお伺いした次第です。もう結構です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 他になければ、次に、第96号議案（仮称）神戸市第二学校給食センター整備・運営事業契約に係る変更の件について御質疑はございませんか。

○委員（山下てんせい） お願いします。当該土地は、垂水駅の北側の垂水小学校ということで、垂水小学校の北側のN T Tビルを、ごめんなさい。フライングです。ごめんなさい。失礼しました。

○委員長（徳山敏子） 96号議案に関して。

○委員（西 ただす） もう質問しませんけど、先ほど言うたセンターの考え方に基づいて、やっぱり問題があるかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 他になければ、次に、報告事項、工事請負契約の締結について（関係分）について御質疑はございませんか。

○委員（山下てんせい） すみません、改めてお願いします。

当該土地は垂水小学校ということで、非常に土地が取得しにくい土地、場所であったんですが、

北側のN T Tビルの土地を購入するということで、校庭の拡大が実現するということになったことは非常によかったですと思うのですが、その工事をすることによって、校庭の反対側にある、いわゆる集合住宅、あるいは戸建てのお店や戸建てのお宅というのと直接隣接することになるんですね。なおかつ、この先、道路が切れて、もう集合住宅とは全くの横になってしまうというふうなことです。一応、土地利用計画の変更によりますと、緑地の部分をバッファーとして広く取るというような計画であることは、十分この図からも判断できるんですけど、それ以外に近隣の一小学校ですからどうしても騒音対策というものを懸念せざるを得ないわけでございます。そういうことに対しての考え方をお伺いしたいと思います。

○有原教育委員会事務局長 垂水小学校の北側にある旧のN T Tの所有地を、今回、垂水小学校のグラウンドの拡張を目的としまして取得をさせていただきまして、それに伴いまして、解体工事を行うということでの報告でございます。

完成後につきましては、この土地については、今、山下委員から御紹介いただきましたように、ちょうど北側にさらに集合住宅等も隣接することになりますので、直接グラウンドと接するということではなくて、緑地を広く取りまして、それを一種バッファー、緩衝用地として、騒音であるとか、学校が隣接することに伴うところの隣接のお困り事が増えないようにということで対応も考えさせていただいているところでございます。

また、グラウンドの土の飛散につきましては、新しい技術でございますけれども、グラウンドの砂に風で吹き飛びにくいような質感を持った素材も混ぜ込むことによって、通常、グラウンド、風で多くの砂が舞い込んでということがありますけれども、そういうものの対策にということで考えているものがございます。

また、防音対策につきましては、工事中はもとよりですけれども、工事完成後につきましても、通常のフェンス等を行ってまいりますけれども、これはまた地域の皆さんとも協議をさせていただきながら、どういう素材のものを造っていくかということにつきましては、引き続きまたよく考えさせていただきまして、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。今までずっとN T Tのビルが守っていた、ある意味守っていた部分がなくなるということで、新たに問題が発生することをしっかりと予見した上で、その近隣の住民の皆さんとコミュニケーションを取りながらしっかりとやっていかないと、やはりちょっと心配が若干あるぞということを御指摘させていただきまして、以上で終わります。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） それでは、次に、報告事項、神出小学校水道の市水道への切替えについて御質疑はございませんか。

○委員（山下てんせい） 引き続き、すみません、よろしくお願いします。

神出小学校の水道の件に関しましては、内々で工事が進んで、水道管のほうを水道局のほうが工事しているということは伺っておりましたので、小学校、確かにP F A Sの問題が今ありましたので、恐らく保護者は喜んでるんだろうなというふうに思っているんですが、ただ、まだ予算としての手当がない状態ですから、ちょっと突然報告が来たなというふうな思いがあります。

そこで、経緯だけ分かれば教えていただけますか。

○竹森教育委員会事務局長 前回の委員会でも御議論いただきましたけども、前回の御議論の中で、私のほうの御答弁としまして、補正予算の確保をしていきたいと御答弁申し上げてございました。

ただ、やはりどうしてもできるだけ早く進めたいという思いもございまして、対応方法を市長部局とも協議を重ねてまいりまして、少しでも早く整備するために、補正予算の議決を待たずに既決予算の中で対応していこうということを決めてございます。ですので、本来でしたら議員の皆さんにしっかり審議いただきて、対応するということが筋ではございますが、今回につきましては、できるだけ緊急対応を行っていくということで考えてございますので、御理解いただければと思います。

○委員（山下てんせい） 簡易水道組合のほうも、ちょっとどうするかということを今、同時進行で議論しておりますので、恐らくそちらのほうにも合わせてやっていただいているんだろうと思うんですけども、少なくとも小学生の安全のためにございますので、私はこの市水道への切替えは評価をしているところでございます。ですので、その点、前向きに進めていただけたらなと思いますけれども、当事者というか西区選出の議員ですから、経緯のほうを知っておきたくて御質問させていただきました。ありがとうございます。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（西 ただす） 前回の委員会でもなるべく早めの対応と求めておりましたんで、今回進められたというのはよかったですというふうに思っております。

簡単にお聞きしたいんですけど、今、施工業者を探してるということなんんですけども、いつまでに決定するという見込みを持ってるのかなというのと、あと、工事完了まで4か月と割と長期かなというふうに思うんですけども、4か月と聞いたんですけど、どういった対応でそれぐらいかかるのかと。あと、4か月というと、プールがスタートするまでにやるんやという思いでやられてるのかということがあるのと、あと、大丈夫だと思いますが、4か月なりの期間中に学校の財政的な負担が出ないように対応されると思いますが、いかがかと。

以上です。

○有原教育委員会事務局部長 神出小学校の水道の引込み工事並びに神出小学校の敷地の中での水道管の布設の工事ということでございます。

今、水道局のほうが神出小学校のちょうど南側、公道上まで水道局の配水管が伸びております、これが10月末に完成したところでございます。これを受けて、神出小学校にも水道を引き込んでということで、今、工事の準備作業を行っているところでございます。

これまで行ってきましたのが、現地に入りまして、敷地の中のどういう経路でどれぐらいの延長で水道管を布設していくのか。これは学校の意見なども聞きながら考えておったというところでございまして、11月末におおよその仕様が固まりましたので、これからその仕様を基に施工業者を、これから見積り合せ等で決定をしていこうというふうな手続を考えてございます。当然のことながら、年内には工事業者が決めれるようにということで、我々のほうもこれから動いていきたいというふうに思っております。

工事業者が決まりましてからのスケジュールで、4か月間ということで示させていただいておりますけれども、これは、これまで行ってまいりました同種の水道管の工事で4か月ほどかかったというところで考えてございますけれども、もちろん事業者が決まりまして後に、具体的な工期・工程についても事業者のほうと打合せをしながら決定してまいりたいというふうに思います。

私どものほうでも少しでも早く工事を完了したいという思いは持ってございますので、業者との調整を行いまして、この4か月と申しておりますのが少しでも短縮ができないかということについては、これから考えていきたいというふうに思っております。

4か月の終わりの時期ですけれども、プールに間に合うようにというところは、これはもう最低限ということで考えておりまして、前回の委員会でも御説明しましたけれども、児童の安全のために、少なくともプールに間に合うようにということは考えておりますが、それにこだわらず少しでも早くできないかということで、4月なり5月なりというふうなスケジュールはもちろん念頭に考えているところでございます。

それまでに学校のほうの費用負担をかけないかということにつきましては、今、浄水器の対応を行っておりますけれども、これも事務局のほうからしっかりと予算の対応をさせていただいておりますので、学校の負担がないようにということではもちろん考えていきたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○委員（西 ただす） 分かりました。4月、5月を目指しながら、なるべく早くということで、ぜひしていただきたいと思いますし、学校への負担がないようにというふうにお願いします。

あと、ちょっとここで聞いてもあれですけど、やっぱり地域との関係で言うと、いろんな施設があるので、やっぱり市水道に切り替えていく時期なのではないかというふうに思ってるんですけど、そういう話との絡みで聞いていることがあればというのと、あと、分担金・工事負担金というのが、ちょっと概念が理解できないので、ちょっとそれだけ教えてください。

○有原教育委員会事務局長 まず、分担金・負担金ということでございますけれども、神戸市水道条例に基づいて、工事の施工者が水道局に対してお支払いをするものということでございます。1,067万円の内訳ということでございますけれども、水道局の分担金というものが、布設をします水道管の口径によって金額が変わってくるんですけれども、私どもの想定しております口径50ミリの水道管で言いますと、分担金が59万4,000円、工事の負担金につきましても同じく口径50ミリで計算をしますと、1,007万6,000円ということで、合計1,067万円ということで見込んでいきます。

それから、周囲の水道組合から市水道への切替えということにつきましては、学校が先んじて市水道のほうに切り替えるということで、水道組合とも協議をさせていただいております。これはもちろん地域の方の御理解がまずあった上で、水道組合のほうで主体的に考えていくものということで考えておりますけれども、現状では、スケジュール含めていつぐらいの時期にということは、私どもとしては聞いておらないということでございます。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○委員（村野誠一） 予算については既定予算対応ということなんだけれど、この既定予算、どういう予算をこちらに回して、だから、先ほどの担任の加算じゃないけど、これに回したから、本来の既定予算つけてるわけだから、それが遅れますと。だからどういうものをこの予算に回しているのかとか。本来であれば、何か各局にいざというときに支出するための何かお金があれば、ぱっと支出できるんだけど、今回は既定予算対応ということなんで、もう1つそこはこれをここに回しますというような御説明をいただけたらと思います。

○竹森教育委員会事務局長 説明不足で申し訳ございません。財政のほうとも協議をして、既決予算、学校改修等の工事の契約で発生します工事請負差額がやはり発生しますので、その部分で予算上浮いてくる金額がございますので、その予算枠を使わせていただきたいと思ってございます。

○委員（村野誠一） ごめんなさい、私、既定と言ってた。既決予算、訂正します。

その工事なんだけど、これは後でやるけれど、本来、のり面の工事で、前回の委員会でも、何で予算と、最終的に入札・応札したら1億9,000万かな、かなりの金額の開きがあった。そもそもこれ積算おかしいんじやないかと。何でこんだけ開きがあるんやというのがあった。結果的に、予算・決算というか、開きがあったからこれ既決予算対応というのができるわけですね。だから、基本、組んだ予算と決算がきちんと割ときれいな数字で収まっていくと、このお金というのは捻出できなかつたのかなと。結果的によかつたんだけど、だからといって、こういうこともあるから、割と予算というのはできるだけ多く取っておいて、最終的なこういうようなものに備えて我々は予算を組んでるんですとか、ちょっとその辺どうなのか。本来やっぱりきちんと、開きがあると議会では、何でこんなことになってるんだと。どういう予算要求してるんだということになるわけなんだけど、その辺はどうなんですか。今回だからたまたまというか、これはこれで、後に言いますけど、何でやっぱりそれだけ開きがあつたんだ。前回の委員会でも言いましたね。なんでこんだけ開いてんねんと。安くなつたことはいいんだけど、その工事も安くなつたことはいいんだけど、そうすると今後も開いたことが、開いておくと、こういうことに役に立つからしいんだということになって、それが正当化されていくというのはちょっといかがかなと思うんだけど、その辺ちょっと説明いただけますか。

○竹森教育委員会事務局長 予算の考え方でございますけれども、やはり市全体としまして、財源に限りがある中で、どのような施策をやっていくかということですので、やはり委員おっしゃるように、予算・決算、できるだけ近い額であることが望ましいと私どもも思っておりますので、適切な予算額、しっかりと見積もって予算計上するというのが、これは大原則ではないかなと思います。

ただ、その中で、やはり予算時の見積りからやっぱり少し予算の時点ではそこまできっちり精査できてなかつた部分について、実際に執行したところ、これぐらいの金額だった。これは安く済む場合もあれば、高くかかる場合もございまして、そういうところが一部どうしても生じることも事実でございます。ただ、私どものスタンスとしましては、しっかりと今後も適切な予算計上をして、執行のほうでも適切に執行していきたいと考えてございます。

○委員（村野誠一） もう一度聞いておきたいのは、今回だから、結果として今言ったような工事の差額が生まれたからということで、既決予算を使って対応しました。もしそれがなければ、今回やっぱり補正でやらざるを得なかつたのかということをお聞きしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 先ほど申し上げました工事請負差額でございます。今回、財政との協議をして、ここの差額があるでしょう、この枠でということで、今回こういった対応を取ることになってございます。ただ、ほかの施策も含めて、全く余剰がないのかと言われますと、そういうわけでもございませんので、今回とにかく緊急対応ということで行くということで、教育委員会の中のいずれかの予算を使って、仮にこの工事請負差額がなかつた場合は、ほかの部分を捻出しておつたのかなということで考えてございます。ただ、それも全くないということであれば、もう補正予算しかないかなという認識でございます。

○委員（村野誠一） だからそれは、やはり常に予算・決算、ベストでいうと、この教育委員会に限らないけど、やっぱりたまにあるわけですよ。何でこんなに予算と決算が開いてんねんと。これ予算どういう予算組みしたんやということを指摘する場合があるわけだけど、先ほど御答弁いただいたように、基本的には予算と決算というのがやっぱり近い数字にこしたことないわけです。そうあるべきなんだけれども、そうすると、緊急的な何かが発生したときに、すぐに対応できな

いわけなんだけれども、予備費的なものというのは、そもそもだから教育委員会、これは教育委員会に限らないかも分かんないけれども、何というのかな、ないのかどうなのか。やはり今後も何か緊急的なことが起きたときは、そういう予算・決算の差額の中から機動的に、緊急的な対応せざるを得ないのか。だから、その辺はどうなんですか。今後、そうではなくて、やはり何かのときのために一定の予備費みたいなものを確保するというのも1つの考え方なのかなとも思つたりもするんだけど、頻繁にこういうことはないとはいって、その辺はどうなんですか。

○竹森教育委員会事務局長 予備費につきましては、神戸市会計全体で予備費が幾らというような予算計上の仕方をしてございます。その中で、各局が突発的に何かあって対応しないといけない場合につきましては、財政と協議の上、その予備費をその事業に充用して対応するということは一定ございますので、そういう意味で申し上げますと、先ほど私が申し上げた教育委員会の中の予算がなかったときは補正予算でということを申し上げましたけれども、もちろん予備費の充用についても含めて財政と今回協議を行ってございます。

○委員（村野誠一） 結果的に今回、既決予算で速やかに対応できるということなのでよかったですかなと思いますけれども、ただ、やはりその予算については、しっかり査定していただきたいなと。あんまりこういうこともあるからゆとりを持って予算を組んだらええわというようなことにならない、緩まないようにぜひお願いをしておきたいということだけお願いしておきます。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。
(なし)

○委員長（徳山敏子） それでは、この際、教育委員会の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（平井真千子） すみません、K O B E ◆ K A T S Uについて、スタート時期も本当に目前となってまいりましたので、幾つか各論のことで確認をさせていただきたいと思います。

まず、既に登録されている団体の方から御相談があつたんですけれども、指導者の確保、一定はできているんですけども、皆さん仕事しながらやっているということで、これから安定的にやっていくためには、もっと指導者、できれば確保しながら進めていきたいなというお声がありまして、今、コベカツ人材バンクで、教員の方とのマッチングというはあるんですが、教員以外の民間の指導者とか、指導者まで行かないまでもボランティアでお手伝いできる方とのマッチングとか、そういうことは今後考えておられるんでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 ただいま、人材バンクの運用でいきますと、先ほど御紹介いただきました教員とのマッチングと併せて、今、各学校で御活躍いただいております外部指導員・部活動指導員の方につきましては、我々のほうで登録をさせていただいて、マッチングをさせていただいているところです。

こここの2つの職種につきましては、やっぱり一定こちらのほうで面談もさせていただいた上で登録をさせていただいた方ということになりますので、今のところ、一般に広げるということはちょっとなかなか難しいかなというふうには思っておるんですけども、来年1月頃から、コベカツクラブの各団体の紹介ページをちょっと充実した形で公表しようと思ってございます。その中で各団体が指導者を募集している場合は掲載できるようにしていきたいなというふうに考えてございます。

○委員（平井真千子） 今のマッチングの中で割と進んでると思うんですけども、一定足りてる

かなというような御認識なのかということと、クラブの紹介ページの中で人材募集ということも入れてくださるということなんですけれども、まだちょっとどういうページかイメージがつかないので、そこは何か双方向性みたいなのがあるページになるのか。その点を教えてください。

○下條教育委員会事務局長 コベカツクラブの人材バンクにつきましては、指導者を求めている団体の募集もしておりますので、その全てに対してこちらが何か適切な人材がマッチングができるかというと、できる限りそれには努めていますけれど、全てが満たされているというわけではないかと思ってございます。

コベカツクラブの紹介ページの中では、双方向といいますか、各団体の連絡先を記載することにしていますので、そこに連絡をいただきて、個別に協議をしていただくと、そういったことを考えています。

○委員（平井真千子） ありがとうございます。

民間の指導者の方とマッチングしてほしいという御意見の中には、教員さんは教員としての仕事をされながらになるわけなので、自分たちの活動団体との活動時間の中でちょっとマッチングしにくいんじゃないかなという思いがあって、部活指導員の方も入るわけですから、それだけではないとは思うんですけども、なので、ちょっと裾野を広げてほしいなというのも、当然そういうお考えもあり得るかなと思うので、その辺についてはちょっと引き続き検討いただきたいということと、サイトに双方向性までは持たさないということとは思うんですけども、今考えていらっしゃる方も、結局、自分たちのクラブのSNSでの発信とかを通じて、何とかお手伝いできる方を確保していこうというような努力はされていると思いますので、その辺もどういう形でしたら、その方々のところにホームページを見た方がアクセスしやすくなるかとかいうこともちょっとと考えながら進めていただきたいなとお願いをいたしておきます。

それと次に、活動開始時期についてちょっとお聞きをいたします。今登録されている団体の中には、サッカークラブとか、今も既に子供さんたち抱えて活動している団体も多くございますので、そうした中で、9月からの切替えがスムーズにいくように、もうこの春からプレスタートという形でしたいという声も聞いております。今も活動されているわけですから、プレスタートということに特にそちら教育委員会の側として問題はないとは思うんですけども、ただ、活動場所が、K O B E ◆ K A T S U になったら中学校のグラウンドを想定されてるんだけれども、それまでのプレスタート期間はまだ使えない。今もしもクラブ活動をしていないということがあれば使える場合もあるのかなとか、でも基本は使えないのかなと思うんですけども、その辺、プレスタートする方に対して多少開放できるとか、そういうお考えはあるんでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 各コベカツクラブの体験会なども含めたプレスタートということなんですけれども、先ほど御紹介もいただきましたけれども、学校開放などの場を使って、夜間開放とかを使って、個別にコベカツクラブが体験会などを実施しているのは複数件ございますので、こういったことは我々もホームページの中でも紹介をしていきたいなというふうに思ってございます。

やはりコベカツクラブ、来年9月からスタートですので、そこですぐに子供たちが参加するというのはなかなか難しいかなというふうに思ってございまして、特に運動部で言いますと、総体が終わるのが大体6月から7月ということになりますので、学校施設が比較的使えるような状況になってくれば、体験会も含めて各学校でコベカツクラブを体験していただいた上で9月からスタートすると。そういうふうなことは考えていきたいと思ってございます。

○委員（平井真千子） 今の御答弁ですと、4月の時点とかではなかなかまだ難しいのかなというのが現状とは思うんですけども、個別のマッチングの中でできる限りこうした御要望にも柔軟にお答えいただければなと思ってます。

何でプレスタートしたいのかというお考えの、いろいろそれは9月からすぐやっぱり活発に活動したいという方とか、4月に今後の活動について迷ってるお子さんたちに対してしっかりとアプローチしたいとか、いろいろ理由はあると思うんですけども、そのお考えの理由の1つで、中体連への登録ということについて心配されているというのもありますて、それについても、だからできる限り速やかにといいますか、K O B E ◆ K A T S U 移行後に何かその辺でブランクが空いてしまったりとかしないようにということを御心配されてるのかなと思うんですけども、この中体連の登録ということも9月からになるのか、それとも何か随時していけるようなことになっているのか。どんな感じなんでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 中体連の登録につきましては、県の中体連と今協議も進めているところでございまして、各団体がいつの時期にどのような登録をしないといけないのかということについては、まさに今協議を進めているところです。

いずれにしても、9月以降に大会参加ができないというようなことがないように、しっかりと協議をしていきたいと考えてございます。

○委員（平井真千子） 本当にもう既に活動されてるところは、来年のスケジュールについてもすごく心配されるのは当然かなと思いますので、中体連という相手があることではありますけれども、しっかりと本当に時期的には決めて、通知していくということが必要な時期に来ているのかなと思いますので、その点についても不安のないように、また実際にブランクが空いてしまうということが生じないようにお願いをしたいなと思います。

最後に、経済的な支援についてもお聞きをしたいと思います。

経済的な負担が増えてしまって、活動機会の公平性みたいなことが奪われてはいけないみたいなことをすごくこの間議論もしてきたんですけども、市長のほうからは、条例つくって応援基金ということで支援していきたいというようなことも、10月、11月と御発言もあって、まだちょっと形は見えないところなんですけど、この応援基金についても、一定皆さんのはうでもこういう形で支援いただけるかなみたいな何かイメージは持たれてるんでしょうかね。

○下條教育委員会事務局長 基金の件につきましては、K O B E ◆ K A T S U の活動に不可欠な中学校施設における運動器具でありますとか、吹奏楽の楽器などの更新の活動環境の整備に対応できるようにするために、次年度以降の予算要求の内容を今現在精査をしているところでございまして、その規模ですか、その辺りにつきましては、予算編成の中で協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員（平井真千子） そうですね、あくまでも市長のほうも市長部局として条例つくって、その中の対応をしていくと、予算確保していくということですので、あまりここと議論することではないかなとは思っておりますけれども、これまでさんざんやってきたことですから、しっかりと皆さんのはうでのお考えということを整理されて、いい応援基金になるようにしていただきたいんですけども、やっぱり登録団体の方自身もそういう議論を聞いている中で、御家庭の中で、やりたいけど会費が高くてという方がいらっしゃったときに、自分たちのほうでも何か対応できないかということを考えいらっしゃいまして、例えば、クラブ自身で生徒さんの状況によって、会費を、もし経済的に非常に困難な御家庭やなということであれば、それを見て判断して、ちょ

つと割引してあげるとかいうことが考えられるんじやないかということをおっしゃってるんですけども、こういった生徒の状況によって割引するとか、柔軟な対応というのは今後認めていかれるんでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 会費の設定につきましては、各団体のほうに、低廉な会費でというのは大前提ですけれども、会費の設定についてお願いをしているところでございます。

参加する生徒によって会費を変動する、高くなる分についてはちょっとどうかなと思いますけど、我々としてもちょっと認め難いなと思いますけども、安くなる分について、我々として何か制限するというものはございませんけれども、ただ、各コベカツクラブにおいて、今後、会計の報告なども含めて考えていくに当たって、ある程度の透明性が必要なのかなというふうに思ってございまして、個別の生徒が知らない間にほかの生徒が——ほかの生徒に知られるのはあまりよくないですけれども、何かそういう配慮ができるということであれば、それは広く公表していただくとか、そういった中でできるだけ公平な会費の設定ができるように要請をしたいなというふうに思ってございます。

○委員（平井真千子） 部活とかK O B E ◆ K A T S Uは社会教育ということなので、確かにその公平性・透明性ということは非常に大事かな。ただの習い事であればそれは好き勝手にしていただいたらいいのかもしれないけれども、そこは理解をするところなんですけれども、ただ、今、登録されているクラブの会費見ましても、非常に幅があって、魅力的だけれども、万単位になる月額になると、もしその近くでやりたい競技、自分がやりたい競技で自分の家の近くでというのがもうそれしかないとなったときに、またクラブのほうで、自分のところはまだ運営に余裕があるから、割引とかも可能やと考えたときに、公平性・透明性を確保した上で対応することは、やっぱり一定認めていくというのは、市の側からしても非常にありがたいことなのかなとは思うんですけど、その参加しやすさということを皆さんのお登録団体の工夫の中で担保していただくということ、この辺ちょっと柔軟にと思うんですが、いかがでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 私どももできるだけクラブが柔軟に運営できるようにしていきたいとは思ってございます。その中で、会費の設定ですけども、委員おっしゃることもごもっともかと思うんですけども、1点、経済状況、御家庭の経済状況によってクラブ独自で割引するということは、少しちょっとこれはやっぱり課題があるかと思ってまして、そこにつきましては、御家庭の、経済的に厳しい御家庭が参加しやすくなるように会費なりを考えるというのは、ここは市の責任かと思ってございますので、クラブがそういうことを考えなくとも済むように、その部分の手当はしっかりと考えていくべきだと思ってございます。それ以外の部分で、例えば、兄弟がおるから割引するとか、この子は回数多いから割引するとか、そういったところは一定クラブによって柔軟な考えがあり得るかもしれませんけども、経済状況につきましては、しっかり市として対応していきたいと思ってございます。

○委員（平井真千子） 市として対応するという非常に力強いお答えいただいて、それはそれでありがたいなと。なかなかその辺が見えないので、指導者の方たちも自分たちで対応しないといけないんじゃないかなという不安がいまだにあるのかなと思いますので、もう本当に目前になってきているので、その辺りをしっかりと整理していく、登録団体の方にお知らせするというか、3次募集でまだありますから、その辺きっちりとやり取りしていくいただくということと、それとやっぱり理由によっては柔軟な部分もとおっしゃいましたけど、確かに子供さんによって活動も100%参加するのか、それとももう本当にそのうちの自分が行ける日を、月に本当にもう数回

程度になってしまふのかということはすごく差があるので、逆に、絶対一定の金額でしてしまうと、それはそれで不公平感というものが生じる可能性もあるので、ちょっとこの辺のことを来年に向けてしっかり整理していただくようにお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員（さとうまちこ）　お願ひいたします。

先日の東町小学校の教育研究発表会、これに参加させていただきました。校長先生とたまたまお会いできたので、そのときに、何か校長先生のお感じになっていることござりますかというふうにお聞きしたら、子供たちの表情が変わったと、笑顔が本当に増えたということを喜々としておっしゃっておりました。また、先生方の発表が、非常に詳細を把握することができて、ほかの研修に来られた、本当に320名以上の先生方にも理解できたんじやないかというほどの充実した内容でした。現場の空気感も非常によかったです。これをまず全市で共有すべきだと思いますけれども、こちらの研修内容は全職員に共有していただけるんでしょうか。

○田中教育委員会事務局長　先週、各学校でいろんな研究会が、取組が行われまして、金曜日の東町小学校の研究会も委員おっしゃってくださいましたように大盛況であったということも聞いておりますので、先ほどありましたように、全市の学校にこういった取組の成果は発信させていただく予定です。

○委員（さとうまちこ）　ありがとうございます。ぜひ皆さんに周知していただきたいと思います。こういった事業を続けることで、子供たちもグループで話し合ったり、1人で調べたりする中で、いつどこでどうやったやり方が自分に一番合っているのかということも体感できると思うんですね。また、ふだんあまり接触のないようなクラスメイトとも授業を通して話し合うきっかけにもなるのではないかというふうに思っています。

今回、推進校の研究発表ということでしたが、これはどのようなスピードで広げていかれるのか。また、個別最適な学びと言われて久しいですが、神戸市ではやれるところからというふうに感じております。ある程度目標を決め、進めていく必要があると思いますが、いつまでに全市で周知完了するというお考えが、もしあるのでしたらお聞かせください。

○田中教育委員会事務局長　この4月以降、授業改善ということで、盛んに答弁もしてまいりましたけれども、その意義については、全校もう滯りなく伝わっているとは思うのですが、それが実際の授業の改善となって、形となって現れていくのにはいましばらく時間はかかると思いますが、この年度内には一定教員自覚を持ってその意識を高めていくことを目標にしております。

また、次年度については、また一段階上げた形で発信していきたいと考えておりますので、今年度提示したものについては今年度、どの学校にも、どの教員にも、それが腹落ちするというような形で進めてまいります。

○委員（さとうまちこ）　よろしくお願ひいたします。

本当に今回、教育長の働きかけで、変わらなければならぬという意識は非常に定着してきてるというふうに現場でも感じました。小学校1年生というのは、本当に楽しみに学校に入学してまいります。そこで、その気持ちが続くように学校が学ぶことが楽しいというふうになるには、やっぱり受けたくなる授業、参加したくなる授業というのが本当に最重要で不可欠だと思います。そしてまたそうすることによって、教員も子供たちが生き生きしていると、一斉授業よりやはりやりがいを感じていただけるのではないかというふうに思いますし、ひいては教員不足にも寄与するのではないかと思いますので、これは早急に、周知のほうもそうですが、取りあえず実行してもらうということは、今年中でもお願ひしたいところではあります、今年度中、来年

度からしっかりとどの学校でもやっていますよと、今、学校に来れていない子供たちも希望が持てるような体制、環境づくりというのをお願いしたいと思います。

今回、新聞で授業がよく分かるというのが減少というふうには出ていますが、授業を聞いていない子供たちは、前にもお伝えしたように、非常に多いですし、ついて行けてないということが不登校につながるということも多いというふうに思っております。また、こういうふうに授業形態が変わると、また全く変わっていくのではないかということを思います。

この間出ておりましたが、長田の中学校の授業、私この日はちょっと審議会で行けなかつたんですけれども、非常に先生も熱心に取り組んでおられて、皆さんのが声をそろえて、ここはすごく頑張ってるんで参考にしたいというふうなこともおっしゃっていたので、この辺りも共有のほうをしっかりしていただきたいというふうに思います。

その中で、教員の方々は部活の顧問の割当てがなくなると。放課後の空いた時間を活用して、授業研究や準備の質を高めていくことが求められていると書いておりますが、私も本当にそのとおりだと思っておりまして、まずは授業の改善、何よりも一番でやっていただきたいというふうに思っております。

また、昨日、こどもサイエンスセミナーにも参加させていただきました。これが内容が本当にすばらしくて、思いのほか私も感動したんです。ぜひ、全市の児童・生徒にも青少年科学館へ行ってみてほしいというふうに思いました。中でも、宇宙は寝て待てというタイトルで動画がありまして、それに関しては、本当に万博のパビリオンのような没入感もありまして、本当にびっくりしました。最後には、子供たちには好きなことを一生懸命頑張ってほしいというメッセージの上で、こういったことに興味があったらぜひ来てくださいというような、すごく前向きで楽しくなるような動画といいますか、しつらえになっておりました。これも動画を共有することも大事だと思うんですけど、ぜひあえて体感してほしいと思ったんです。だけど、これ2022年に作った動画ということで、今はやっていないんでしょうか。これまた教育委員会のほうでもぜひこれ実行していただきたいなというふうに思うんですけども、この辺りはいかがでしょうか。もうこのまま、もしかしたら広げていかないのかもしれないんですけども、ぜひやっていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○西川教育委員会事務局長 こどもサイエンスセミナーについてお答えさせていただきます。

医療産業都市の取組を子供たちや市民に理解してもらおうと昨年度から始まったものでございまして、非常に好評で、多くの参加者があったと聞いております。

このような機会は、神戸の医療産業都市の認知度・理解度を向上させて、神戸を支える将来の理系人材を目指すきっかけとなるような意味でも非常に有意義なものであると考えております。

今年度、医療産業都市から各小学校を対象に、校外学習において、ポートアイランドの医療産業関連施設を見学する場合に、バス借上代の助成等もなされております。

子供たちが校内での学びでは経験することができない医療産業の施設でありますとか、スーパーコンピューター富岳などを見学・体験できる学習には大きな意味があると考えており、活用した学校も6校程度でありますがあつたと、非常にいい経験をしたと聞いております。4年生の社会科の副読本わたしたちの神戸の中にも医療産業都市・関連都市の取組を掲載しております、学習の中でも取り入れているところでございます。

今後とも、医療産業都市との連携をより深めていくように協力をしてまいりたいと考えておりますし、委員おっしゃいますように、このようなイベントでの内容を広く公開することは、関係

者との協議が必要ではありますけれども、授業の発展系である内容を授業時間内で取り扱うことができるかどうか、そんな課題を克服しながら、どのようなことができるかということをさらに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○委員（さとうまちこ）　ありがとうございます。本当に他局と連携ということにはなるんですけれども、人工冬眠が開く未来といって本当に目を引くような内容。しかも、皆さん感動しておられたので、ぜひこういったこと、子供たちに夢を与えるという機会にもなると思うので、実行していただきたいというふうに思います。

また、ある小学校体育館にバスケットゴールがないということをお聞きしたんですが、どうも本当にはないようでした。落下の可能性があって、撤去して、そのまま使っていないというか設置していないということだったんですね。体育館にバスケットゴールはあったほうがいいんじゃないかなと。K O B E◆K A T S Uで活用するとすれば、なおさらあったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、バスケットゴールのない体育館、このままにしておくのか、それとも順次設置していくのか、お聞かせください。

○有原教育委員会事務局長　小学校の体育館の仕様でございます。基本的にはバスケットゴールというのは授業で行うケースが多いですので、バスケットのゴールというのを小学校においても設置しているというところでございます。ちょっとどういう事情でない学校があるのか、すみません、今ちょっと資料が手元にないんですけども、学校のほうともしっかりと情報共有した上で、必要があれば対応していきたいというふうに思ってございます。

○委員（さとうまちこ）　ありがとうございます。外にはもちろん可動式のやつがあるんですけども、やっぱり全天候型といいますか、外使えないときに中でバスケットというのはもう当たり前かなというふうに思ってましたんで、ぜひ設置のほうよろしくお願ひいたします。

お聞きしたいことが幾つかあるんですが、いじめ問題ですね、加害者は出席停止になってしまふ席にならず、被害者が長期休業になると、それは欠席扱いになるのかということについてお伺いしたいと思います。

○西川教育委員会事務局長　いじめの被害を受けた児童・生徒の出席の取扱いについてでございますけども、学校は、いじめの被害を受けた児童・生徒に対しまして、教室だけではなくて、保健室、あるいは校内サポートルーム等を提案するなど、児童・生徒が安心して学びが継続できるように支援を行っております。

児童・生徒が学校に登校しにくい場合、オンライン学習の提案でありますとか、家庭学習の支援に加えまして、くすのき教室などの学習の場の提案も加えて行っております。また、児童・生徒が学習した内容を適切に評価し、出席を認定しているケースもございます。いじめの被害を受けた児童・生徒が学ぶ意欲があるにもかかわらず欠席となることがないよう努めているところでございます。

また、出席停止になった例、あるいは別室登校でありますとか、そういう例については、加害児童・生徒に対しては、もちろん成長支援という観点を持ちながらになるんですけども、一定の教育的配慮の下、毅然とした態度で粘り強い指導を行っておりまして、令和2年度から6年度までの5年間で、いじめを行った児童・生徒に出席停止の措置を行った例はございません。

委員御指摘のような別室登校の措置はありませんが、例えば、いじめ事案の内容によって、発達段階に応じまして、保護者の理解、あるいは協力を得ながら、別室で学習を行うなど、必要に応じて適切な対応を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、いじめそのものを発生させないということが重要であると考えておりますし、引き続き、いじめの未然防止の学習を低学年から継続して行うほか、地域・家庭とも協力しながら、いじめの未然防止に資する取組を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○委員（さとうまちこ）　いじめ未然防止ということはもちろん一番大事で、それが今まで道徳とか使ってやっていたと思うんですが、なかなかそれでは効果が出切れてないなと思うので、法学授業というところをしっかりお願いしますというふうなことも何度もお伝えしてまいりました。

こちら、いじめられた子がそうやって手厚いもちろん対応をしていただくのは当たり前だとは思うんですけども、いじめられた子は、そのまま普通に通学できる状況というほうが望ましいと思うんですね。それであるなら、加害者、いじめした本人が別室登校ですか、あと自宅で待機していただくとか、報告には出席停止がゼロというふうには載ってるので、加害者が出席停止にはなってないなということは分かるんですけども、この報告の中でも対象児童が相当の期間欠席を余儀なくされていると認められると。いじめに該当しているというふうにはっきり書かれている部分に関しては、やはりこれはいじめられた被害者はちゃんと教育を受ける権利を行使できて、加害者のほうに対して、別室であるとか、オンラインであるとかということを処置すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局長　先ほども申し上げたんですけども、被害を受けた児童・生徒に関しては、安心して学びが継続できるようにということで、何とか学校としても手を入れて支援してという形で対応しておる、頑張って学校へ出席という形で支援しているところでございます。

委員御指摘ありました加害のほうなんですけども、出席停止の制度につきましては、文部科学省のほうからも、基本的な要件としては、性行不良であることありますとか、他の児童・生徒の教育を妨げるおそれがあると認められることの2つが提示されておりまして、これを繰り返し行うことという形の規定がございます。それに当たるケースは出席停止という扱いはできると思うんですけども、やっぱりそれ以外は、保護者の方ともよく相談しながら、そのケースそのケースによりまして、例えば、わいせつ事案等々に絡む、もしそんな絡むことがありましたら、もちろん別室での学習の措置は必要な期間が生まれてくるかもしれませんけども、それ以外でもいろんな形で支援を、両方ともに教育的な形での支援を入れていきたいなというところでございます。

○委員（さとうまちこ）　そういうたよく理解はできるんですけども、結局、加害のほうに手厚いように感じるんですね、どうしても。それも大事です、もちろん。だけど、結局、被害者、いじめられたほうが長期欠席となって、通常であれば学校に通って楽しく生活できているはずなのに、そちらのほうが阻害されているというような流れにどうしても感じてしまうんですね。これはちょっと考え方を変えていただいて、加害者のほうが悪いことをしたんだから、思いを直すまで学校に来てはいけないよとか、被害者のほうには、いやもういじめた子は今学校に来ていないから安心して学校に帰ってきてねというふうな方向性に私はるべきだと思います。このことについては以上です。

そして次に、K O B E ◆ K A T S U の問題についてです。

保護者には、子供がK O B E ◆ K A T S U に参加できるのか、子供のやりたいことができるのかなど、不安な声も多いと聞いております。以前からお伝えしているように——前回もリストのほうをお見せしましたが、地域との連携で大きく改善、理解を得られることになると考えますが、

本当に始まってからも課題は出てくると思います。なので、今から体制の構築をしておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 まず1点目の御質問ありました、子供たちがやりたいことを見つけるのかどうかという点でございますけれども、この点につきましては、ホームページのほうで、種目ごとでありますとか、地域ごと、学校ごとの活動状況については公表しております、来年1月頃にコベカツクラブの活動の詳細についてはまた公開をしていきたいなというふうに思ってございます。

そういう中で、各中学校においても、例えば、自分の学校にどんな活動があるであるとか、近隣の学校だとこんなことがあるねというようなことで、子供たちにその活動を紹介するような機会も設けて、個別の生徒の相談に応じる、こういったこともしていきたいなというふうに思ってございます。

もう1点、地域との連携という点でございますけれども、これまで1次募集、2次募集、今3次募集やっておりますけれども、こういった活動の中で、各地域におきます、例えば、総合型地域スポーツクラブでありますとか、競技団体、そういったところとかなりネットワークができてございますので、こういったところとは引き続き連携をしながら、併せて社会福祉協議会とかそういったところとも連携を深めて、今後の体制については考えていきたいなというふうに思ってございます。

○委員（さとうまちこ） 予算の話も出てきている中で、やはり地域のそういういろいろな美術ですか、手芸ですか、ほかにもいろいろあります。そういう方々を学校に来ていただくのか、福祉センターなどに行くのか分からないですけれども、そういう方向でも両輪で考えていくいただきたいと思うんですね。

そこを保護者の方々に提示すると、きっとこれやったらやってみたい、保護者じゃないごめんなさい、子供たちも、これやったら、月1回とか、週1回か分からないんですけど、そういうふうにやっていきたいなとか。あと、子供たちの中で、生徒同士で話し合いをして、このときはこの方来ていただいて、これを学ぶからというふうに能動的な取組にもなっていくと思うので、やはりその辺りはしっかりと熟考していただきたい。やらないんですかね。

○下條教育委員会事務局長 先ほど先生から、委員からも御指摘がございましたように、生徒がこんな活動をしたいなということで、それに応じて保護者がコベカツクラブを立ち上げていただくような場合もよくございます。その中で、例えば、指導者がいないんだというようなことで御相談をいただこともありますので、先日御紹介をいただきましたそのボランティアの団体でありますとか、もう1個は、まなびすとみたいな形でリスト化されているものもございますので、こういったものも紹介しながら、こういったところはつなげていければなというふうに思ってございます。

○委員（さとうまちこ） ぜひ柔軟に、早めに取組のほうをお願いいたします。

神戸市は微減となっておるんですけども、不登校がやはり全国的にも大きな問題となっています。神戸市もいろんなサポート体制組んでいただいているんですが、全体として数がまだまだ足りていないというふうに思っています。

北区とか西区とか、そういう子供たちはみらいポートに通学するのも難しいのではないかというふうに思いますので、ぜひ今後、不登校の保護者の方など、アンケートを取って、必要性も見極めていただきたいと思うんですね。

また、今後、少子化により統合する学校が出てくると思うんですけれども、その学校のその後の活用、そういったふうに考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○有原教育委員会事務局長 学校がこれから少子化に伴いまして統合する可能性があったときに、その跡地の活用ということで御質問いただいたかなというふうに思います。

委員から御指摘いただきましたように、今的人口減少・少子化というのは進んでおりますので、神戸市においても、学校が小規模校化しているということが1つの大きな問題かなということを考えてございます。

学校規模の適正化ということで、一定学校に集団規模を確保するための取組ということで、この手法の1つとして学校間の統合であったりとか、小・中を統合して義務教育学校にしたりとかいうことも含めて、今、検討してございます。小規模校の対象が、今、小学校・中学校合わせまして81校あります、そのうち70校については、学校運営協議会等で地域の皆様、保護者の皆様と協議を開始しているところでございます。

教育委員会としましては、統合ということを方針を固めた上で協議を行うということはもちろん行っておりませんでして、地域の皆様、保護者の皆様に理解を求めながら、理解が進みましたら、方針・方向性を協議させていただいているということですので、今現在で何か例えれば統合が、方針決まっている学校が幾つあるということはもちろんないんですけども、今後の可能性として、統合で使わなくなった学校の跡地については、これは教育委員会だけで活用を考えることはできませんということで考えておりまして、学校の敷地が面積としては1万平米とか1万5,000平米とか、かなり大きな敷地を有しておりますので、これは全市的にもいろんな施策を展開する上で有効・有益な土地であるということで考えております。ですので、全庁的に、市長部局のほうとも協議をした後に、統合の跡地については今後検討していくということでございますし、また、地域ごとにいろんな課題というのも違ってるかと思いますので、地域ごと学校ごとに個別に検討していくことになるかと思いますので、すみません、ちょっとお答えになっておったかどうか分かりませんけれども、今現在、例えば、統合跡地についてどう活用するというお答えを持っているものではございません。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。学校はできる限り学校として運営をしていただきたいとは思っております。もちろん、今、不登校児童数4,000超えておりますけれども、個別最適であるとか、協働的な学び、しっかり進めていくと、数年たつたらこれも解消していく、随分減るんじゃないかなというふうに思っておりますが、やはりいつまでにどれぐらい熟考できるかという不安はありますので、ぜひ、様々な形態の学校、全国いろんな例がありますので、熟考いただきたいというふうに思います。

確かに生徒数が減って統合というのは感情的な問題だけではなくて、交流ができない、いじめ問題とかあるともう逃げる場所がないというふうにも、私も地域でお聞きしました。だからちょっとほかの学校に通いたいというふうな御意見も聞いておりますから、統合することについてはどうこう言うことではないんですけども、この今いる4,000人の子供たちを暫定的にでも受け入れるような、何かそういう形態の学校などを今、計画していただけたらというふうに思います。

ごちゃまぜのラーニングセンターといって、学び舎ゆめの森というところもあるんですね。本当に多種多様な多年齢の集まりというようなところなんですけれども、これもそういうところだから合うという子供たちもいるはずなんです。やはり、とにかく学校は楽しいし、学びたいというような気持ちというのはもうずっと持続してもらいたいというふうに思うんですけども、現

在の体制では、やはり行けなくなる子供たちというのがありますから、サポートをしっかりとできるという体制を箱の上でも整えていただきたいというふうに思います。

まだあるんですけど、すみません、不登校児童を持つ親への支援です。

奈良県天理市が保護者相談窓口を開設しました。相談内容となると、子供との向き合い方や学校の対応の不満などがあったそうです。不登校児童の保護者も大きな悩みは持っておりますし、親の精神状態は子供に大きく影響すると思います。改めて相談窓口を創設してはどうかお伺いいたします。

○西川教育委員会事務局長 御指摘のとおり、令和5年7月に策定しました不登校支援の充実に向けた基本方針に基づきまして、不登校に関する総合相談窓口としまして、不登校支援相談センターを令和5年9月に設置させていただいたところでございます。

その内訳というか内容ですけども、令和6年度には390件の相談を受けております。また、今年度においては、10月末現在で225件の相談を受けております。相談員が児童・生徒の状況でありますとか、悩み事、困り事を丁寧に聞き取りまして、相談者に寄り添って助言を行うとともに、1人1人の状況に応じて教育支援センターくすのき教室でありますとか、校内サポートルーム等の支援策を紹介するなど、多様な居場所等に関する情報を分かりやすく提供して支援につなげております。

相談窓口として、教育相談室における教育相談も行ってございます。教育相談室でも、児童・生徒の教育上の悩みや問題につきまして、臨床心理士、スクールカウンセラーでありますとか、指導主事、主任指導員が電話による相談、あるいは来所による面接指導を行っておりますし、必要な助言をさせていただいております。6年度におきましては、電話件数が791件、それから、面接回数が1,891件というふうになってございます。

また、前回の議会のときも御答弁させていただきましたけども、不登校に悩む保護者が市の支援策を一覧で把握できるように、9月にリーフレットを作成しまして、ホームページに掲載するなど、保護者の適切な支援につながるように取り組んでございます。

今後も引き続き、保護者がどこへ相談すればいいか分からず、1人で悩みを抱え込むことがないよう、そこは本当に悩むことがないように、児童・生徒の状況や悩み事、あるいはお困り事を丁寧に伺いながら、保護者に寄り添って助言を行いまして、支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○委員（さとうまちこ） 今お伺いしたのは、保護者への助言とか支援先の案内とかそういったことなんですね。ホームページで一覧というのをやっていただきて本当によかったですというふうに思うんですけども、そうではなくて、保護者自身の相談なんです。不登校に対する。恐らく共通の悩みというのはあると思いますし、親の生活態度であるとか、親の性格、そういったことももちろん起因していると思います。家庭の中までは口出すことはできませんので、教育委員会としては、不登校児童・生徒を持つ保護者の方への相談窓口というものをしっかりとつくりていただいて、保護者が自分の悩みを聞いてもらえるという体制を組んでいただきたいというふうに思います。今すぐ返事はできないと思いますので、また御検討ください。

もう1つだけなんですが、平均点という考え方についてお伺いいたします。

平均点を出すことで、優劣や順序を決めるということになります。要するに、平均点が出ると、平均点以下の子供たちに自己否定感が生まれるというふうに思まして、平均点を出すことへの意義、意味についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○西川教育委員会事務局長 平均点を示すことについてでございますけども、全国学力・学習状況調査及び神戸市の学力・学習状況調査におきましては、個人表に神戸市の平均正答率を示しておりまして、中学校の定期テストや実力テストにおきましても、個人表に学年平均を示しておるところでございます。

平均点でございますけども、自分の学力を客観的に把握するための指標と考えておりますと、とりわけ中学校におきましては、進路選択の参考とする上でやはり重要な指標となるところでございます。平均点を示した上で結果を伝えることは、一定の意義があるものというふうには認識しております。

一方で、委員御指摘のとおり、平均点を下回るような場合でございますけども、子供が自己肯定感を損なうおそれもありまして、結果を伝える際には、平均点は、学年全体の傾向を知るための参考ですよという形で、個人の価値を決めるものではない旨の説明でありますとか、子供の努力や成長を認める言葉かけをしっかり行うなど、自己否定につながらないように配慮する必要があるものと考えております。

○委員（さとうまちこ） そういうお言葉がけを本当に全市で全教員が全生徒にしていただけるのであれば、本当にそれはいいことだなというふうに思います。やはり平均取れないということというのは、その点数を見るたんびに落ち込むきっかけにはなるとは思うんですね。そもそも100点満点なので、100点取らないと本当はいけない、いけないことはないんですけども、100点満点ですよね。そうであるなら、やはり自分の中で以前の自分と比べる、自分の平均を出していく、それを超えていくという考え方でいいんじゃないかなというふうに思います。やはり高得点取る子もいて、それが平均を引っ張っていくわけですけども、先生にしてはうれしいかもしれないんですが、やはり内面を見ていくというふうにしてほしいんですね。今までではその数字を出して、標準化して、それが分かりやすいというふうになってきたと思うんですけれども、現在では、学業成績と社会で生きていく能力には相関がないというふうにもなってきております。グーグルとかアマゾン、あとアップルも経験や実績、何がつくれるか、どんな問題を解決してきたなどが学歴不問で採用を数多く行っています。なので、そういうことの力を伸ばしていただきたいというふうに思うんですね。

不登校理由として、学校生活に対してやる気がないという理由もあります。やはり学校で解消できることはしっかりと学校で解消していきたいですし、やはりみんなと協働し、解決していくというこういった力を、せっかく集団の学校生活ですから、そこをしっかりとつけていっていただきたいというふうに思います。

それには、やはり個別最適、自由進度、しっかりとより一層進めて、周りの人によって能力も生かされて、個人の能力も生かされ、得意も伸ばすことができて、お互い補い合えるということを子供たちに日々実感していただきたいですし、とにかく早急に子供たちを伸ばす環境、これをしっかりと整えていただきたいと思います。

以上です。

○委員（やのこうじ） 教職員向けのカスタマーハラスメント対策の具体性についてお伺いしたいと思います。

神戸市のカスタマーハラスメント対策基本方針には、学校教職員も対象として含まれております。しかしながら、学校現場では、保護者の方からの過度な要求や、心ない言葉に戸惑っておられる先生方も少なくないのが現状であります。先生方は日々、子供たちの成長を願い、真摯に向

き合っておられる中で、現場の先生が迷わず対応できるよう、より具体的な行動基準や対応手順を整えることが重要だと考えております。

先日、東京都教育委員会では、保護者との面談時間の設定や記録・録音の推奨、そして、一部のモデル校では、面談時の録画を試行するということも含まれております。さらに、警察への通報基準の明確化など具体的な方針を示されております。

神戸市教育委員会としましても、学校現場の実情を丁寧に聞き取りながら、こうした具体的なルールづくりを進めるお考えがあるのか。また、その検討状況や今後の方向性についてお聞かせを願います。

○竹森教育委員会事務局長 法改正もありましたことから、全国的にカスタマーハラスメントへの対応、注目されてございます。神戸市の学校現場におきましても、教員のメンタルヘルス不調の原因としまして、保護者への対応ということを理由に上げられる方、かなり上位となってございまして、これまでもこのカスタマーハラスメントの大部分を占めます不当要求への対応、これにつきましては、マニュアルを作成して周知を行ってきたところでございます。また、事務局での相談といったことも対応してまいりましたところでございます。

委員から御紹介いただきましたように、本市におきましても、先月、全庁的な取組ということで、カスタマーハラスメントの対策基本方針、それから、職員向けの対策マニュアルが示されてございます。

教育委員会としましても、保護者から寄せられる意見・要望に対しまして、基本的には誠実かつ丁寧に対応する、これが基本でございます。ただ一方で、不当要求、それから暴言、威圧的な言動等に対しましては、やはり毅然とした態度で対応することも重要でございます。ですので、基本方針につきましては、もう既に学校園のほうに周知を行ってございます。

一方で、職員向けのマニュアルでございますけれども、教育現場特有の実情も踏まえて策定する必要があると考えてございますので、現在の不当要求の対応のためのマニュアル、これを委員おっしゃったような具体的なルールも含めまして、今後、更新した上で周知したいと考えてございます。当然ながら更新に当たりましては、学校現場の意見も聞きながら、これまで以上に分かりやすい内容となるように取り組んでいきたいと考えてございます。

○委員（やのこうじ） 毅然とした対応ということも出ましたけども、あわせて、保護者への周知と毅然とした対応についてもお伺いしたいのですけども、保護者の方々もお子さんを思う強い気持ちから、つい感情的になってしまうこともあると思いますし、そのお気持ちは、私も元教員として十分御理解できます。しかしながら、その思いが行き過ぎてしまうと、結果的に子供や先生方、先ほど体調不良というお言葉があったり、先生休んでしまったりということで、学校全体の信頼関係を損ねてしまうということにつながりかねます。学校と家庭は、本来、子供の成長を共に支えるチームでございますから、お互いの立場を尊重しながら、どこまでが適切なやり取りであるのかとか、どのような場合に対応を控えるのかなど、誰もが納得できる形で事前に明示しておくことが大切だと考えます。神戸市としても、悪質なカスハラ行為には毅然と対応する一方で、保護者の方々に対しましても、分かりやすく丁寧に本市の考え方や対応方針を発信していく取組が必要だと考えます。

教育委員会として、こうした基準の整理と保護者への分かりやすい周知の進め方について、どのように考えておられるのかお聞かせ願います。

○竹森教育委員会事務局長 委員御指摘のとおり、保護者の皆さんにも具体的にどのような行為が

カスタマーハラスメントに当たるのか。こういった内容について、整理の上、分かりやすく周知すること重要だと考えてございます。

カスタマーハラスメント対策の趣旨でございますけれども、あくまでも不当な要求があった場合に毅然と対応するということでございますので、この周知を考える際には、保護者に誤解を生まないような伝え方が大切かと思ってございます。学校に相談したい保護者が相談しにくくなるような、そういった通常のコミュニケーションを阻害するようなことはあってはならないと考えてございます。ですので、周知の仕方、適切な内容となるように十分に検討してまいりまして、教育委員会だより等を活用しまして周知をしてまいりたいと考えてございます。

○委員（やのこうじ） 周知の1つとして御紹介しますけども、長野県の教育委員会さんが来校者の皆様へということで、このようなポスターを学校園とかに掲示しているそうです。教職員への行き過ぎた行為は御遠慮くださいであったり、暴言・大声・長時間の拘束なんかしますと、教室の子供さんがほっとかれてしまうわけですので、私も教頭時代に、授業中に保護者からお電話があって、先生出してくださいということがございました。これも1つの方法かなと思います。市教委の前にも何か貼ってると聞いたんですけども、学校園のほうもお願いしたいなと思います。

録音とかいろいろ取組のことで、冷静に話し合いすることで結びつくことが望ましいという思いで質問をさせてもらってるんですけども、先日11月7日の官庁速報というのをちょっと拝見いたしましたら、大阪府の箕面市のほうで、窓口のほうにカスハラSOSボタンとICレコーダーを配備して、職員がカスハラ行為と判断した時点から20分で対応を取りやめ、それでも続く場合は、守衛や警察に引き継ぐと。もうここまでせなあかんのかという思いもあるんですけども、その下にまだ続きがあって、職員を対象にカスハラの有無を調査したところ、自身が受けました、職場で受けた人がいるというのが44.9%が経験があるという回答があったんですね。もうほぼ半数ですよね。

これを学校に置き換えると、カスハラと言ったら保護者が一方的に悪い悪いというふうに取られがちですけれども、実は、私も経験あるんですけど、若いときに、保護者との伝え方が拙くて、教員側の拙さから保護者を激高させてしまって、先輩に助けてもらったということも私自身も度々経験をしているところです。今、神戸市の学校現場、先生方が若くなっています。経験のある先生方も御退職していくって、なかなか若い先生方を支えるという体制も難しいところもありますので、こういう記録・録音なんかをしながら、それがあることで冷静に対応ができる、そして、どこがいけなかったかなという振り返る材料ともなります。

最後に、1つの保護者とトラブルをすることによって、先生方が年度途中に休職をして、挙げ句の果てに辞めてしまうということも今実際に見られております。年度途中に先生休む、あるいは辞めるということは、せっかく4月にたくさんの子供たちと御縁をいただいて、その子供たちとの縁が切れて、ちょっと1つの保護者とはしくじったけども、クラスの子供たちはもう本当に悲しむようなことが起こらないためにも、そして、今、先生方の数がもう本当に全国的にこれから不足していくでしょうから、せっかく神戸市の人材を守るという観点からも、引き続き取組を頑張っていただきたいと思います。何かあったらコメントをいただけただければと。

○竹森教育委員会事務局長 委員おっしゃるとおりでございまして、やはり私どもとしましては、学校現場の教員が動きやすくなるような、判断しやすくなるようなことをしっかりとマニュアル等に落とし込みまして、周知してまいりたいと思いますし、その際には保護者との間で分断を生まないような、そういった工夫もしっかりとやっていきたいなと考えてございます。

○委員（西 ただす）なるべく短くというふうに思ってますが、2点でしたいと思います。

KOBE◆KATSUに関してですけども、1つは、やっぱり今私たち心配してるのは、負担の問題。負担の問題に限って聞こうかなと基本思ってるんですけども、やっぱり新たな隠れ教育費にならないかなというふうなことも心配しています。移動のお金の問題もあるし、親の負担もあります。やっぱり当然KOBE◆KATSUの中身次第だということがあるんですけども、ちょうど先ほどの質疑の中で、クラブ独自がいろんな何か経済的に厳しいところに対しての対応というのはなかなか厳しいけども、市としてはやっぱり何か考えていくみたいなこと言われてたんですけど、それはクラブに対しての支援なのか、家庭に対しての支援というふうに考えているのか、そこはいかがでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 これにつきましては、クラブに対する支援、家庭に対する支援、いずれのやり方もあり得ると思ってございます。国のはうも今、次年度の予算に向けて、国のはうはクラブに対する支援のようなものを今のところ考えているようだという情報は入ってきておるんですけども、その辺りの状況も踏まえながら、私ども、予算編成の中でしっかりと考えていきたいと思ってございます。

○委員（西 ただす）気になっているのは、就学援助の家庭に対しての支援という考え方のことと、これはもう繰り返し言っていますけど、生活保護世帯に対してというところが、国がとうところ。就学支援のほうも見てほしいんだというふうに言われてたような気がするんですけど、そこに関しての議論というのは、今、地域移行ということに関して出てきてるんですか。ちょっといかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 それは国のはうの議論として出てきているかということでしょうか。

○委員（西 ただす）以前そういう考え方を持たなきやいけない、国のはうで議論してるということを聞いたんですけど、今の言い方でいうと、クラブへの支援の話が何か議論として出てきんのはつかんでるけど、家庭に対しての生活保護世帯であるだとか、就学援助に対してとかも含めてんですけど、そういうのが出てきてるというのはつかんでることはあるんでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 今の時点では国のはうで、その就学援助世帯に対して何らかの支援をというような具体的な話までは私どもつかんでございません。何らかの検討はされておるかもしれませんけども、そういう状況でございます。

ただ、国の就学援助世帯に対する支援ということで言いますと、国の動向に限らず、私どもとしましては何らかの対応が必要ではないかということで、先ほど平井委員の御質問もお答えしたところでございます。

○委員（西 ただす）生活保護のほうは。

○竹森教育委員会事務局長 生活保護のほうですけども、一部これ厚生労働省のほうの対応になりますので、今、厚生労働省のほうで何らかの検討がされているという情報は持ってございますけれども、明確にこうするというものをいただいているわけではありません。

○委員（西 ただす）やっぱりそれは以前から聞いてるのと変わってないのかなというところの心配があるわけですね。来年の9月までにどういう状況になるのか。そこに対しての支援ということをやっぱり考えていいかなきやいけないし、それがされない中の見切り発車に対しての不安を今まで言ってきたわけですね。

簡単に繰り返すと、第2次のときにでも出てきたやつが、何かやっぱりちょっと金額上がってるなというような状況でしたので、そこの不安に対しては多くの保護者が持たれているというふ

うに思うんですね。その負担の話だけではないと思うんですけど、例えば、改めてですけど、土・日からやり始めるとか、新種目からスタートしたらいいんじゃないかという声が根強く市民からあるんですけど、それについてはどう思ってらっしゃいます。

○下條教育委員会事務局長 まず、土・日からの移行でということでございますけれども、これまで部活動の地域展開の中で実証事業的に土・日の部活動を民間に任せることもやつてまいりましたけども、まずそこでは、指導者が変わってくるということで生徒の混乱があるといったようなこともありますし、まず、そもそも今の現状の部活動がやっぱりなかなか選択肢が少なくなってきて成り立っていない。これが大きくあると思ってます。ですので、新種目だけということであるとか、例えば、土・日だけということではなくて、やはり今の状況を変えないといけないということで、来年の9月からスタートするということで取り組んでいるところでございます。

○委員（西 ただす） いろんなこの間の、先ほどの議論でもありましたけども、指導者の準備というところに関しても、やっぱりまだ課題を抱えてるわけですよね。先ほど、指導者がそれぞれ違ったらという話も、これまで土・日と平日やつたらということもされてたりしたんですけど、そこの準備自身がまだ十分できていないという中で進めていくということに対して不安があるから、まずはポイントとして、こういった土・日ではどうかというような声も上がってきてるんだというふうに思うんです。

もうちょっと質問はしませんけど、改めてK O B E ◆ K A T S U のコンセプトということで書かれてましたので、そこを見ていきますと、校区を越えて子供自身がやりたいことを選んで活動する。2つ目が、これまでの部活動になかった新種目や気軽に取り組める活動などニーズに合った活動の場を提供します。子供たちが活動の主役となり、大人の価値観を押しつけませんというふうになってるんですけど、当然、校区を越えてというところで、遠くじやなかつたら行きたいところがないというようなことにも何かつながって見えてしまうから、そういうことが起こらないような状況、区をまたいで、2つも区をまたいでなんていうような状況なんか、この間、問題にしてきましたけど、そういうことは絶対になってはならないというふうに思いますし、当然、新種目や気軽にいろんなものをできるようになるということはいいことだと思うんです。ほんで、最後の子供たちが活動の主役となりというところは、恐らく移行後も含めて考えてらっしゃるからかなと思うんですけど、例えば、アンケートで言うても、ちょっとアンケートに対しても、移行するの前提だけど、もっとみんなの声を聞いたアンケートで、本当に移行していいのかというところも含めてのアンケートにするべきだという声もありますし、やっぱり実際に器として大人が用意したというものの中で対応していくというところが大きいかなと思うんですけど、やっぱりそこは準備の段階でもっと丁寧な対応がない中で、はい、器つくりましたよ、自由にしてくださいということにならないようにということを求めたいと思います。

続きまして、アレルギー対応についてちょっとお聞きしたいんですけど、以前の委員会で、アレルギー対応している小学校の児童は3,382人で全体の5%程度とお聞きしています。

アレルギーの対応は安全優先でされるべきだと思うんですけど、同時に、やはりなるべく学校で除去食などでの対応で食べることができる児童を増やすことはできないかという努力は引き続きされるべきだと思ってます。

まずお聞きしますが、全国の自治体を見ていると、アレルギーへの対応が必要な生徒が増えているということを聞いているんですが、神戸市の傾向はどうなんでしょうか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 今傾向として、手元に資料はないんですが、感覚的には増えてるんではないかなというふうには感じております。
- 委員（西 ただす） それは経年で資料は取られているということでしょうか。そうであればまたいただきたいんですけど。
- 藤井教育委員会事務局副局長 この間説明した、冒頭おっしゃっていただいた数も拾っておりますので、経年では手元にある分はございますので、追って御説明申し上げたいと思います。
- 委員（西 ただす） 具体的にどのような食材が原因になってるのかということなんですね。この間、アレルゲンとして新たに、最近で言うとナッツ類というのがかなり言われるようになってきたりしてるんですけど、神戸市においては、全ての献立から除去しているというのは、そこは聞いてるんですけど、そういう中で、それで質問したいんですけど、現在、卵アレルギーが1,095人と聞いてるんですけど、それ以外の原因物質が何があり、どれくらいの児童の人数になっているのかというのは今分かりますか。
- 藤井教育委員会事務局副局長 おっしゃっていただいた卵はやっぱり多いんですけども、あとエビ・カニ・小麦、この辺りが特定原材料の8品目と呼んでるんですけども、この辺りやっぱりあるのかなと。それに準ずるものとして20品目というのがあるんですが、こちらのほうは、おっしゃっていただいたようにカシューナッツであるとか、リンゴとか、そうですね、数が多いところでいくと、キウイ・リンゴ、この辺りなんかも上がっておるようです。
- 委員（西 ただす） そちら辺の詳細な数というのは、今ちょっと言えない、整理できないといふんであればまたなんですけど、具体的に取られているということですかね。それもまた教えていただきたいんですが、いかがですか。
- 藤井教育委員会事務局副局長 同様に拾っておりますので、お出しできるものは提供できるかと思ってます。
- 委員（西 ただす） 神戸市においてもいろいろ考えてらっしゃって、パンとかおかず、油の工夫などもされているということなんですけども、全国的には、神戸市より原因食材を外しているという自治体もあると思うが、こうした自治体の調査とか、必要な対応策などの研究はされてるのかということと、あとはそとも関わりますけど、献立そのものから除去するのと、除去食を作ると両方の在り方があると思うんですが、そこも含めての研究されてるのかということをお聞きしたいというのが1点と、あと、もうちょっと私も調べたらと思ってるんですけど、名古屋なんか見ると、最後に加えることを省くことができるという条件で——神戸も卵はしますよね——卵であったりとか、あとはゴマとか乳製品というふうなことを言ってるんですけど、そちら辺の対応はいかがでしょうか。
- 藤井教育委員会事務局副局長 他都市の状況は一定、定例でずっと意見交換をやってるということまではないんですが、情報交換というか、それぞれの対応について何らかの、どんな対応をよそはしてるのかなというようなことは確認しているところでございます。
- 除去のアレルギー対応の手法なんですけども、先ほど御説明でもいただきましたように、神戸におきましては、卵を最後入れるかどうかということもあるんですけども、献立の工夫は確かにさせていただいているところでございます。同じ日の献立のうちに、2~3品のおかずに同種のたんぱく質源の食品が入らない、アレルゲンが重ならないように献立を組んだりとかいうようなことはさせていただいているところでございますので、当然、最後のところで卵入れないという対応に加えて、献立の対応、工夫なんかもさせていただいているところでございます。

○委員（西 ただす） ここだけもうちょっとだけお聞きしたいんですけど、情報交換もしてることなんんですけど、さっきちょっと事例としてゴマの話とか乳製品とか言ってたんですけど、うちでもこういうことできひんかなというような形で見てるのかということと、あとは、こういう例はいいなというのがあれば教えてほしいんですが、いかがですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 前回の答弁で申し上げましたとおり、やはり事故が起きないということが第一でございますので、卵に関して、入れる入れないでさせていただいているところでございます。

ただし、この場でも何度か議論させていただいているところでございますけども、食育という観点ございますので、やはり生きた教材であります給食をどう生かして食育をしていくのかと。それに当たって、同じものを同じ部屋で食すと、当然アレルゲンを外した上でですけども、そんなことが重要だというふうに考えておりますので、他都市の事例なんかも参考にしながら、安全を第一優先としながら、どんな工夫ができるかは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

ちなみに今ほかから聞いてるもので、特にこれが今すぐ導入できるかなというものは手元にはございません。

○委員（西 ただす） また引き続きこの問題は聞いていきたいというふうに思います。給食を通して食育を行うことが大切だというふうに今も言われました。私たちも小・中学校両方の給食の無償化も求めているんですが、食べていない食べれない児童への対応というのも、この間、特に大事な問題だというふうに言われてまして、そういった問題とも併せながらやっぱり議論していく、やっぱりどの子にとってもいいようにということを思っております。引き続きまた努力を求めるたいと思います。

今日はこれぐらいで、以上です。

○委員（山下てんせい） まず、体育館の話は、私、教育こども委員会で言ったことあったかなかったか、もしかしたら言ってないかもしれないんですけど、ほかの機会では結構言ってまして、何かと言いますと、遮熱対応、真夏の体育館というものが本当に暑いんですけど、昨今、やっぱり体育館というのは児童のためでもあるんですけど、地域の皆様のためでもありますので、当然、敬老会や地域の行事等の会場として使うことがあるのですが、結局、敬老の日というのが9月にある限り、今の体育館で敬老の日できへんと。実際にやったところもあったんですけど、そちらも行ったんですけど、出席率むちゃくちゃ悪いです。結局、体育館はスポットクーラーを4基つけて、それでとにかくサーキュレーターで回して、体育館の中の温度を下げようとするんです。何か行事があるときには、学校によっては前日の夜からエアコンをかけさせていただいて、一晩中冷やして、それで行事をするということを計画するのですが、それでも、結局暑いというふうな状況がございます。この体育館の遮熱対応というものを進めていくに当たって、そのタイミングはいつかと聞いたところ、大規模改修のときに合わせてやるということが今の1つの方針であるようでございます。

しかしながら、この真夏の暑さというのは当分続くと思うんですね。ですので、この夏の、来年の夏の熱暑対策ということを考え、ある程度の学校で遮熱対応を施した体育館というものを準備しとく。せめて各区に1校ぐらいは準備しておく必要があるんだろうと思うんですが、そういう計画の現在の方針を教えていただけますか。

○有原教育委員会事務局部長 前回10月の教育こども委員会でも御質問いただいたかというふうに

思っております。体育館の今の熱気対策ということでございまして、1つは、全ての体育館に一律で入れております部分空調というもの、これは空調機を今、体育館の大きさにかかわらず4台設置させていただいておりまして、これは直接冷気に当たっていただいて冷えていただこうという発想のものですけれども、この体育館の空調機、エアコンそのものの増強を図るということ。それから、今、山下委員から触れていただきましたけれども、体育館の空間を断熱化・遮熱化していくことで熱気を防ごうというものと、その2つの方法が考えられるかなというふうに思っています。あるいは2つとも行う必要があろうかなというふうに思ってございます。

断熱化すべき体育館の部材・部位としましては、大きく4つあるかなというふうに思っております、1つは体育館の屋根・屋上というものです。体育館は非常に広い空間ですけれども、その広い面積を全て屋根からの熱気を受け取るということですので、屋根に断熱管を仕込んでいくということがまずは必要かなということで考えております。こちらもう既に大規模改修のときに、断熱材を屋根と二重構造におきまして、新しい屋根との隙間に断熱材を埋めていくというふうな工事を行っている学校が全体の3割ほどございます。これについては、引き続き残りの学校についても進めていくという方向かなということで考えております。

それから、大きな部位でいいますと、あとは壁と窓と床というところでございます。

窓につきましては、当面の方策としましては、カーテンがございますのでカーテンを引いていただいて、直接窓からの熱気を防いでもらうと。これはもうすぐにでも取れる対応策ということで、学校にも周知をし、協力いただいているところかと思いますけれども、それ以外の方策としては、例えば、ペアガラスにしていくような方法も考えられます。

あるいは、壁が非常に工法的に一番難しいんですけれども、もう既に出来上がっている体育館の壁に断熱材を仕込んでいくという方法が一番——単純に考えて、既設の壁を壊して、その壁の中に断熱材を埋め込んで新しく壁をまたつけていくというようなことが考えられますが、一定期間体育館が使用できないということにもなりますので、ちょっとその工法について、どんなスケジュールでどういうふうな期間で行っていくのか。これはちょっと行うとしましても学校との調整などが必要になってくるかなということで考えています。

最後、床面につきましても、これは熱気というよりは、むしろ冷気のほうが強いかも分かりませんけれども、一定保温が必要かなということで、これは今フローリング材を使っている体育館の床面が多いんですけども、新しく工事を行うときには、これを保温性能を持たしたような床のシート、ビニール素材のシートを引くことによりまして、保温なり遮熱の効果を高めていくこうと、これも順次今進めているところでございます。

ですので、もう既に取りかかっているところもありますけれども、非常に大きな空間で、体育館の箇所数も多い、あるいは公費的にも工期的にも大きくかかるというところもありますので、ちょっと今検討としましては結論が出てるわけではございませんけれども、こういう方向性で進めていきたいというふうに我々としては考え、それから、財政当局と今協議を始めたところでございます。

体育館の空調の状況につきましても、この教育こども委員会でも何度か御質問いただきましたけれども、方策について何とか進められないかということで、財政当局のほうとも協議をしていくところでございますので、併せて対応を考えていきたいというふうに思ってございます。

○委員（山下てんせい） すみません、同じ質問してしまったかもしれませんので、ちょっとそれはおわび申し上げます。

実は、この問題にこだわる理由というものが、前も言ったかもしれませんけど、防災という観点がやっぱり1つポイントでございまして、令和8年度から防災庁というものを設置することを目標にして国のほうも動いているんですけれども、やはり実際に夏にあえて避難訓練してみたらいいと思うんですね。ある意味、最近そういった避難訓練とか防災訓練ってマンネリになってますから、ですから、いろんなシチュエーションでやってみたらいいと思うんですけど、小学校でも、何年生かでもいいですから、あえて暑い体育館で避難訓練してみたらすごい分かると思うんですよね。ただ、そうなったときに大事なことというのは、実際の今の体育館を使って、どういうふうな工夫ができるのかとか。探求型のプログラムをすることによっていろんな発見があると思うんですよ。ですので、ちょっと私さっき言ったことと何の脈絡もないんで申し訳ないんですけど、防災訓練の探求型プログラムというものに関して、1つこの気候の状況というのを利用するのはどう思われますか。

○田尾教育次長 防災教育、今御提案いただきました探求型のというのが、本当に非常に大切なことで、有効なことだというふうに思っております。大きな災害を経験した神戸の教育の柱の大切な部分、防災教育というものを取り組んできておりますので、現在もいろんな形でやってはおりますけれども、今御提案いただいたような内容なども少しどんなふうに取り組めるのか、研究してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員（山下てんせい） この動きというのは、意外とAIを活用した現場とか、あるいは、いわゆるシチュエーションをどんどん変えて、いろんな対応、訓練をしていくことというのが、まずシミュレーションした上で、本当にいろいろな問題が出てくるそうです。こういうふうにしたらいいんじゃないとか、こういうところがつらかったとか。ですから、防災訓練というものを紋切り型の画一化するんではなくて、逆にそういった訓練を実施することによって、声を吸い上げて、そこからいろんな工夫をしても遅くはないかなという気もします。先ほどの体育館の改修、空調の問題とか断熱化とかという部分は、確かにこれは大きな話なんで、そんなすぐにできることではありません。ただ、小学校ごとの対応ということで、防災訓練を含めて個別にどういうふうに対応していくのかというアイデアを出していくということは、1つの提案としていい機会なので、御紹介させていただこうと思いましたので、今日の質問をさせていただきました。ぜひ1つ考えてみていただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（大かわら鈴子） 感染症対策に関わってお聞きをしたいと思うんですけども、この間、インフルエンザが猛威を振るっているという状況でありまして、11月25日発表分の学級閉鎖の出してきたんですけど、1ページに収まらずに、もうこれだけの学級閉鎖が出ているということで、本当にびっくりするぐらいで、ざっと数えただけで、この25日発表分で言えば、学級閉鎖が120を超えるような状況、そして、学年で言えば、11学年が閉鎖をしているという、一番大変なときだったのかなというふうには思いました。

これだけ広がっているというところで心配するのは、例えば、コロナの同時感染などは大丈夫やったんでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 インフルエンザと併せて新型コロナウイルスの感染症のほうも一定数は感染者数が出ておるのは事実でございます。ただし、去年なんかと比較しますと、1割ぐらいは、単純に人数だけですけども、減っておるような状況でございます。

○副委員長（大かわら鈴子） やはりその同時感染、これからコロナも増えていくのではないかと

いうことも言われておりますので、その辺りの注意が必要やと思うんですけども、28日分の発表を見てみたら、学級閉鎖が、最初にやられてたところがだんだん収まっていますので、17学級と、それから1学年ということで少し落ち着いてきてはいるんですが、これから12月にまたピークが来るというようなことも言われておりますし、様々な心配もされているんですけども、ちょっとお聞きしたいのは、今、流行期に入ってるということなんですが、どの時点でどのような感染対策を行われているのかというところをちょっと確認をしたいと思います。

○藤井教育委員会事務局副局長 感染症の防止対策というのは、別にインフルエンザだけを取り上げているわけではありませんし、冬だけに取り組んでいるものではありません。年間通じて取り組む必要があるというふうには認識をしております。ただし、おっしゃっていただいたような流行期というのは確かに意識をする必要があろうかと思ってます。

毎年年末頃に、冬にかかる前に、学校園に対しましては、冬期における健康管理のお願いということで、各学校園のほうに周知をさせていただいておりまして、その中で、学校における感染症対策を周知していただくために、学校向けに発信をさせていただいてます。

一方で、各御家庭向けというところでは、教育委員会だよりのほうの11月号にも、インフルエンザ等の感染拡大の防止ということで周知をさせていただいております。内容になりますと、マスクの着用、これは強制になってはいかんのですが、必要に応じて着用を促すであるとか、何よりも換気の重要性は増してくると思いますので、どの時間帯にどれくらいの時間をというのは各学校にお任せするところもあろうかと思いますけれども、基本的には、休み時間に数分程度空けるとか、そこで留意が必要なのが、寒い冷たい空気が入ってくる環境の中で、子供さんをその教室のままおらせるのかどうかというのもありますので、その時期におきましては、脱ぎ着で温度調節ができるような服装の着用を御家庭にお願いしたりとか、そういう周知のほうも併せてやらせていただいているところでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） 今おっしゃった教育委員会だより、これですね、私も見せていただきました。それから、インフルエンザ等の感染拡大防止対策ということでホームページのほうもちょっと見せていただいたんですけども、ちょっと気になったのが、学校園での感染流行時の対応というところで、各学校で学級閉鎖等が生じた場合には、感染状況に応じてそういう対策を取りますよというふうに言われているんですけども、学級閉鎖が起こってからこういう対策に入るということなんでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 学級閉鎖が生じるということは、当然、感染が拡大してしまった状態かもしれませんし、そういったときにこの対策を十分取る必要があるというのは言わずもがななんですが、当然その前段階、流行する前から、先ほど冬の流行期の前に通知文を出させていただいていると申し上げましたけれども、そういった内容の確認でもって感染の防止について、各学校におきまして努めていただくようにお願いをしておるところでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） やっぱり早めということが大切だと思うんですね。流行期に入ってから対策を取るというのは遅いので、流行する前、その前段階というところをやっぱり、そこを意識してやっていくことが大事だと思うんです。だから、その前段階で、平常時の対応から流行期の対応を早めに取っていくというところが必要であるというふうに思います。

先ほどおっしゃったように、マスクの効果なんですけども、感染防止対策としては効果が立証されておりますし、大切やと思います。確かに強制はできませんので、そのところは本当に注意をして、個人個人の思いとかも大事にしなければならないと思うんですけども、ちょっと保護

者の方から私のところへお声が寄せられているんですが、せきなどの症状があるお子さんでもマスクをしていなかったりとか、熱があっても学校に来ているお子さんがいらっしゃると。学校に来てて、そこで熱が出るとかというのは、それはしようがないんですけども、おうちから熱があるんだけども来て、登校してきているようなお子さんがいたりとかという方がいらっしゃったようです。マスク自体も、コロナが5類に移行してから、基本外しましようという方向で流れていますので、本当にこのこと自体が少なくなっているというところもあるんだとは思うんですけども、症状があってというような場合には、きちんとした感染防止対策ということでの必要性があると思うんですね。お声を寄せていただいたお一人のお母さんについては、お子さんがアレルギーなんかがあって、感染リスクが高いということで、大変不安も強いし、心配もしていらっしゃるということだったんです。

皆さんおっしゃっているのが、感染防止対策というところで、しっかりとエビデンスなんかも含めて、公がしっかりと旗振りをしてほしいんだということをおっしゃっているんですが、その辺り、強化をすることが必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 重ねてになりますけども、学校園に対します通知文の中には、日常の予防としまして、学級閉鎖が生じていない場合でも感染予防対策を徹底するということを学校園のほうに周知しております。これにつきましては、児童・生徒の健康状態を常に把握すること。それから、体調不良の場合には無理に登校させないというようなことについても、学校としても意識をしていただくような文面を含めさせていただいております。

一方で、先ほど副委員長のほうからも御説明ありました、登校して来られている児童・生徒のお子さんに対しましては、保護者とよく連絡を取りまして、早期に的確な対応を取ると。これはもうお子さん御本人のこともありますし、どうしても学校現場という感染拡大の1つの場面にもなり得るということから考えますと、このような対応が必要かなというふうに思ってます。

一方で、学校にこういう対応をお願いする一方で、教育委員会だより、それからホームページ、様々な場面で教育委員会事務局としてもこの辺りの周知については努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○副委員長（大かわら鈴子） これまで一生懸命周知もされてきたと思うんですけども、その上でこういう状況があったということでお話がありましたので、ぜひその辺りはしっかりと丁寧に強化をしていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど換気のことも言われてたと思うんですね。マニュアルなんか見ましても、やっぱり換気が大変大事であるということは位置づけられているんですが、CO₂モニターについて、今どんな現状かということでお聞きをして、いただいたお答えで、115校で1台以上設置をしているというふうにお聞きをしました。ちょっと気になったのが1台以上ということなので、1校に1台というところもあるのかなと。でも1台でどうやって運用されているのかなというふうに思うんですけど、効果的に使われてるのだろうかどうなんだろうかというふうにちょっとその辺が心配になったんですけども、その辺りはいかがでしょうか。つかんでいらっしゃったら教えてください。

○藤井教育委員会事務局副局長 当方のほうからお渡した資料が115校になっていたと思います。そこは疑っていただくことなくその台数かと、校数かというふうに認識をしておるんですが、運用の方法については、裏返して言いますと、全校に設置をしておるわけでございませんので、CO₂モニターをフルに活用して換気の場面を適切に判断してくださいというふうなことを事務局

として申し上げているわけではございません。

例えば、学校に1台であれば、例えば1つの運用の方法としては、普通教室に1つ置きまして、そこで一定の数値が出るようであれば、ほかの同じく30人、35人の学級の数がおるわけですから、そこで吐き出されるCO₂でもって、これは換気が必要な状態だということであれば、その学級のみの換気を行うのではなくて、学校全体で換気を行うとか、1つの目安にされているんではないかなというふうに思っています

さきに申し上げたように、このモニターでもって換気を全て管理していただくようなものではございませんので、先ほどの通知であったりとかにも書かせていただいてるとおり、とある学校に確認なんかしてみると、休み時間ごとに、2時間目と4時間目が終わった後とか決めずに、休み時間ごとに先生が開けてらっしゃるようなケースもあるやにはお聞きをしてますので、各学校で適切に、このモニターがあればモニターも活用しながら運用されているんではないかというふうに認識をしております。

○副委員長（大かわら鈴子） ちゃんと活用できていたらいいんですけども、それが置きっぱなしになって、なかなか活用されてなかったとか、そういうことがないようにという心配がありましたのでお聞きをいたしました。使い方とか、その意義とかということも含めて、繰り返しこれは周知をしていかないと、なかなか薄れていくというところもあると思いますので、その辺りはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それから、CO₂モニター、不足がないのかということも含めて調べていただいて、その辺り、不足しているところであれば、そんなに高いものではありませんので、きちんと設置ができるよう、教育委員会としても支援をしていただきたいなというふうに思います。その辺りいかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 CO₂モニターにかかわらず、児童・生徒、それから教員も含めまして健康管理に必要なものであれば、優先順位を上げながら適時適切なものを配置できるような支援は事務局としてやってまいりたいというふうに考えてございます。

○副委員長（大かわら鈴子） ぜひお願いをいたします。CO₂モニターにとどまらず、仙台でしたか、あそこの学校では空気清浄機なんかで実証実験が行われたりとか、そういうことの取組もあちこちで出てきておりますので、そういうところも研究していただいて、効果的な感染対策というところで取組を強めていただきたいと思います。これからもまだしばらくは続くということですので、しっかりと見ていただきたいということをお願いして終わります。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑がなければ、教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、長時間どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩したいと存じます。午後2時10分より再開いたします。

（午後1時8分休憩）

（午後2時10分再開）

（こども家庭局）

○委員長（徳山敏子） ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

最初に、本日の協議事項のうち、第86号議案について、地域協働局関係分は、本日開催されました総務財政委員会において質疑が行われ、原案を承認することに支障のない旨の意見が参りましたので御報告申し上げておきます。

これより、こども家庭局関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の申出がありませんでした陳情第166号、167号及び168号について、陳情の趣旨を私から申し上げます。

陳情第166号は、国に対して、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を要請する意見書を提出すること。陳情第167号は、国に対して、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を要請する意見書を提出すること。陳情第168号は、関係機関に対して、福祉現場の待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設及び物価対策予算編成を要請する意見書を提出することをそれぞれ求める趣旨であります。陳情の具体的な内容については、陳情文書表を御参照願います。

それでは、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げておきます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願ひいたします。

それでは、陳情第164号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の中西さん、発言席へどうぞ。

なお、陳述に当たっては、関係児童のプライバシー等に十分配慮していただきますようよろしくお願ひいたします。

○陳情者 西区の中西です。

市長は、犯罪者を告発・告訴していない。長年にわたり神戸市は、業務上必須の児童福祉司やケア職員不配置だった。虐待の連鎖・P T S D・障害特性等児に、児童福祉法第11条規定に違反し、必須の診断を省き、治療の方針・治療目標設定を省いていた。

児童福祉法第27条第5項違反、同法第27条の3に違反し、虐待の連鎖・P T S D・障害特性等の子供を長期間独房に監禁した。

長年にわたり、虐待の連鎖・P T S D・障害特性等児童の診断・治療を省き、同法第13条に違反し、児童福祉司不配置、換気、洗面もトイレもない4平米の独房に、長期間、体罰監禁し、刑法第220条他の虐待の連鎖・P T S D・障害特性等児に見せしめ、目撃させ、恐怖させ、脅し、監禁等を不正監査等で証拠隠滅を図り、犯罪を告発しない違法不正者・犯罪者を野放しし続けた。

大問題は、長年にわたりこの委員会出席の管理職、全管理職周知の虐待の連鎖・P T S D・障害特性等児童を組織的・計画的、診断・治療支援を省き、児童福祉司等不配置や監禁・憲法違反・無効・不正監査等を確認し、児童福祉法第33条の12に違反し、私的制裁の監禁を通告・告発せず、同法第33条の11規定違反の監禁関与者が自首していない。

長期間の上級生の殴打、やらせに職員が関与し、常習的殴打、やらせ、かつあげを過激化させた。市は、犯罪隠し、口封じ、被害児のみ違法退所を企て、児相に違法送致し、無効、監禁し、診断・治療を省いた。

2019年7月3日、犯罪隠し、違法送致、無効、監禁、診断・治療省き、児童福祉司等不配置を通告した。7月16日、施設長は、今後、児童を保護しないと犯罪を暴露。8月14日、医師が児童

を開き取りし、やらせ、緘默を確認し、治療せず。8月28日、児童を違法退所させた。児童を、外傷性ひきこもり・外傷性不登校・外傷性緘默症状の半殺しにした。

長年にわたり委員会は、虐待の連鎖・PTSD・障害特性等児に、殴打、やらせ、犯罪、診断・治療・支援省き、児童福祉司等不配置の現場、無効、監禁の現場、重大事態、緘默症状、不正監査の現場、違法不正管理職の独房監禁の動機、犯罪、虚偽答弁の違法を調査・検証していない。

外部第三者委員会による調査・検証結果の公表並びに警察への告発及び監禁した全児童に、虐待の連鎖・PTSD・障害特性等の診断・治療・支援の法的行政責任を求めます。

○委員長（徳山敏子） 口頭陳述は終わりました。

どうも御苦労さまでした。

次に、議案4件及び陳情4件について、一括して当局の説明を求めます。

中山局長、着席されたままで結構です。

○中山こども家庭局長 よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案4件、陳情4件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、こども家庭局関係分につきまして御説明申し上げますので、お手元の教育こども委員会資料の1ページを御覧ください。

I 一般会計、(1)債務負担行為補正ですが、指定管理者の指定に当たり、こべっこあそびひろば・六甲アイランド、青少年会館、本山児童館ほか17施設について、それぞれ指定管理期間まで債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、2ページに移りまして、第85号議案指定管理者の指定の件（神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランド）につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間、神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランドの指定管理者として、神姫チャイルドランド共同事業体を指定しようとするものです。

3ページに移りまして、第86号議案指定管理者の指定の件（神戸市立本山児童館ほか17施設）につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間、神戸市立本山児童館ほか17施設の指定管理者として、特定非営利活動法人もといちっ子ほか13団体を指定しようとするものです。

6ページに移りまして、第87号議案指定管理者の指定の件（神戸市青少年会館）につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間、神戸市青少年会館の指定管理者として、特定非営利活動法人こうべユースネットを指定しようとするものです。

次に、陳情第164号児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情につきまして御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

1. 児童養護施設で行われた虐待事件について、外部専門的資格実績者第三者委員会による調査・検証を行い、結果を公表することですが、9月3日、10月3日の常任委員会において、同様の陳情があった際にも御説明申し上げましたが、本件陳情で主張されている内容については、既に本市が当該施設や児童相談所に対して調査し、外部の有識者で構成される権利擁護部会に報告した上で、そのような事実はなかったと認定しております。

また、2. 児童に対する診断・治療・支援を行うことですが、施設入所者については、法令や国の示すガイドラインなどに従って、複数の専門職員による診断結果を踏まえ、家庭の状況も確

認しながら組織的な判定に基づき支援しております。さらに、施設退所者に対しても、個別の状況に応じて保護者や関係機関等と連携しながら支援を行っております。

なお、本件については、これまで複数回にわたり陳情人に対して説明を行っているほか、適宜御相談に応じているところです。

続きまして、陳情第166号保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を要請する意見書提出を求める陳情につきまして御説明いたします。

国に対して、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を要請する意見書を提出することですが、保育士の配置基準につきましては、国は、令和5年に公表したこども未来戦略において、令和7年度以降、1歳児について、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1の改善を進めるとして、検討を進めています。令和7年度から、1歳児については現在の配置基準6対1から5対1に改善した場合には、一定の要件を満たせば、公定価格に1歳児配置改善加算を適用しております。

ただし、1歳児配置改善加算については、職員の平均経験年数が10年以上等の要件があるため、対象施設が限定される状況にあり、本市においては加算を適用できる施設が4割程度になる見込みです。また、3・4・5歳児の配置基準の改善については、人材確保に課題を抱えている保育の現場に混乱が生じないよう、経過措置が当分の間設けられております。

このような状況から、本市としては、1歳児の配置基準の改善及び必要な財源の確保を国に対して引き続き要望するとともに、1歳児の配置基準の改善がなされるまでの間、保育士配置改善加算の要件を緩和するよう継続して要望していきます。

続きまして、陳情第167号保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を要請する意見書提出を求める陳情につきまして御説明いたします。

国に対して、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を要請する意見書を提出することですが、保育分野における社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、国において、こども未来戦略に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、さらに検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることになっております。

保育士の確保が困難な状況の中、本市としては、国に対して継続して保育士のさらなる待遇改善について要望しているところです。公定価格の地域区分等も含めて、これまでの待遇改善の取組に逆行するような見直しが行われる可能性がある事項については、保育施設が組織する団体が懸念し、国等に対して要望活動を行っていることは承知しており、本市としても危惧しております。今後も継続して国に対し、様々な機会を通じて保育士のさらなる待遇改善について要望していきます。

続きまして、陳情第168号2026年度国の予算に向けて福祉現場の待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業所への補助金制度の創設及び物価対策予算編成を要請する意見書提出を求める陳情につきまして御説明いたします。

本陳情は、民間の保育園や介護施設・障害者支援施設で働く方々等から構成される福祉4団体から提出されたものです。

介護・障害分野に係る部分は、12月2日の福祉環境委員会にて審議予定です。

1. 福祉現場の職員確保ができる、待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設を実現することですが、国は、保育園等の公定価格において、待遇改善のための加算制度を創設し、順次拡充しており、こども未来戦略においてもさらなる待遇改善を進めていくとし

ております。令和6年度は過去最高となる大幅な処遇改善が実施されたところです。福祉現場の職員の処遇改善は、本市としては、国の制度を活用して進めており、人材の確保・定着を促進するため、さらなる処遇改善に向けて引き続き様々な機会を通じて国に対し強く要望するとともに、市単独でも全国トップ水準の保育人材確保施策、6つのいいね等による処遇改善に努めています。

保育士の配置基準につきましては、先ほどの保育士の配置基準の引上げに関する陳情で御説明申し上げたとおり、1歳児の配置基準の改善及び必要な財源の確保、保育士配置改善加算の要件緩和について、国に対し引き続き要望していきます。

続いて、2. 物価高騰は福祉現場に多大の負担を強いている。物価対策予算編成を行うことですが、本市においても物価高騰の影響による社会福祉施設等の負担については把握しており、令和8年度国家予算に対する提案・要望において、医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援として、物価高騰等を踏まえ、社会福祉施設等の給付費・措置費の算定方法について、情勢の変化に応じ適宜見直すとともに、必要な財政支援を行うよう要望しております。

以上、議案4件、陳情4件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（徳山敏子） 当局の説明は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、予算第23号議案のうち、こども家庭局関係分につきましては、指定管理者の指定に対する債務負担行為の追加の補正であることから、当該補正に係る指定管理者の指定に関する3議案と併せ、一括して質疑を行いたいと存じます。

予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、こども家庭局関係分並びに第85号議案指定管理者の指定の件（神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランド）、第86号議案指定管理者の指定の件（神戸市立本山児童館ほか）及び第87号議案指定管理者の指定の件（神戸市青少年会館）について御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 85号議案に関わるところをお聞きしたいんですけども、私も子供と六甲アイランドに行くと、ふわふわドームによく行くんですけど、お隣にこの施設があってということで、今どれぐらいの方が利用されてるのかなというのが知りたいのと、あと、現在ここで働いている方はどれぐらいおられて、資格とかそういったものの必要性とか、そういうのはどうなっているか教えてください。

○丸山こども家庭局副局長 神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランドの利用についてですけれども、令和6年度の実績で、利用者数が年間7万5,782人、1日の平均利用数が246.8人となっております。年代別で申し上げますと、利用者数は、3歳以上が1万8,000人と一番多くなっておりますけれども、次いで、1～2歳、その次に乳児であります0歳児となっております。曜日で言いますと休日のほうが多いんですけども、平日でも91%の利用率があるような状況でございます。やはり一番近いですので、東灘区の方が55%近くと多いんですが、それ以外は区外の方というふうになっております。

○上米良こども家庭局こども未来課課長 こべっこあそびひろばの職員配置のことですけれども、現在、六甲アイランドでは、1回の枠で100人利用できるようになっておりますが、定員満タンで運営されるときには、5名の職員を配置することになってございます。また、資格についても、2名必ず保育士、あるいは児童福祉の施設で経験がある職員ですとか、そういういた職員の配置も

資格としては求めているものでございます。

○委員（西 ただす） 今回、新しい指定管理者が選定されたわけですけど、1つ気になってるのは、雇用の維持に関してどういうふうに求めていってるのでありますかとということなんです。専門性がある方がそのままやられているのかということに関してはいかがでしょうか。

○丸山こども家庭局副局長 現在利用しておられる方と現在のスタッフで、その間で御相談をお受けするというようなこともありますので、そういったことが切れ目なくできるようにということは我々も考えております。スタッフが、新しい指定管理者に引き継がれるときに、両事業者間で丁寧な協議が行われるように働きかけていきたいと思っておりますし、同じスタッフが次の新しい指定管理者のほうで継続して従事したいという御希望があれば、そういったことも必要に応じてつなぎをしていきたいというふうに考えております。

○委員（西 ただす） 専門性がある方が残られてということ、相談に乗ってということがやっぱりできるという状況は維持したいというふうに思ってらっしゃるということですか。

○丸山こども家庭局副局長 またこの新しい指定管理者になることで、子供たちが喜ばれるような遊びの企画ですか、いろんな提案がございました。そういった中で総合的に判断しておりますが、一部継続した利用者がお話を聞いたりということもありますので、なれ親しんでいるスタッフの方と相談対応がどのように行われているかというところは、丁寧な引継ぎを徹底させて、できる限り利用する方に影響が生じないようにすることが重要だと思っております。

○委員（西 ただす） 丁寧に対応して、継続して相談にも受けられるようにということがとても大事だと思いますし、そこを今後も頑張るということでちょっと確認はさせていただきたいと思います。雇用も維持をというふうに基本的に考えながら求めていくということですね。分かりました。

○丸山こども家庭局副局長 まだ具体的に今の事業者の方が継続して働きたいかということは聞いてございませんけれども、もしそういう意向があればということは確認したいと思います。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんでしょうか。

○副委員長（大かわら鈴子） 第86号議案の児童館指定管理のところでお聞きをしたいと思います。今回、幾つかのところで、もともと社協が担っていたところが民間へ移ったというところでお聞きをしているんですけども、まずその経緯を教えてください。

○若杉こども家庭局副局長 今回、西区における3つの館で社会福祉協議会から民間の事業者に公募の結果移るということになっております。

経緯につきましては、社会福祉協議会におきましては、やはり再指定を辞退するということでお聞きをして、その結果ということですけれども、その理由は幾つかございまして、まず1つは、館長候補の方が高齢化してきているというような件であったりとか、あと人的資源、人を雇う、採用するというのが非常に難しくなってきているというところがございますけれども、一方で民間の社会福祉法人においても児童館運営のノウハウが蓄積されてきておりますので、そういったことも踏まえまして、民間社会福祉法人で運営が難しいというようなところ以外であれば、民間社会福祉法人が担えるということですので、そういったことを踏まえまして今回公募を行ったというところでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） やはり社協であれば専門性もきちんと備えていらっしゃるし、難しいところを担うというぐらいですからね。本当は社協のほうに担っていただきたいんですけども、そういう事情でということではお聞きをしています。

今回新しく入られている事業者の中で、例えばシダックスですとか、株式会社が入っているんですけど、こういうところでしたら東京のほうの企業さんということになります。ほかのところは、大体非営利法人とかですので、地元のほうの、神戸の事業者さんということになるんですけども、東京の株式会社シダックスが入ったというところについてはどういう審査だったんでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 まず、株式会社が参入すること自体でございますけれども、この点につきましては、指定管理者の業者選定におきまして理由もなく公募要件から除外するということはしないようにということで厚生労働省からの通知でも示されているところでございます。

実際、現在、神戸市におきましても市立の児童館115館ございますけれども、そのうちで4館、株式会社が運営を担っております。それらの館につきましても、適切に運営をされているということで、今回まず株式会社を除外することはされておりません。

その上で、公募・選定の過程でございますけれども、選定におきましては、専門性であったり安定性・地域性・経済性、こういったものを重視しまして、知見やノウハウ、資格、そういったものを児童館を運営するために必要な能力として審査を行いました。その結果として各事業者を選定したというところになります。

シダックスにつきましても、神戸市内の事業者というわけでは現時点ではございませんけれども、全国各地で児童館運営、また放課後子ども教室等の運営の実績もございまして、今回の募集の提案内容からも、これらの実績を踏まえ、また提案内容も審査し、比較考量の上、総合的に同事業者を選定したということでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） 株式会社の参入ということでいえば、私たちはずっと株式会社のということについては、営利目的の企業であるというところで、やはりそういうところが福祉施設であったりとか子供たちの施設について参入していくというところでは様々な懸念点なんかもこれまで示して議論をしてきたところです。やっぱり本来、児童館施設ということであれば、非営利で運営されるべきであろうというふうに思いますので、その点は申し上げておきます。

それから、先ほども西議員からもお聞きしましたが、新しいところでの雇用継続というところではどうなんでしょうか。それから、処遇についても悪化することがないのか、そのあたりについて改めてお聞きをしたいと思います。

○若杉こども家庭局副局長 今般、議案として承認いただきましたら、正式な形で引継ぎということに向けての取組がなされるところでございます。

その中で、この3館につきまして、基本的には今雇用されている方の御意向を確認することになってまいります。やはり社会福祉協議会ですので、社会福祉協議会のプロパーの職員と、またそうでない——そうでないといいますか、非正規の職員、いろんな方が混在している部分もございます。基本的には新しい事業者に引き継いで館運営を継続的に安定的に担っていくというところではございますけれども、そこは意向を確認しながらやっていくことになります。

そういうことを踏まえまして、処遇の面につきましては、これは各運営事業者によってそれぞれの処遇というのはございますけれども、著しく低下する、悪化するということはないようないいことで、その前提でこれからなされるものというふうに認識しております。

○副委員長（大かわら鈴子） 神戸市のこういう施設で指定管理というところで、やっぱり処遇がこれまでより悪化するということはあってはならないというふうに思います。雇用も、それから処遇についてもきちんと担保できるようにというところでは役割を果たしていただきたいという

ことは申し上げておきます。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） それでは、次に、陳情第164号について質疑を行いますが、質疑に当たつては関係児童へのプライバシー等に十分配慮していただきますようお願いいたします。

それでは、陳情第164号について御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 陳情の要旨を見ると、1つ目が外部専門的資格実績者第三者委員会による調査・検証とその結果の発表が求められているんですが、以前に比べて専門的資格実績者という言葉が増えたのかなというふうに思っているんですけど、多分そこに対しての懸念があるのかなと思うんですが、この問題で対応した外部の有識者で構成された権利擁護部会というのは、どのような方が参加されているものだったのかというのをお聞きしたいです。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 権利擁護部会に関しましては、権利擁護部会のメンバーにつきましては、大学の教授であったりとか、あと児童福祉施設の元所長であったりとか、あと弁護士、医師、民生委員等の代表者、外部の職員で構成された会というふうになっております。

○委員（西 ただす） 基本的に外部であるということと、専門性や資格というものを有している人が参加しているというふうに考えているということでおよしいんでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 児童福祉権利擁護部会につきましては、いわゆる児童福祉法に定められています児童福祉審議会というふうに位置づけております。

そこでは、我々こども家庭センターのほうで受けています児童虐待の案件であったりとか、今回挙げられていますような、施設で行われたような——被措置児童虐待というふうに呼んでますけれども、施設入所児童が受けた虐待についての審議を行う機関というふうにしておりまして、市外、市職員以外の外部の専門家を集めて意見を聴取するということで、外部の専門家の集団というふうに考えております。

○委員（西 ただす） 専門家、専門があつて資格も有しているというふうな判断をしているということですね。そこだけ簡単に確認を。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 我々としてはそのように考えております。

○委員（西 ただす） あと、もう1つの項目で、児童に対する診断・治療・支援を行うこととあります。

一般的にいえばそういう対応は必要やという話になってくるんですけど、陳情の内容を見ると特に施設内での対応についても言われているようなんですが、その中で診断治療を省いた点というふうに指摘されているんですけど、こういった事実はなかつたんでしょうか。特に骨折というような文言も見えましたが、その経緯というのは内部での何か暴力的な日常が原因のように書かれているんですけど、そうではなかつたのか、いかがでしょうか。

○丸山こども家庭局副局長 個別の事案に関わることについては申し上げることはできないんですけども、施設の状況につきましては、児童福祉法の施行令で年1回以上監査を実施することと定められておりますので、神戸市としましては、児童養護施設等につきましては、年1回以上指導監査を実施しております。

その中で必要な支援は一般的に行っておりますけれども、診断・治療というところについては、

どういうことを指しておられるかはあれなんですけれども、基本的に病気の診断ですか、それに伴う治療につきましては医療機関で行うものというふうになっておりますので、施設内でそういったことが実際に行っている、行うべきというような監査項目にはなっておりませんし、施設の中でそういったことを行いうるものではありません。

ただ、心理士を配置している場合に、子供さんのお話を聴いたり、そういった心理的なケアは一部行われております。

○委員（西　ただす）　治療という専門的な医療行為に関しては確かに外部になるかなというふうに思いました。

ここでいうと、医療関係機関とつながることができずというふうに言つてゐるわけですが、一般的な話にどうしてもなるのかもしれません、そういうことは、病気になっているということであればそういう対応をしているということで、基本的には——基本的にというか、そういう対応はしているということで確認したいんですが、よろしいでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長　我々児童相談所のほうでも、医学診断というふうに行っておりますので、その上で、当然、そのお子さんが治療が必要というようなことであれば、医療機関への診療につなげていくというような相談を進めていくというふうにはしております。

○委員（村野誠一）　前回も前々回もやり取りさせていただいて、なかなか私個人とか複数の委員さんからも、今の状況で判断ができないと。我々議員の立場で判断ができない。それは、判断できる方はいらっしゃるのか分からぬけど、私の立場ではこれであったとかないとか断定ができるから判断ができないわけなんだけど。もう一度、だから、知りたいことをちょっとお伺いするんだけど。

まず、前回も言ったけど、今もあった有識者で構成される権利擁護部会に報告して、最終的になかったという判断をした。だから、私は、前回も申し上げたけれども、調査自体は神戸市の職員が行っている、神戸の場合は神戸市の職員と児相の職員がセットで行っていると。事前にちょっとお聞きしたら、他都市では名古屋のみが職員のみで行っているというふうにちょっとお聞きしているけれども。だから、政令市でそういうような通報とか何かがあった場合に神戸市と児相が行っていると。

今回の調査対象というのは、神戸市と密接に関わりのある児相ですよね。そうすると、一般的には外形的な何とかと最近言うけれども、身内が調査をしているということですね。だから、そういう意味では、何か疑義が生じたときに完全に外部が調査したのか身内が調査したのかということになると、その印象という意味では、それが過去に今までの事例も隠蔽があったとか、例えばお手盛りになっていたとか、やや甘かったとか、そういう経験からいうと、内部調査的なもので甘くなっていた可能性は否定はできないわけですね。

そういう意味で、私としては、最終的には今言った、御紹介いただいたような専門的な方々も——専門かどうかは分からぬけど、外部の方々に報告をして最終的に判断はしたけれども、調査自体はやはり内部の調査というふうに言ってもいいのかなというふうに思います。内部だからそれは信用できないとは言わないけれども、何かあったときにそこの部分というのはどうしても疑義というかね。

まず、私、聞きたいのは、その調査報告、内部調査、内部というか職員と児相の方が調査をして、権利擁護部会とのやり取りですね。我々でも例えば何か報告を受けたときに、これ、どうしたことですかとか、これはどういう調査をしましたかとか、単にこれは報告です、何もありませ

んでした、はいそうですかでしゃんしゃんで終わるのか、その辺のやり取りというのがなるほどなど、権利擁護部会も調査の結果というのを全てうのみにしているわけではなくて、すごく多角的に、これ、どういう調査していますかとか、このときにどうだったんですかと、かなりのやり取りがきっちとあって、やり取りというものは残されているのかどうなのかということですね。やり取りが残されているんであれば、そのやり取りは見ることができるのか。当然、プライバシーに関わる部分というのは黒塗りで結構なんだけれども、その辺をまずお聞きしたいですね。

○丸山こども家庭局副局長 被措置児童虐待の調査の結果につきまして、権利擁護部会に御報告をさせていただきます。それは、調査が一定済み次第、それをまとめてまずは本庁のほうで実際に調査を行った職員から管理職のほうに上がってきて、そしてその内容を確認して、足りない調査、不足しているところ、追加に記載したほうがいいもの、そういうことをまずはこども家庭局内で検討・意見調整します。

まず、不足している調査については、追加をして次の権利擁護部会にかけるというようなこともやってございます。それから、権利擁護部会に諮るときでございますけれども、その状況を御説明して、やはり多角的に様々な専門的見地の委員が参画していただいておりますので、この分野はどうなのかとか、これは抜けているのではないかとか、これはちょっと甘過ぎるんじゃないかな、厳し過ぎるんじゃないかな、両方の御意見が出る場合がございます。それで、もう少しコメントを追加して施設のほうに例えれば返すべきではないかというような御意見を付託していただくこともあります。

調査の途中で、やっぱり途中で思い出したこと、調査する対象の方がこういったこともあると新たな事実が分かったときは再度調査をするというようなこともやっておりりますので、決して調査、上がってきたものをそのまま報告するというような状況ではございません。

○委員（村野誠一） だから、きっちと中間というか、やり取りが、返すこともあるってやり取りもしているということだけど、今申し上げたように、それが残っているのか、そのやり取りのものが残っているのか、そのやり取り等はどんなやり取りか、具体的に行われたのかということを見ることが、我々知ることができるのか、見ることができるのかということをお尋ねしているんですけども。

○丸山こども家庭局副局長 一定の議事、結果がどうだったかということは、その案件ごとにございますけれども、プライバシーに関わることですので、一般の方に開示するというところは児童のプライバシーに関わる面ということで困難であるかなというふうに思います。

ただ、請求される内容等を公文書公開請求ということがございましたら、その案件ごとに検討することになるかなと思います。

○委員（村野誠一） そしたら、公文書公開請求をすれば、当然、黒塗りの部分は黒塗りというのはあるけれども、出るということですね。

ただ、公文書公開請求、これ、陳情でも上がって来て、議会で何度も何度も審査しているから、議会が資料請求をして、公文書公開請求してもらったら出せますけれども、議会が調査するのに必要だから出せるものは出してくださいと、これはちょっと私、本会議でも市長にも言ったけれども、特に关心・興味があってやっているわけではなくて、審査する上で必要やということなので、情報公開請求よりも出してくれと言うつもりはないですけれども、情報公開請求に準じて出るものについては出していただきたいということ。これは、手続的にはまた後に当局とやり取りさせていただいたらいいと思うけれども、それは出していただきたいということを申し上げてお

きたいと思います。

それと、そもそもなんだけど、調査をしたわけですよね、児相と職員。これ、ごめんなさい、もう過去に何度もやり取りしたかも分からぬいけど、何がきっかけで調査をし始めたのか。だから、陳述人が調査をしてくれと言ったのか、本人から——何か当該児童が言ったのかとか、ちょっとその辺の時間的なもの。だから、当時ではないけれども、そこから当該児童がもうそこの施設にはいなくなつて何年後かに陳述人が調査をしてくれと言って調査をしたのかとか、ちょっとそのきっかけ、調査をするきっかけ、何を基に調査をしたのか、どういうことが行われているみたいなことが通報があつてとか。

○丸山こども家庭局副局長 最初の経緯でございますけれども、陳情者におかれましては、本件陳情において主張している内容について、令和2年5月以降——実際にその児童がどうだったかというところの御説明は申し上げることが難しいですけれども、実際に令和2年5月以降にこども家庭センター、神戸市監査委員、こども家庭局、児童福祉審議会宛てに複数回にわたり文書通告を行つております。

○委員（村野誠一） ただ、調査してもらいたいという、令和2年5月以降に調査をしたということでおいいんですよね。

○丸山こども家庭局副局長 陳情者からの通告を受けまして、令和2年5月以降に児童養護施設等の監査指導を担当している部署におきまして、通告内容についての調査を実施しまして権利擁護部会に報告したという経緯になります。

令和2年11月にその結果を通告者の方へ通知をしてございます。

○委員（村野誠一） 当該の事実、例えば当時こんな扱いを受けたとか、こんなことがあったはずだと陳述人はいろいろと述べておられるわけだけれども、それはいつのことですか。これ、令和2年、もう何年たつて調査をしたわけですか。当時のことですよね。

○丸山こども家庭局副局長 2019年に実際にあったことを2020年の令和2年にその結果を、その陳情者が通告されて結果を通知したという状況でございます。

○委員（村野誠一） もう一度お願ひします。ごめんなさい。

○丸山こども家庭局副局長 2019年に起こったものを2020年に陳情者が通告されたという状況です。

○委員（村野誠一） そうすると、すぐですね。1年後という、1年もたつてないかも分からぬいという——に起こったことをすぐに調査をかけているということやから、かなり昔のことを調査したということではないということなんですね。分かりました。

前もやり取りであったけれども、これは、陳述人の方が言ったということですね。本人からの当該児童からの何かしら意思表示とか、例えばそういうようなことはないということですね。結果、調査してもなかつたということだから、本人はそういうことを求めてもないという認識でいいんですか。要は、本人は全くその意思もないし、そういうことでもなかつたけれども——ごめんなさい、陳述人からの依頼で、依頼というか要請で皆さんが調査して結果的になかつたという。本人の——ごめんなさい、何度も言うけど——当該児童のこれに関わる、調査に係るきっかけには本人児童は特に意思表示もしてない。

○丸山こども家庭局副局長 今回の陳情者からの通告を受けて指導、調査を行つたということになります。

○委員（村野誠一） 分かりました。今の話だけ聞くと、前回も言ったけど、本人はどういうふうに認識しているのか、本人はどういうふうに答えているのか、本人はどういう思いを持っている

のか、持っていたのかということが私としては知りたいわけだけれども、だから調査の部分では本人はそういう特に意思表示もしないということになるんですよね。

前回、アンケート、精神科医さんがその子供と、これ、陳述人さんも子供が当該児童、関係性分からぬけど、当該の児童が自分で明確にはつきりと意思の疎通というか、自分の意見等を言えない場合、精神科医さんがアンケート形式で本人さんの状況を知るというのがよくあるということで、当時のアンケートも取ったと。アンケート用紙がありますかということをお聞きしたわけですけれども、結果的にどうだったのか、お伺いします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 前回の委員会でも上がってましたアンケートについてでありますけれども、当該アンケートにつきましては、一般的な話にまずなりますけれども、児童の医学診断のために精神科医が補助的に活用しているものであって、このアンケート結果だけをもって何らかの診断、判断をするものではなく、児童の状況を総合的に判断するためのツールの1つというふうに考えております。

このアンケートの中身については、やはりかなりセンシティブな内容になってきますので、どのように使われるかにつきましても児童本人に説明しておりますし、公表を前提としているものではございません。

そのため、プライバシーや児童の権利擁護の観点から、本来であればアンケートの存否 자체をお答えすることも適切ではないというふうには思っておりますが、同内容の陳情が繰り返されておりますので、議会での議論のために可能な限りの範囲でお答えしますと、前回の委員会で上がっていたアンケートにつきましては、結果が残っているということ自体は確認はしております。ただ、そのアンケートの中身については、先ほども申しましたとおり、公表を前提としているものでもありませんし、内容がかなりプライバシーに関わってくるものでありますので、この場での御対応についてはちょっと控えさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（村野誠一） アンケートの、事前に私、委員会で質疑しているから、当然、黒塗りのものも見せてもらひたいてないし、それは求めてません。様式についてはどういうものなんですかということを事前にいただきました。

自分を知ろうチェックリストとしてざっと24項目あって、この中に、22番に、またたたかれるのが心配だという項目があるんだけど、今の答弁でもそうだし、これをどういうふうに当該児童がチェックしているかということは恐らく答えられないだろうし、ただ、私としては気になるところではありますね。

結局、私としては、この陳情、あったかなかったとか、当該児童がどう、本人ですから、当該児童がどう認識していたか、どういうことを言ってたかということがやはり重要で、そうでないと現実、陳述者と当局とは完全に平行線にあった、なかつたと言っているわけですから、やっぱり判断ができないと。

ただ、本人さんは事情——事情というか、どういう状況か私、存じ上げないけれども、当該の方。だから、結果的に私、今回の陳情もやはり判断ができないだろうな。恐らくこのチェックリストも本人さんが、当該児童がいいですよと、その部分、例えば公表していただいて結構ですかとか、例えばそこの部分、私が、自分自身がどう書いたかということを、それは皆さんに、議会に公表していただいても結構ですよと、または村野議員に教えていただいて結構ですよというのがあれば、これは知ることができるんだろうけれども、本人さんの、どこまで行ってもそこの部分は本人さんの了解がないと多分私も知ることができないから判断ができない。

これもちょっと前回聞いたかも分からぬけど、先ほど言ったように、このアンケートをもつてではなくて総合的に判断するツールとして精神科医さんというかお医者さんが判断しています。お医者さんは、このアンケートや当該児童との面談等でいわゆる陳述人が主張されているようなこと、全てではないけれども、そこに含まれているようなことというのは一切なかったと、少なくともお医者さんはお医者さんの立場で本人とのやり取りの中で判断をしたのか、その辺はどういう判断になったんでしょうか。

○丸山こども家庭局副局長 精神科医による児童への診察の中でこのアンケート用紙を補助的に使われているということは、一般的に相談があった場合に必要な医師の診察であったり、心理士の面談であったり、行動観察という多角的に児童相談所の中では状況を把握して面談して判断します。それは、児童の支援のためにやられるものです。

一方で、今回の被措置児童虐待、陳情者から通告があつて始まったもののために医師の診察を調査の中で入れるというものではありませんので、それは通告があつたから医師の診察を受けるというような流れはありません。必要な調査の中でいろんなものを総合的に判断する中で、児童相談所の中で行っている様々な支援の経過ですとか検査の内容、そういうものの中の一部であったということです。

○委員（村野誠一） だから、私が改めて言うのもおかしいけど、そういう調査結果からお医者さんが出てきたわけではないけれども、日々の中でお医者さんも当該児童とのアンケートやとかやり取りをして、そういうお医者さんの意見も踏まえて最終的に先ほど言った権利擁護部会の方々も、最後の最後は職員も調査し、児相も調査し、権利擁護部会も総合的にお医者さんの、本人さんのふだん言ってるというか思っているアンケートやそういう心情を酌み取って、なかつたというふうに判断をしたということですね。ですわね。そうですね。わざわざそこ、そうですと言つていただかなくても、そうですわね。分かりました。結構です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 次に、陳情第166号について御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 保育士の配置基準の問題での陳情ですけども、先日も保育の現場におられる、様々な形でおられる方々ですけども、2時間ぐらいお話しいろいろ聞かせていただいて、やっぱり本当に神戸の中でも問題があり過ぎて、どこから手をつけたらいいかな、私自身もどう聞いてらいいかなというぐらい感じているんですけど、共通して出されていたのが人を増やしてくださいと。特に正規の職員を増やしてくださいという声でした。そうした思いも紹介しながら本日はちょっと質問したいと思うんですが。

まず、公立においても国が示している児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が守られていない状況があるというふうに聞いているんですが、まず確認ですけど、4歳・5歳児の児童25人に対して保育士が1人、3歳児は15対1、そして1歳児は5対1が実現できているところはそれどれぐらいあるんでしょうか。

また、民間に関しての調査もされていましたが、ちょっと確認です。

○若杉こども家庭局副局長 まず、公立の状況でございます。

順に申し上げます。

1歳児クラスにつきましては全体の55%です。3歳児クラスにつきましては約60%、4歳・5歳児クラスにつきましては約85%、これが令和7年4月1日時点のございますけれども、達成の

状況でございます。

次に、民間の状況でございます。

民間につきましては、1歳児加算、今年度から配置改善加算、7年度から設けられました。これにつきましては、陳情の中でもございますように、配置の基準・要件を満たす必要がある3つの項目があるということで、これが特にその3つの中でも職員の平均年数が10年以上というのがハードルになっているというところにはなってございますけれども、この加算を適用できる施設が、今、見込みでございますけれども、約35%程度、4割程度というふうに見込んでおります。

次に、3歳児につきましては、加算の適用状況から申し上げますと約9割で、4歳児以上につきましては、加算の適用状況からいきますと約8割という状況でございます。

○委員（西 ただす） ここで例えば3歳児なんかでいったら、30%ぐらい公私間の格差——という言い方をしていいのか分かりませんけど——があるんですけど、これはどうして神戸市としてはこの差ができるのかなというふうに思うんですが、その原因というのはどう考えていらっしゃるのかということなんですね。

当然、それぞれ100%にというふうに思っているんですけど、まずそれはいかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 保育の現場の保育士の方々の負担を軽減する、そのための配置を目指していくというのは、基本的な考え方かと思っております。

その前提に立ってということではございますけれども、まず3歳児クラス、先ほど30%程度の差というふうにございましたけれども、こちら、やはり配置をどのように行っていくかというの、公私全体で考えていくという、保育士の確保が非常に難しい中でどのように配置をしていくかという、そのための施策をどのように展開していくかということになろうかと思います。

その中で、公立のほうが、先ほど民間と比べて率としては低いという状況でございますけれども、その点につきましては、例えば安全の担保、そういう意味におきましては遜色ないようにということでしっかりと人手が必要な時間帯には会計年度任用職員であったりフリー保育士、そういった方を配置するなどして安全の確保は、担保はしっかりとした上でござりますけれども、やはりどのように配置していくかということにつきましては、全体で保育のニーズが縮小しているという中で、公立の保育所をいかに配置していくかというのはもう少し総合的に検討していくと、そういう必要があるというふうに考えております。

○委員（西 ただす） ちょっとこれ、後で質問しようかなと思ったんですけど、今の話というのは、公立に、だから少子化等々言われるんでしょうけど、公立が調整弁になり、まあまあ減らされていっているということとの関わりで非常に問題があるし、それを前提にした考え方かなというふうに思うんですけど。それも絶対駄目です。

そもそも、ただ、今現在配置できていないというのが問題である、それが充足していくことが大事だというふうに先ほど言っておきながら、これで減っていくこと前提なんだから、今6割で、そのうちまたパーセンテージが上がってていくというような態度なんですか。ちょっと改めていかがですか。

○若杉こども家庭局副局長 繰り返しになりますけれども、今100%充足していないというのは、これは事実でございます。その中で、保育全体のニーズを踏まえながら対応していくところで、その中で必要な対応を検討していくことを現在の考え方でございます。

○委員（西 ただす） 今のはまさにそのうちなっていくということじゃないですか。

今できてなくて問題だけど、頑張っているんだということではないということですか。今10

0%にしたいという思いがないということなんですか。

○若杉こども家庭局副局長 まず、配置基準、これ、改正を行われておりますけれども、まず国においても改正につきましては当分の間、従前の配置基準により運営をすることは妨げないということが経過措置として示されているところでございます。

この要因としましても、やはり保育士の確保が非常に難しいという状況の中で、しっかりと安全は確保しつつもいかに充足させていくかという経過的な時期であるということでそういった措置も認められているということでございます。

前提としましては、先ほど来申し上げているところになってまいりますけれども、そういった中で保育のニーズを踏まえながら保育士の配置を検討していくというふうに考えております。

○委員（西 ただす） 何かあんまりここはもうちょっと後で議論しようと思っていたんですけど、結局、100%にすぐできるんだったら、確保なかなかできないから今こういう状況だけど、確保できたら来年でも100%にしたいという思いはあるんですよね。そこだけ。

○若杉こども家庭局副局長 我々も現実的な状況を踏まえて対応していく必要があると思っております。現実的に考えまして100%確保できるかというようなところは、保育士の公・民併せた確保の中でもどうあるべきかというのを考えるべきかと思っております。

そういう中で、一時的なことだけではなくて、将来も見据えた中で公立保育士の確保をどのように図っていくかというのが課題だというふうに考えております。

○委員（西 ただす） 結局、それが安全問題はちょっと後で言おうと思ってたんですけど、安全だけでもないんです。それこそ子供たちが十分に保育士と触れ合い、成長していくという環境を考えたときに、今は取りあえずできないけど、経過措置やから、しかもそれが、今も経過、いつまでにやろうという目標も立ててないんでしょう。それで減っていけばという話をしていくというのは、今いる子供たちに対して責任持つという態度には私は聞こえませんでした。本当にその姿勢を変えていただきたいと思うんです。

ちょっともう具体的な話に、ほかに進んでいきたいんですけど。陳情書の中では、保育所での事故が増大しているというふうに言われています。こども家庭庁が集計している保育施設における事故報告の令和6年度版というのが出ていますが、これまで保育の施設の重大事故報告は9年連続で増えているとのことです。これ、神戸市の場合はどうなっているんでしょうかというのを確認したいのと、また保育士を増やして1人1人の子供を見る目を分厚くしていくということが事故の発生を抑える手だてになると思いますが、いかがですか。

○若杉こども家庭局副局長 件数につきましては、ちょっとすみません、今確認いたしますので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

国の今報告の状況について御説明いただいたところでございますけれども、国のはうに報告する状況につきましては、国に報告するというのが義務化された、何を報告するかという内容が示されたというところで認識しております。その結果、報告件数が増えたというのも1つの要素というふうにも理解しております。

例えばそこでちょっとした骨折であったりとか、そういうのを必ず——ちょっとしたというのは失礼しました。言い方を間違えました。骨折であったりとかけがあったりとかいうことも全て報告するというようなことになっているので、その結果で報告件数が増えたというふうに認識しております。

○委員（西 ただす） それは、報告ということが必要やという認識が広がったからというような

ことを言われているのかもしれないんですけど、9年連続というふうに言われているわけです。ちょっと神戸市の数字が今ないということなんですが、傾向としてはどうなんですか、それじやあ。

○中山こども家庭局長 まず、事故の件数でございますけれども、令和2年から6年にかけまして、事故件数はおっしゃるように、令和2年・1件だったのが令和6年は17件ということになっております。

これは、1つは、事故報告の必要性が徐々に浸透してきたということも報告件数の増加の一因ではないかというふうに思ってございます。

また、各施設におきましては、重大事故発生防止のためにヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行っておりまして、必要な対策を講じるなど組織的に取組を指導しております。

6年度に発生した事故のうち、国と同様に骨折によるものが8割強を占めておりまして、件数が増えた要因というふうになっております。これは、国においても本市においても同様の状況ということでございます。

○委員（西 ただす） 1件から17件で、事故報告が、その意識が高まったということもあるんかもしれないというふうに言われましたけど、それにしても1から17というのはすごい増え方ですね。

やっぱりそちらが言われたわけです。安全は担保しながら人数は少ないけど頑張っているんですけどというふうに言われるんだけど、やっぱり今聞いた限りでいうたら、それは絶対数が増えたから事故がストレートにそのまま減るかというのは分かりません。でも、1人1人の保育士の目が届くようになって安全を確保するという方向にはつながると思うんですけど、そこに関しては改めていかがですか。

○若杉こども家庭局副局長 今、先生からもおっしゃっていましたように、必ずしも配置状況によって事故の件数が増えた、減ったというのは明確にこの報告書からも示されていないところで、そこまでの深掘りはできていないところでございます。

ただ、個々の子供さんにしっかりと目を行き届かせて、しっかりととした保育をしていくという、そういった体制の必要性については我々としても認識をしておるところでございます。

配置基準につきましては、繰り返しの御答弁になりますけれども、そういった考えをもって対応していくことについては我々としてもしっかりと認識をしておるところでございます。

○委員（西 ただす） 私、丁寧に言ったからそういう言い方をしましたけど、やっぱり事故が起こってしまっている、そういう当事者のほうが人数が少なかったからこういうことが起こったんじゃないんじゃないかなっていうことを言っちゃいけないと私は思うんですよ、それは。そこは、本当にそういったけがが出てこない、そして1人1人に対して目がちゃんと行ってるのかというところは、反省も含めて考えていただきたいというふうに思います。

次に、すこやかプランの2029を見ていると、幼児期の教育・保育の質の向上というところが書いておりました。そこには具体的にどのようなことが書かれているか、ちょっと確認したいんですが。

○中山こども家庭局長 幼児期の教育・保育の質の向上につきましては、読み上げをさせていただきますと、市内の教育・保育事業者の専門性の向上のため、研修・研究活動の充実を図るとともに、今後、国が進める配置基準の改善に対応することにより、乳幼児期の教育・保育の質の向上に努めますというふうに記載させていただいております。

○委員（西 ただす） ですから、神戸市自身も、今後、国が進める配置基準の改善に対応することにより、乳幼児期の教育・保育の質の向上に努めるというふうに書いているわけですね。

もう少し言うと、その後に主な取組ということで、教育・保育合同研修の充実、大学と連携した乳幼児教育・保育の実践研究・公開保育、保育士の配置基準の改善などと言われているんですね。

どれも実際に取り組もうとすると、研修に参加する時間の余裕がないとできないと思うんです。人数も配置基準も1つは改善するということが大事だというて言われてるんですけど、本当にそれ、大事だと思っていらっしゃるのかということをもう1回聞きたいのと、今の状況でそうした研修などに参加する余裕があるというふうに思っていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 保育士の配置基準、先ほど来御答弁申し上げていますように、我々としても配置基準の改善に取り組んでいきたいというふうに思ってございます。それが保育の質の向上、幼児期の教育・保育の質の向上につながるというのは、我々自身も思っているところでありますので、順にできるところから進めていっているという状況でございます。

また、研修につきましては、非常に熱心に公・民で併せて取り組んでおりまして、全国にも例を見ないような公開保育の取組なども進めているところでございます。

こうしたものは、オンラインで配信するといったことなどにも配慮しながら研修の実施もしておりますので、こうしたものも含めまして保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○委員（西 ただす） そこは、高い基準でやっているということで、中身そのものについては私は言ってないんですけど。

そうはいうても、保育士さん1人1人の余裕がないとやっぱりこれは受けたいと思っても受けられないという状況があるというふうに思うんです。

ちょっと話進めますと、ある保育所では募集をかけても保育士が集まらない中で、経験がある人が必ずしも一時保育に回れない状況があるというふうなことを言われていて、一時保育なんですけど、当然初めての子供たちが来たりとか、そうでなくとも保育所に慣れてない子供たちが多いので、非常に対応が難しいわけです。

ですが、人数がそろってないということもあって、経験が短い方が一時保育の部屋で1人では対応できず、5～6人の子供を連れて他のクラスに連れていくて、他の子供を見ている保育士と一緒に対応せざるを得ないような状況もあるというふうに。これ、苦肉の策ですよね。

こういった状況というのはやっぱり人数が少ないとということから起こってると思うんですけど、局としては、本来こういうことが起こるというのは想定されていたんでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 今、先生から御紹介いただいたような事例というのは、非常に心苦しい事例かと思います。それは、実際、保育の現場で働いておられる保育士の方々だけではなく、我々にとっても非常に心苦しい事例でございます。

そういうことのないように、できるだけ人材を確保できるように様々な施策をしているところでございます。今回の陳情にございますような件につきましては国に要望していくところでございますけれども、市独自でも「6つのいいね」を始めた保育士の人材確保策をしているところでございます。そういうことを総合的に進めていく中で、保育の人材の確保をしていかなければいけないというふうに考えております。

また、公立保育所につきましても、先ほど来から配置基準のところは当分の間というところはございますけれども、やはり個々の保育の現場でそうした不具合が生じないように、そのための

手当て、担保をしていくということで、考え方としては全く同じかというふうに考えております。

○委員（西 ただす） 心苦しいというふうに言われたとおり、しかし、現実がそうなっている、「6つのいいね」も当然やられているんだけど、それでも集まっていないというのが今の現状なので、さらなる手を打たなきゃいけないというふうに思うんです。

保育士さんからそのとき出てきた言葉ですが、一時保育が粗末に扱われているなというふうに言われています、しかし、そうしないと回らない状況で、矛盾の中で葛藤しながら日々の保育をされているということを感じました。

あと、すこやか保育についても非常に大変だということもお聞きしています。すこやか保育への対応は、保育士の資格がある人が対応するというふうに聞いているんですけど、それはいかがですか。

○下西こども家庭局長 すこやか保育なんですけれども、今年度より、保育士資格だけではなくて看護師や心理士などの資格を持った方でも対応ができるということに変えておりますので、一応保育士以外の専門職でも大丈夫ということにしております。

○委員（西 ただす） 専門職でもいいということなんんですけど、実際、そうはなっていないということをお聞きしているんですね。とにかく人がいない。

正規の方がいないので、パートさんに拝み倒すようにして、朝出てきた方がまた夕方も出て来てもらうと、そんな中で継ぎはぎの保育になってしまっているということなんですね。

そういう状況がすこやかの児童にとっていいわけがないというふうに思うんですけど、そこについてはいかがですか。

○下西こども家庭局長 すこやか児童に対して保育の提供が適切に行われるよう、今年度より、各保育所の主任保育士であったり、副所長に対し、発達支援保育リーダー研修というものを実施いたしまして、園全体で子供たちの保育の仕方を学ぶ機会というものを設け、各園に発達支援保育リーダーが配置できるように努めております。

○委員（西 ただす） そうやってされているというのは分かるんですけど、これ、今言ったように、人が足りない中でいろんな人が入らないと対応できないというのが現状なんですよね。それでいいとは絶対されないと思うんです。

どの児童に対してもそうなんでしょうけど、保育が求める愛着、アタッチメントの形成ということを考えたときにも、本来であれば長時間信頼できる方を、しかもすこやかの児童であれば特にそうだと思うんですけど、そういったことが十分確保できていないという状況がある、それをやっぱり変えていかなければいけないというふうに思います。そういう状況をぜひ知っていたいです、それを改善するためにやっぱり保育士は増やさなきゃいけないんです。

今の現実的に見たらできないんだというふうなことを言われていらっしゃるけども、それをどうしても集めていく。「6つのいいね」をやられているのは分かるけども、ただ、それでも御存じのとおり、全産業平均からいうたらまだ50万ぐらいの差があるわけですよね。そういうことも含めて、当然、これは国もやらなきゃいけないんですよ。しかし、それでいいというふうに神戸市はできないと思うんです。

ちょっともう質問しませんけど、すこやか保育と実際認定されていないという子であっても部屋から飛び出していくこともあるわけです。そういうときに保育士の数が足りなかつたときに、見たいと思っても、追いかけていたら多くの子が見れないという状況があります。

あるいは、海外から来た日本語が全く分からぬ子供というのも増えてきている。そして、保

護者も分からぬ。だから、必死になって携帯電話を見せたり、ポケトークで見せて対応している、それでも大変なんだという保育士さんのお話を聞いているんですね。

そうした中で、本当に1人1人に目を向けて対応していくということを考えたときに、やっぱりこういった実態をさらに見て対応をしていく、配置基準も考えていただきたいと思うんですが、最後のこれだけお聞かせください。お答えください。

○中山こども家庭局長 保育現場の状況については、私どももしっかりと関係者の方、それからお話を伺い、現場のほうもしっかりと見てていきたいと思っております。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） それでは、次に、陳情第167号について御質疑はございませんか。

○副委員長（大かわら鈴子） お聞きをしたいと思います。

先ほども御説明もありましたが、退職手当共済制度ですけども、社会福祉施設等の職員の処遇改善により、職員の身分の安定を図って社会福祉事業の振興を図るという、そういう目的に基づいて実施をされているというものであります。

今、本当に社会的な課題ともなっている保育士の処遇改善、特に大きく関わってくる問題でありますので、本当に大事な問題だというふうに思います。

今も配置基準の改善の話もありましたけども、本当にここでも後退をさせてはならない問題ではないかというふうに思っています。

順番に聞いていきたいんですが、こども家庭庁の資料をちょっと見せていただいたんですけども、令和4年の保育所の運営主体、これ、ちょっと見たら、公営が25.5%、社会福祉法人が53.3%、株式会社やNPOが21.2%というふうになっているんですけども、神戸市での状況というのはどんな感じなんでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 すみません。ちょっと今手元に数字ございませんので、確認できると思いますので、確認した後、お答えいたします。

○副委員長（大かわら鈴子） ちょっと最初にこれが確認したかったのが、これまでこの制度で障害のところとか、ほかにもう1つあったのが、3つあったのが、その2つが——介護のところが営利企業がどんどん入ってきたと、進出が伸びてきたというところで見直しがされてきた、切られてきたという経過があります。今、全国的なものを見ても、保育所自体でいえば、まだ社会福祉法人が多いという状況でありますので、そこで、その条件から見てもそれは当てはまらないなというのが1つは思います。

今回の共済制度が見直しをされて公費助成がなくなるということになったら本当に大きな影響ができるんではないかというふうに危惧をしているわけなんですけども、例えばどれぐらいの施設でどの程度の影響を受けるかというような想定は、神戸市としてはそれはされていますでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 退職共済手当の加入の状況になろうかと思います。

兵庫県下の数字、ございますけれども、この中の神戸市の数字というのは公表されてございませんでして、我々ちょっと把握していないところでございます。

推計にはなるところでございますけれども、兵庫県下で142園、2,289人が加入されております。こちらにつきましては、令和6年12月末現在の状況ということで公表されている数字でございます。

これを基に神戸市でどれぐらいになるかというところで推計をしましたところ——失礼しました。推計のところまで今手元にございませんので、兵庫県下の数字を今申し上げたというところでございます。推計することは可能だと思いますけれども、すみません、ちょっと今手元にはございません。

○副委員長（大かわら鈴子） もしこれ、改悪をされたら、たちまち神戸でそういう大きな影響が出てくるわけですから、そこはきちんとつかんでおっていただきたい、推計もしてどれだけの影響になるのかというところは想定をしていただきたいというふうに思います。

共済制度の見直しなんですけども、もともと国のはうでいうイコールフッティング、社会福祉法人と株式会社などの営利企業に合わせていくと、そういう考え方の下で今議論がされているというふうに思うんですけども、この考え方については神戸市としてはどういう見解をお持ちなんでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 やはり先ほどから課題になっております保育士の確保、人材確保というのは非常に重要な課題でございます。

そのため、本市としましても、保育士の待遇改善に取り組んでいるところでございます。国に対してもさらなる待遇改善の要望をこれまで何度もなくしてきているところでございます。

そういうこともございますので、待遇改善の動きに逆行するようなことにつきましては、やはり我々としても非常に危惧をしているところでございますので、そういうことを踏まえて、国には機会あるごとに問題提起、意見を出していきたいというふうに考えております。

○副委員長（大かわら鈴子） ぜひ強く意見を言っていただきたいんですけども。

イコールフッティングということ自体が、もうこの考え方自体がなじまないんだというふうに思います。例えば営利企業でしたら、利潤追求がもともと目的ですから、人件費などを抑えて効率化を追求して利益を確保していくと、こういうことができるわけですが、この共済制度の対象となっている社会福祉法人、非営利の活動で行われる団体ですから、退職手当の積立ての財源自体の、その積立て自体が難しいというところで法律に基づいてこの制度がつくられて、今そういう制度で積立てをしていると、公費負担がされているというものですので、全くこれ、2つとも違う成り立ちなんですね。そこを無理やり一緒にして営利企業のはうに合わせていくということは絶対無理があるということあります。そういうふうに思います。

そして、今もそういう状況は変わっていないわけですから、これ自体が本当に成り立たないのではないかというふうに思います。

今までの議論でもあったように、保育士さんの待遇改善も本当に今急務になっていますし、人員不足も深刻に、どんどん深刻になっているということが明らかになっているわけですから、おっしゃるように、そこに逆行するということは絶対にあってはならないというふうに思います。

保育士さんの確保ということで考えていくのであれば、この助成制度の廃止とか引下げではなくて、継続と充実を求めていくべきだというふうに思いますけども、いろんなところで待遇改善であるとかというところで声を上げていただいていると思うんですけども、この制度に関してもぜひ申入れと、国の要望ということでは上げていただけませんでしょうか。いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 退職共済制度そのものを捉まえて国に対してこれまで要望したということはございません。

ただ、このたびの陳情にございますように、やはり待遇に直結してくるというようなことにつきまして、保育士の人材確保を進めていく上でその流れに逆行するような見直しということにつ

いては我々非常に懸念しているというところで意見申し上げているところでございます。

現在、国において検討している過程でございますので、またその推移も見守る必要があろうかと考えておりますけれども、いずれにしましても考え方としましては先ほど来申し上げていますところであります。処遇改善に逆行することのないようにということで考えているところでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） その検討が8年度中に結論を出すというような方向で今進んでおりますので、そこでも強く意見を上げていただきたいというふうに思います。

ちょっと調べてみたら、退職手当共済の掛金なんですけども、職員1人当たりは大体13万4,000円程度であると。その3分の1の4万4,700円ぐらいを保育所が負担、今しているわけですけども、本当に公費助成が廃止されたら職員1人当たり8万9,400円ぐらいを負担しなければならなくなると。対象の職員が例えば25人ぐらいとしたら、年間223万円を超えるような大きな負担が園で見ていかなければならぬということになるんですね。それが人件費にプラスして、運営するときにプラスをして、それだけのお金が必要になってくると。これだけ負担が増えたら、それこそ保育士の処遇改善どころか、もうそこ、とてもじゃないけどできないというようなことになりかねないというふうに思います。やっぱりそうなれば、さらに人員確保が難しくなるというふうな大きな影響になるというふうに思います。

国のいう営利企業と社会福祉法人との公平性よりも、これまで問題になってきたのは、一般産業と保育士の賃金格差とか、そのあたりをまず最優先で解決をしていくべきで、是正をしていくべきであるというふうに思いますし、神戸市としても今、意見も言っていただけるというところで、あらゆる場面を捉えて意見を言っていただけるということでありますので、ぜひぜひ公費助成、廃止がないように、そして後退がないようにということでお願いをしたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） それでは、次に、陳情第168号について御質疑はございませんか。

○副委員長（大かわら鈴子） 先ほどから人員確保の分とかで議論をしているわけなんんですけども、お話をちょっと伺いましたら、本当に現場では配置基準、本当にこれ、引上げをしないとどうにもならないところまで来ているというお声を聞いています。

この前、お話を伺った方からも、本当に募集しても人が来ないんだと、何回も募集しているけど全然来ないんだということで繰り返されていました。本当に困り果てているというような感じを受けました。

人が足りなくて、じゃあどうされているかといったら、今、事業者に依頼して保育士さんを紹介してもらうと。これ、正規の方1人頼んだら、今、その費用が70万円から80万円で、今やったらもっと高騰しますので、さらに80万円超えるような額がかかるということも言われていました。こういう事業者に頼ってでも人を集めないといけないという、こういうここまで来ている本当にせっぱ詰まった状況であるというふうに思うんですけども。

先ほどもありましたけども、神戸市として「6つのいいね」なども取り組まれているんですが、さらに取組を強化すると、人員確保の手立てがさらに要るということを思うんですけども、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 先ほど来申し上げております「6つのいいね」、こういったことで処遇を改善していく、それによって神戸市での保育をすることについてのイメージをアップする、結果的に神戸市で保育の仕事に従事していただくことをイメージしていただいて、来ていただきやすい、来ていただけるような都市としてなっていくという流れはございます。

それとまた別に、実際、人材を育成していって、保育士の職、保育の職を選んでいただこうということで、これは少し時間がかかるかもしれませんけれども、今、保育連盟、幼稚園連盟で養成校と一緒に協議会を立ち上げて、何ができるかというようなことで保育の現場にボランティアとして関わっていただく、あるいはいろんな「6つのいいね」をやっていることを学校を通じてPRしていく、そういうこと、地道なことではございますけれども、そういったこともしながら神戸市の保育の人材の確保を図っていくということで取り組んでいるところでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） 今、そういうふうに取組を進められて、いいねしていただいているわけですけれども、それでもやっぱり人員確保が本当に困難な状況が続いていると。

今の現状については、原因はどのように分析をされているでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 この課題については、やはり保育だけではなくて社会福祉全般に関わる課題かと考えております。我々、保育の人材を確保する所管の部署でございますけれども、日本全体で人口が減少している中で、今後、必要な保育士をいかに確保していくか、いかに保育の仕事に魅力を持って感じていただいて、その仕事に就いていただくかというのが大事だというふうに考えております。

人材確保については、これを1つやれば確保できるというものはないと思っておりませんので、様々な取組を複合的に実施していくことによって進めていきたいというふうに考えております。

○副委員長（大かわら鈴子） 保育士さんにお話を聞いたときに、言われていたのがやっぱり処遇改善なんですよ。先ほどもあったけど、正規職員を増やしてほしいということなんですよ。そこをやらないと本当になかなか増えないということがあると思いますので、そこを抜本的に強化するということが要ると思うんですね。そうでないと、今のような人材派遣に頼らなければならぬと、ここを現状打開はできないと。ここ、本腰を入れるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 その点につきましては、これまでしっかり取り組んできてるところでございますし、今後も現場の声、また団体の声、企業者の方々のお声を聞きながら有効的な対策というのは一緒に検討していきたいというふうに考えております。

○副委員長（大かわら鈴子） 神戸市としても取り組まれてきたということですが、今でも一般産業と比較して、神戸市自体、保育士さんの賃金ということでいえば、50万円ぐらいはまだ低いところがありますので、そこも早急に改善していかなければならないというふうに思います。

それから、陳情者がこの中でも求められていますけども、人員確保のための補助金ですか、そういうことも創設するということで国に求めていく必要もあると思うんですけども、このあたりいかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 保育人材に限らず、福祉人材全般が確保が難しくなっている状況というのは我々もちろん十分に承知しております、これまでも取組を進めてきているところであります。

保育ももちろんですが、ほかの分野も含めまして国に対してしっかりと福祉人材の確保ができ

るよう財政措置をお願いするといったことも繰り返し行つておりますので、こうしたこととも含めて我々としては有効な方策をこれからも検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

○副委員長（大かわら鈴子） 保育士さんのこともううですし、福祉分野全体のところもそうですけども、本当に今どんどん深刻な状況になってきていますので、早急な取組ということで国への要望も強力にしていただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、物価高騰のことに関わってなんですけども、先ほど物価高騰で現場でも大変な状況もつかんでいるんだということをおっしゃっていたと思うんですけども、どういう状況をつかまれているか、ちょっと幾つか教えていただけたらと思います。

○中山こども家庭局長 皆さんからお話を聞く中で、食材費が高騰しているといったことですか、電気代等の光熱水費につきましても非常に負担が大きいと、そういったお声は現場のほうから、団体のほうからもお伺いしているところでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） 確かに本当に今苦しくなっているということで、保護者負担なんかについてもこれまで6,000円ぐらいだったものが今7,000円、8,000円と、どんどん増やさざるを得ないというようなところにも来ているようです。

保育所の給食、前やったら給食の分に含まれていた副食代について、これが実費徴収ということになりますと、その分についての収入が減っているというところも、実態と比べて入ってくる収入が少ないということで、100万前後の収入減が出ているというようなお話も伺っています。

これだけ収入が減っていれば、本当に運営自体にも影響も出てくることがあると思いまます。こういうところを見れば、財政措置、しっかりと神戸市としても考えなあかんし、国に対しても対策を求めていくことが必要であるというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 保育施設につきましては、なかなか制度の仕組み上、利用者に負担を転嫁するというのは難しいということで、物価高騰の影響が非常に大きくなっているというところにつきましては我々も認識しているところでございます。

これまで、令和4年度以降、国の臨時交付金を活用しまして物価高騰対策を行つてまいりました。令和7年度につきましては、臨時交付金の額が限られているというところもありまして、現時点では児童福祉施設において、これまで、令和6年度まで実施してきたと同様の対策を講じるという状況にはなってないというところではございます。

一方で、国におきまして、この11月21日に経済対策としまして物価高への対応について閣議決定されたところでございます。この内容も注視しながら、必要な事業、どういったことができるかというのも引き続き検討してまいりたいと考えております。

○副委員長（大かわら鈴子） 本当に3歳児以降の保育の無償化ということで取組もされているわけですけども、給食、こういうものについても無償化も、小学校や中学校でも進んでいますし、保育所でもきちんとそういうところも進めていかなければならないという流れになつてきているというふうに思います。

保護者負担というのは、やっぱし増やすということがあつてはならないし、子供たちが過ごす保育園のそこでの生活をしっかりと支えていくというところ、それから質の高い保育、それを保証していくというところは神戸市として責任を持って担保していかなければならぬというふうに思います。

先ほどからの人材確保も含めて様々な補助金などのことも言いましたけども、国に意見を上げるとともに、神戸市としても対策を考えていただきたいということをお願いしておきたいと思い

ます。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） では、この際、こども家庭局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（さとうまちこ） お願いいいたします。

国の制度に倣い、保育士報酬の見える化の推進を質疑しましたが、現在の進捗はいかがでしょ
うか。

○若杉こども家庭局副局長 当該事案につきましては、9月にございました決算特別委員会でも御
質問いただきまして、その際に事業所からの報告、これ、仕組みとしましては子ども・子育て支
援情報公表システムであるここdeサーチ、国のシステムでございますけれども、これに各施設
の情報を報告するということをやっておるところでございますけれども、9月の特別委員会の折
には報告をされた内容を、県に報告はされるんですけれども、市として内容の確認をして、内容
の誤りであったりとか、そういったところをチェックして該当の事業者に確認したりということ
をしていましたというところでございます。

報告された内容につきましては、今後、国において施設と事業者の累計、あるいは経営主体の
累計など、属性に応じたグルーピングを行いまして、集計・分析をしまして令和7年度中をめど
に公表される予定となっております。

現時点ではまだ公表されてございませんけれども、今後、公表された内容を市として把握し、
また各事業者とも共有しながら処遇改善につなげていくということで今後検討してまいりたいと
考えております。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。本当に神戸市、言えると思うんで、各施設に促
していただきたいというふうに思います。今、内容、全然ばらつきありますので、そのあたりし
っかりとお願いいいたします。

次に、里親登録数や委託数については、やっぱりなかなか低い状況で全国に比べてもちょっと
低いのかなというふうに思いますけれども、今後、端的にどういうふうにされるのか、教えてく
ださい。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 里親委託数の増加に向けましては、今年の3月に制
定しました神戸っ子すこやかプランにおきまして、まず里親登録世帯数、里親になっていただく
方については、令和5年度末が178世帯なんですけれども、それを各年度において20世帯ずつ増
加して288世帯とするということを目標としております。

また、里親委託率というふうに我々呼んでおるんですけども、施設入所のお子さんと里親委
託するお子さんを合わせまして、里親委託しているお子さんの割合というのを、乳幼児につきま
しては65%、学童期以降については33%というふうに目標を設定しております。

これらの目標達成に向けまして、今年度から養育里親のリクルート事業というのを新たに実施
しております、今後、市民フォーラムの開催であったりとか、あと相談会についてはもう既に
実施しておりますけれども、各地において相談会を実施したりとか、あとSNSなんかも活用し
た広報というのも積極的に行っていきたいというふうに思っております。

あと、実際に里親委託児童を増やすためには、実親の里親制度に対する理解というところが必
要になってくるんですけども、このあたりについても我々こども家庭センターのケースワーカ

一と里親の専門の職員がおりますので、その者等があわせまして、丁寧な説明を行うことによって里親委託児童というのを増やしていきたいというふうに思っております。

○委員（さとうまちこ） 里親については、令和2年のときから質疑をさせていただいて、なかなかその数が上がっていないというふうに思っております。

乳幼児が65%ということですので、これは本当に100%を目指していただきたい。やっぱりちゃんとやいううちにということは非常に大事です。なので、そのあたりまた尽力いただきたいと思います。

週末里親の報酬——報酬といいますか、頂ける金額というのが少ないんではないかというふうにちょっと相談ありました。こちらのほうは、謝金や協力費などの形で可能な範囲で支援をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 週末里親につきましては、児童養護施設等に入所している子供たちに対して週末の期間を利用して家庭生活の経験をするような機会を提供する事業というふうになっております。

兵庫県におきましては、公益社団法人の家庭養護促進協会が自主事業として行っているものというふうになっておりまして、いわゆる児童福祉法、法律に基づく里親制度とは異なるものというふうになっております。

対象の世帯につきましても、ボランティア里親として募集をしておりまして、報酬額につきましては、家庭養護促進協会が定めているものであります。

我々確認しているところでは、例えば土・日1泊2日で行った場合には5,000円というふうに聞いておりますけれども、この金額については、神戸市として金額を定める立場ではないんですけれども、里親事業の推進の観点からも引き続き広報・啓発も含めまして家庭養護促進協会とはしっかりと連携して事業を進めていきたいというふうに考えております。

○委員（さとうまちこ） ぜひ積極的に御支援のほうをお願いしたいと思います。

以前より質疑してまいりました、私、夜泣き部屋というふうな言い方をしてたんですけども、新潟市にオープンしたヨナキリウムについて、ヨナキリウムというものが開設されました。本市でも実施すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小澤こども家庭局家庭支援課課長 ヨナキリウムについてでございます。

委員のほうから御説明いただきましたように、新潟市内でママと赤ちゃんのための夜カフェとして、毎週水曜日の22時から翌日の6時に営業しているカフェのことと認識しております。

運営者自身が夜泣きに悩んだ経験から、夜中に母親が独りじゃないと感じられる交流の場を提供したいという思いから取り組まれていることと把握をしております。

子育て中の方の孤独感の軽減や夜泣き対応について、育児負担の軽減など大変重要だと考えておりまして、夜泣きにつきましては個人差が非常に大きくて、また家族のサポートや母の心身の状態も影響するため、赤ちゃんや保護者の状況などに応じた丁寧な関わりが大切であると認識をしております。

本市におきましては、4か月健診など区役所におきまして夜泣きについて保健師が相談を受けております。必要に応じてリーフレットを活用しまして、赤ちゃんの泣きについての理解や対応方法について個々の状況をお聞きしながら寄り添った相談対応のほうを行っております。

また、産後の母子のケアや育児相談の場としまして産後ケア事業を実施しております、令和6年度は産後の母子の約35%の方に御利用をいただいております。

産後ケアは、通所・宿泊・訪問の3種類ございますけれども、例えば宿泊型であれば9時から翌日の16時まで産後ケア施設で過ごしていただいて、体を休めたり、助産師などの専門職に夜泣きや離乳食の相談などをできたり、あと母親同士の交流の場としても活用されております。

利用者からは、孤独感が緩和された、不安が軽減したというような声もたくさんいただいているところです。

そのほか、児童家庭支援センターにおきまして、緊急時には夜間・休日も含めた電話での子育て相談なども実施しているところです。

今後も、産後の世帯の孤独感の軽減や子育て家庭の安心につながる施策を重層的に実施しまして、よりよい支援の在り方について検討していきたいと思っております。

○委員（さとうまちこ） いろいろ施策はやっていただいているんですけども、それとこれとは全く違うというふうに思うんですね。

こちらのヨナキリウムのほうも運営はやっぱり補助金が必要であるというふうにも聞きました。そして、夜中の孤独感というのは非常に大きいもので、そこでいろいろとよくない方向にも行ってしまうということもございます。

神戸市でしたら、看護師資格とか、今の現状の新潟市のほうでは子育て経験のママさんがいろいろとお世話されているということなんですねけれども、神戸市でしたら看護師資格ですか保育士資格など、有資格者を配置することも可能ではないかなというふうに思います。取りあえず毎日でなくてもモデルケースでもいいと思いますので、検討いただきたい。

これは、公募して委託で運営することも可能じゃないかなというふうに思いますので、本当につらくて本当に育児で孤独に感じる夜に気軽に行けるような場所というのが私は必須だと思いますので、また前向きな御検討をお願いいたします。

次に、赤ちゃんポストです。

熊本の慈恵病院が実施しており、大阪の泉佐野市が自治体主導で2026年の運用開始を目指しているということです。孤立出産を防ぐためにも神戸市独自で検討していくべきであると思いますが、いかがでしょうか。

これは、もう何回も聞いているので、簡単にでいいです。

○丸山こども家庭局副局長 泉佐野市が令和8年度に赤ちゃんポストの設置を検討されているということ、報道でも承知しております。

孤立出産を防ぐための対応は、御指摘のとおり非常に重要ですし、母子の安全の確保の意味からも非常に重要なことと承知しております。

市内では、平成29年に北区にある小さなのちのドアさんが赤ちゃんポストを設置する意向を示しておりましたけれども、医療体制等の問題等の理由で実質設置には至らなかったということございます。

御承知のとおり、その後、本市ではいのちのドアに委託をして特定妊婦等居場所確保・自立支援事業ということで、妊婦が安心して出産できる環境や産後の生活を考えられる場所の提供を行っております。

また、加えて、予期せぬ妊娠など誰にも相談できずに妊娠を継続するかどうかというような悩みを抱えておられる方の相談事業も実施しておられますので、そういうことを妊娠期から妊婦が孤立せず、安心して出産できるような支援ということを切れ目なく行っているところでございます。

独自に赤ちゃんポストを検討してはどうかという御提案ですけれども、先ほどのいのちのドアの代表者からは、現在の取組で妊婦に妊娠初期から悩みに寄り添って一緒に対応して、出産や出産後の対応についても一緒に考えていくことで前向きに子供を育てていくという気持ちが芽生える場面にも多く立ち会うことができているということで、赤ちゃんポストの設置よりも現在の取組のほうがよかつたと実感しているんだということをお聞きしております。

神戸市としては、市独自での赤ちゃんポストの検討はしておりませんけれども、現行の取組は母子にとっても本市としても有効であると考えておりますので、引き続き関係者の声も聞きながら、不安を抱える方に寄り添って、困り事を抱える妊産婦に寄り添った支援に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） もちろんそこまでならないような予防策というのが大事ですというふうにこども家庭庁からも返答をいただいているんですけども、やっぱり予期せぬ妊娠、悩んで誰にも言えないまま出産の時期を迎えたということってなくはないということなんですね。

妊娠・育児の責任を女性だけに結局最後押しつけて、もしそこ、放置することになったら、それはそれでその女性だけが罰せられるみたいなことがございますので、やはりそこは市が、めったにないことだとは思いますので、最後の一線というか命をしっかりと救っていくような取組、赤ちゃんポストというのは非常に重要なと思いますので、その1つの命を助けるためにもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

この間の新聞記事にも性の被害予防のために教育に早過ぎはないという記事が出ておりました。私も前々からお伝えしているとおり、本当にそのとおりだと思っています。

性のと言うと皆さんアレルギーがあるみたいなので、バウンダリーという教育が非常にいいんじゃないかと、嫌なことを嫌と言えるだけでも十分だということで、そのあたりの教育も進めていただきたいというふうにお伝えしているんですが、その後、何か進捗がありましたらお聞かせください。

○下西こども家庭局部長 委員御指摘の新聞記事では、インターネットの普及で子供が刺激の強い性的な情報に触れる機会があるほか、性暴力に遭うケースも増加していることから、大分県の国東市の幼保一体施設で助産師による絵本を使った園児への研修について私どもも承知しております。

神戸市といたしましても、御指摘のとおり、自分と他者との間には境界線、いわゆるバウンダリーがあり、自分の心や体を大切にすること、プライベートゾーンについてなど、幼少期から体を守るための性教育は大切であると考えております。

今年度は、園の要である主任や主幹保育教諭178名を対象に、性教育をテーマに公私合同の研修を開催したところでございます。

また、各園でも専門家による園内研修を行うなど、取組が広がっております。主任は、研修受講後、園内研修などを通じて各担当保育士に学びを広げ、保育士は子供1人1人の様子や発達段階を踏まえながら、絵本や紙芝居等の教材を通して、自分の体の大切さや、それと同じように友達の体も大切であるということを、それに加え、困ったときにはどうしたらいいなど、子供と一緒に考えるなど、保育の中に積極的に取り入れております。市といたしましても、そういう状況を巡回や監査のときに確認しております。

また、子供や保護者が手に取りやすい場所に絵本の配置や、文部科学省の生命の安全教育のスライドを掲示したり、保護者向けにリーフレットの配布など、保護者も巻き込んだ啓発も進めて

おります。

引き続き研修を継続し、性教育の重要性を発信してまいりたいと思っております。

○委員（さとうまちこ）　それは、3・4・5歳児対象という理解でいいんでしょうか。

○下西こども家庭局部長　各年齢に応じた絵本や言葉がけでお話をしています。保育のほうでも折に触れてそのような経験を積むようにしております。

○委員（さとうまちこ）　ありがとうございます。一安心かなというふうに思っています。

そして、産前サービスについてですが、現在10回という回数です。利用回数を前お聞きして、ちょっとお答えが、ごめんなさい、そのとき聞いたのは出ませんでしたが、もし少なければ少ないほど融通を利かせていただいて、個々に柔軟に利用回数を増やしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○丸山こども家庭局副局長　妊娠期の産前ホームヘルプサービスについてでございますけれども、つわりなどで体調不良で家事や育児が困難なときに手伝いをしてくださる方が周りにいらっしゃらない妊婦の方を対象にヘルパーを派遣する事業ですが、令和6年度は687回、平均の利用回数は3.9回となっております。

利用上限の10回を利用された方が全体の8.6%という状況でして、現時点においては回数が足りないというお声はいただいている状況でございます。

ヘルプサービスを多くの方に知っていただくために、必要な方に早くから使っていただけるよう、妊娠届出時に全員に面接をします折に御説明をさせていただいております。

それ以外にも、こどもっとKOB Eサイトで利用者の声とか、実際にサービスを受けていらっしゃるところの写真や説明などのサービス内容を分かりやすく伝えていくこと、それから本市の保健師のコラムの掲載で制度を紹介したりということで、あらゆる機会を通じて御利用いただけるような広報というのを進めてまいりました。

こういった取組の結果、利用回数も令和5年度の479回から大幅に伸びておりますし、今後、回数を増やしてはどうかというような御提案でございますけれども、現在の平均利用回数等も少ないということもありまして、今すぐ回数増についてということは考えておりませんが、今後、利用者の声も聞くなどして、引き続きニーズについては把握に努めてまいりたいと考えております。

○委員（さとうまちこ）　ありがとうございます。

これも個人差が本当に大きくて、そんなに利用する方もいないというところがある反面、もっと回数欲しいなという方は絶対一定いるはずなんですよ。例えば私なんかは10か月続きましたので、入院、退院、通院という感じで、できないことのほうが、期間が大きかったので、10回じゃ足りないなというふうに思っています。そういう方も調査しっかりしていただいて、こういうサービスがあるので気軽に使っていただきたいですし、10回と言わずに個々で対応しますというような文言もあればいいかなと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子）　他にございませんでしょうか。

○委員（村野誠一）　こども家庭局が幾つか未利用地を持っていると思います。きっかけは、高倉台の児童館の辺りのあの土地が、点字ブロックがもうがたがたで放置されててというところで、そこがこども家庭局が持っている土地だということで、その奥にまだ土地が続いているわけだけど、どこまでが建設局の土地で、こども家庭局の土地でというのがちょっといろいろ私も照会を

かけたときに二転三転もしたんだけれども、それだけこども家庭局としても長年ずっと放置をしていたというか、ずっと未利用地のままだったわけですね。

今の市長も、市長に就任してからも何度も未利用地、市民の財産だから、それをトリアージして、所管局なんかもころころ変わってはいって、都市局から今度行財政局とか、とにかく各局がばらばらに持つんではなくて、市民の財産なんだから有効に活用しなければならないという大きな方針の下やってたんだけれども、やはりまだそれぞれの局で放置されているような土地が幾つかあるようです。

高倉台の土地も含めてこども家庭局が持てる未利用地について、どのように今後していくのか、お伺いしたいと思います。

○若杉こども家庭局副局長 こども家庭局所管の未利用地としまして、児童館の跡地であったり、保育所の跡地であったり、また総合児童センターの跡地であったりというようなところで、今、先生から御紹介ありましたような高倉台児童館の隣接する広い土地というようなところで、こども家庭局が所管している未利用物件というか未利用土地につきましては9か所、今ございます。

それらそれぞれにつきまして、今後の利用に向けて進捗しているところもあれば、地域が実際に今活用されているというようなところで、個々様々な状況ではございます。

ただ、大前提としましては、今、委員から御紹介ありましたけども、未利用となっている市有地については、まちづくりの観点から、さらにより効果的に利活用していくということが府内全体として求められているところでございます。その中で、高倉台児童館の隣接する未利用地でございます。面積的には非常に広い面積もあります。一方で、土地の形状が不整形であったりとか、接道の要件であったりとか、課題も抱えているところではございます。

一方で、隣接している土地、こども病院だったところに商業施設ができて人の流れも変わってきているところもあります。高倉台全体のまちづくりの観点もあろうかと思いますけれども、そういったことも踏まえまして、状況の変化も踏まえまして、都市局であったり建設局、そういったこども家庭局だけで完結しない、府内全体で幅広い検討をできるように、もう少し検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（村野誠一） よろしくお願ひします。

まちづくりなんかでも、ずっと古い状態の場所があって、例えばそこに新たに民間の投資なんかが入ると、古いところが新しくなるんですよ。きれいになるんです。だから、例えば点字ブロック云々のところも、近くに民間の活力なんかで資本が入ると、その周辺ががらっとそれに、そのタイミングに合わせて変わるとか、大体よくなります。悪くなるよりもよくなりますから、本来であれば、そういうようなことであれば、もっと早くにもっと違う活用をしていただける、便利でというか、活用していただけるようなものになっていたのかなと思います。

これも縦割りというか、先ほど御紹介あったけれども、あそこは県の県立こども病院跡地をどうするかということでかなり時間もかかったけれども、コロナも挟みましたしね。挟んだというか、ちょっと計画なんかも困難もあって二転三転したりもしたけれども、結果的に今は有名なところではヤマダストアーがあって、かなりたくさんの方々がご利用されています。土曜日・日曜日とか祝日なんかは車の駐車場がなくて道路に車が大渋滞するぐらい人気があるスポットになっています。ヤマダストアーだけではなくて百均なんかもありますし。

だから、そこと隣接してますから。向こうは県の県立の土地だったし、本当は隣に市の土地で一括してそのときに何かしら活用していただければ、もっと広がったのかなと思います。ただし、

今は神戸市の土地ですから神戸市のルールに基づいて、一定の土地の広さがありますから、どこかに、よっぽどのことがない限り、隣接のところに随意契約で売るということもできません。

ただし、サウンディングで、私自身も地元——地元というか須磨区選出ですから、どういう活用があるか、幾つかあると思うけれども、やはりまずは隣接する商業施設、今言ったようにまだまだあそこは土地があればこういう店舗も持ってきてみたいというような思いもあるかも分からぬし、先ほど御紹介したように駐車場なんかもなかなか足らずに、今、有料の駐車場にも切り替えたりもしますから。

売却するんであれば売却するで当然入札かけたらいいんだろうけれども、まずはサウンディングで手が挙がるかということで、お隣の商業施設を運営している会社なんかにも声をかけてみてもいいだろうし、ぜひうち、そこ欲しいと、こういうものをつくって、このまち、高倉台とか周辺の活性化に利するようなものに使いたいというような声があるかも分からぬし。

また、今日も教育委員会なんかでK O B E ♦ K A T S Uの話もあったけど、あそこ、高倉中学校からも物すごい近い場所ですからね。K O B E ♦ K A T S Uの場所、今はとにかく未利用ですから、それはグラウンドとか体育館とか、K O B E ♦ K A T S U、いろんなこれからはどんどん今までないような競技も提供はされるのかも分からぬけれども、もう場所がないといったときに、隣接してますから、近いですから、もしそこが何かしらの広場であるとか、何かそういうような形になれば、多目的の広場みたいなものになれば、また何かそういう扱い方もできるかも分からぬし。

少なくとも今は全く何も使われていないと。1年に一偏、児童館の隣接するところで梅見の会というお祭りがあるだけで、それ以外は全く使われてませんし、奥も私も行ったことがないですから、そういうような市民の財産ですからね。

何か全体のまちづくりとなるとちょっとまた遅くなってしまうのかなと思いますから、まずは需要があるかとか、サウンディングをしっかりやっていただいて、当然、高倉台の地域団体の方々にも意見なんかも聞きながら有効に活用していただきたいなということを思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。要望しておきます。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑がなければ、こども家庭局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局の皆様には、長時間ありがとうございました。

なお、委員各位におかれでは、こども家庭局が退室するまでしばらくお待ち願います。

○委員長（徳山敏子） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分についてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第85号議案指定管理者の指定の件（神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランド）についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、本件は原案を承認することにいたしました。

次に、第86号議案指定管理者の指定の件（神戸市立本山児童館ほか）についてはいかがいたしましたでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第87号議案指定管理者の指定の件（神戸市青少年会館）についてはいかがいたしましたか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、本件は原案を承認することにいたしました。

次に、第95号議案神戸市学校給食センター条例の一部を改正する条例の件についてはいかがいたしましたか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（徳山敏子） 各会派の御意見が分かれていますので、これよりお諮りいたします。

それでは、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（徳山敏子） 挙手多数であります。

よって、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第96号議案（仮称）神戸市第二学校給食センター整備・運営事業契約に係る変更の件についてはいかがいたしましたか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（徳山敏子） 各会派の御意見が分かれていますので、これよりお諮りいたします。

それでは、原案を承認することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（徳山敏子） 挙手多数であります。

よって、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第164号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 陳情164号児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情については、前回も申し上げましたが、令和2年11月11日の権利擁護部会の認定をもって一定の検証は完了しております。それを覆すような明確な事実が出てきていない以上、さらなる第三者委員会による調査等の——要は、さらなる明確な事実が出てきていない以上、本陳情は打切りといたします。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（さとうまちこ） 日本維新の会は、打切りといたします。

本陳情で主張されている内容については、本市において既に調査を実施し、外部有識者で構成される権利擁護部会にも報告した結果、そのような事実は確認されなかつたと認定され、陳情者本人にも通知されたということです。

その後、親族に対しては、今後の相談窓口や活用できる施策について説明、案内を行ってきたと聞いております。

現在、当該児童は既に成人に達しておりますが、本人の声を丁寧に聴き取れるような工夫をし、今後も寄り添いながら伴走型の支援を継続していただきたいと考えます。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん。

○委員（壬生 潤） 陳情第164号児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情につきましては、審査打切を主張いたします。

本件陳情については、2025年9月3日及び10月3日の常任委員会において同様の趣旨で提出された陳情に対し、既に審査打切としています。

したがって、審査打切を主張いたします。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西 ただす） 陳情164号に関しては、打切りを主張します。

今回の陳情要旨の1つは、外部専門的資格実績者が関わった第三者委員会による調査・検証とその結果の発表を求めるものですが、市の説明では、専門性やこうした児童の状況を把握して議論するにふさわしい人が第三者委員会に関わっていたということでした。

2点目は、児童に対する診断・治療・支援を行うことということでした。答弁では、心理面での対応は施設の中などでも対応していること、また身体のけがに関しては医療機関とつながり、治療もしているということですので、基本的に対応できていると考えます。

一方で、当該児童への思いからの陳情であると考え、打切りを主張します。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 陳情第164号の内容は、本市が当該施設や児童相談所に対して既に調査を行い、外部の有識者による権利擁護部会に報告し、令和2年11月に陳情者に対し、事実はなかったと認定することを通知していることからも、本陳情は審査打切といたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 審査打切でお願いします。

ただ、何度も私も質疑させてもらってますけれども、当局と、それから陳述人が真っ向から、あつた、なかつたということで平行線ですし、本市でも他の部局でも、例えばいじめ等でも調査したけどいじめはなかつたと言っても、いや、それに納得いかないという形で関係者が第三者委員会を求め、結果的にいじめがあったということはたくさん他都市も含めてありますので、そういう意味で。

ただし、今の段階で、新しい事実が出てこない段階でどちらかが正しいというふうに判断ができませんので、今の段階では打切りというふうにさせていただきます。

○委員長（徳山敏子） 以上のように、各会派の御意見は審査打切で一致しておりますので、本陳情は審査打切となりました。

次に、陳情第166号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 陳情166号保育士配置基準の引上げの早期完全実施と更なる改善を求める意見書提出を求める陳情ですが、自由民主党は打切りを主張します。

現在、国において、1歳児の配置基準についての検討が現に続けられており、経過措置である公定価格の1歳児配置改善加算の要件緩和と併せて神戸市としても要望しているという当局の説明を了とします。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（さとうまちこ） 日本維新の会は、陳情第166号、採択といたします。

保育所配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を要する意見書を求める陳情ですけれども、現在、国において保育所の配置基準見直しが段階的には進められてはおりますが、そもそもその基準に無理があったと考えます。

現場は、依然として職員1人当たりの児童数が多い状態が続いている、今後も発達の気になる子や困り事のある子が増加することも予想されます。

現状では、質の高い保育の提供や職員の負担軽減が厳しい状況となっています。安全・安心な保育環境を確保し、健やかな子供の育ちを保障するためには、配置基準の早急な引上げと早期の完全実施及び現状の基準をさらに上回る一層の改善が不可欠と考えます。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん。

○委員（壬生潤） 陳情第166号保育士配置基準の引上げの早期完全実施と更なる改善を要請する意見書提出を求める陳情につきましては、審査打切を主張いたします。

現在、国において1歳児の配置基準を6対1から5対1に早期改善するため、検討されています。また、神戸市として公定価格の1歳児配置改善加算の要件緩和を引き続き要望するということから、審査打切を主張いたします。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西ただす） 陳情166号に関しては、採択を主張します。

保育士配置基準の引上げは、保育士の働く環境の改善となり、児童にとってもよりよい保育となることは明らかです。

市は、先ほど答弁の中で、初め、あたかも配置基準が確保できていなくても安全を確保できているようなことも言ってましたが、それも質疑の中で、逆に市内施設でも事故が増えているということも明らかになりました。

また、一時保育の現場、すこやか保育でも人が足りない中で継ぎはぎで対応している現状は明らかです。こうした現状を見たとき、本気で早期に配置基準を満たす対応を市がすべきだと思います。

現場からの、人の配置を、正規雇用をの声が上がり続けています。この陳情の採択を主張します。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 陳情第166号については、現在、1歳児の配置基準の早期改善が国で検討されており、本市からも1歳児配置改善加算の要件緩和とともに要望していることから、本陳情は審査打切といたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 当局の説明を了とさせていただいた上で、現在すぐに意見書を提出する必要があるとまでは私は考えていないので、我が会派としては打切りといたします。

○委員長（徳山敏子） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張

する方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（徳山敏子） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

次に、陳情第167号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 陳情167号保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を要請する意見書提出を求める陳情についてですが、我が会派としては打切りを主張します。

ただ、当該共済制度は、昭和36年に法律に基づき創設された社会福祉法人が経営する社会福祉施設に勤務する職員のための退職手当金制度であり、国・県・社会福祉法人が各3分の1ずつ費用負担をするものでございます。ちょっと制度が古いということは指摘しておきます。

ただ、社会福祉法人のみを対象とするということが公平性の観点からどうかということで、国において公費助成の在り方について今議論が行われていると。令和8年度を目途として結論を得るという方針であります。

保育士の処遇改善については順次改善が図られておりまして、また神戸市においても保育士の確保の困難さを踏まえて、さらなる政策の充実を要望しているという答弁もありました。

しかるに、公定価格の地域区分等も含めて、これまでの処遇改善の流れに逆行するような見直しになる可能性は非常に心配しております。

しかしながら、これまでの神戸市の国に対する要望が継続されているということを、これを是として打切りとします。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（さとうまちこ） 日本維新の会は、陳情第167号、打切りといたします。

共済制度とは、同じ職業や団体の人たちが互いに助け合うためにつくられた相互扶助の仕組みであると認識しております。保育所等に対する社会福祉施設と退職手当共済制度の公費助成については、現行制度が社会福祉法人のみを対象としていることから、公費助成の在り方について国において議論が進められているものと認識しております。

保育士の処遇改善を図るためにには、まずは法人自らが、こども家庭庁が実施するここdeサチにおいて経営の見える化を進めることや、国からの補助金については人件費の拡充を図ることが重要であるとも考えます。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん。

○委員（壬生潤） 陳情第167号保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を要請する意見書提出を求める陳情については、審査打切を主張いたします。

本制度については、本年3月に国において、こども未来戦略に基づく保育人材確保の状況を踏まえて、令和8年度までに改めて結論を得ると示されたところです。

また、保育士の処遇改善については、神戸市として今後も継続して国に対し、さらなる拡充を要望していかれるとのことから、審査打切を主張します。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西ただす） 陳情167号に関しては、採択を主張します。

市も認めておりましたが、退職手当共済制度の公費助成が外されることは、保育士等の福祉職の確保や待遇改善に逆行し、今後、福祉職に働く人を減らすことにつながってしまいます。

市も国に対して強く意見を上げてほしいという趣旨に賛同し、採択を主張します。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 陳情第167号については、保育人材確保や保育士の待遇改善の拡充など、引き続き本市から国に対し、要望を継続していくことから、本陳情は審査打切といたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 打切りです。

共済制度、社会福祉法人のみの対象ということで、公平性の観点で国で議論がなされていますし、それについては私も理解します。

ただし、やはり保育士の待遇改善のさらなる拡充については、神戸市もずっと要望していくということですから、個別の共済制度の公費助成の継続を要請する意見書というものについては、我が会派として現段階でこの意見書を出すべきだというふうな結論にはなりませんので、打切りとさせていただきます。

○委員長（徳山敏子） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択を主張される方は举手願います。

（賛成者举手）

○委員長（徳山敏子） 举手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

次に、陳情第168号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 陳情168号に関しても打切りを主張します。

まず、1点目の職員確保ができるような待遇改善、職員数配置の引上げとか、福祉事業者への補助金制度の創設を実現してほしいということに関しては、現在の神戸市の一連の施策というものを了したいと思います。

また、陳情第166号でもお話しさせていただきましたけども、現在、国において1歳児の配置基準について検討が進められており、経過措置である公定価格の1歳児配置改善加算の要件緩和と併せて市としても要望しているということを含めて了したいと思います。

2番目の物価高騰対策の予算編成に関しましては、急激な物価高騰の影響を受け、神戸市では臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う負担軽減の支援を行っております。また、令和8年度に向けて国家予算に対する要望を続けているという行動を了として、打切りといたします。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（さとうまちこ） 日本維新の会は、陳情第168号、採択です。

現在に至るまで福祉サービスの報酬は、その労力に見合っていないといったというふうに考えます。体力的にも精神面においても業務負荷が高い職種であるがゆえに人材確保が厳しい状況となって

おり、昨今の物価高騰やエネルギー費の上昇、さらには今後の福祉ニーズの増加を考えれば、福祉事業者の運営基盤は一層厳しさを増すものと考えられます。

国が賃金引上げを推進していることを鑑みれば、まず国自ら先行して賃金水準の引上げに取り組むことが極めて重要であると考えます。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん。

○委員（壬生潤） 陳情第168号2026年度国の予算に向けて福祉現場の待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設及び物価対策予算編成を要請する意見書提出を求める陳情につきましては、審査打切を主張いたします。

福祉現場の職員確保に向けた待遇改善、職員数配置の引上げについては、様々な機会を通じて要望をされています。

また、物価対策予算の編成については、令和8年度国家予算に対する提案・要望において、物価高騰の影響等を勘案し、公定価格等の算定を見直すよう要望されていることから、審査打切を主張します。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西ただす） 168号に関しては、採択を主張します。

今なお、全産業平均からいうと賃金においては大きな格差があります。福祉人材を確保できるように、さらに神戸市も努力し、国に求めていくべきだと思います。

保育現場の配置基準も早急に改善させていくということを求めていきます。ぜひこれは必要だと思います。

また、物価高騰の中で運営が大変なことを市も認めているわけなので、新たな支援策を考えるべきです。

国に対してもさらに支援を求めるべきという考え方から、採択を主張します。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 陳情第168号につきましては、福祉現場職員の確保やさらなる待遇改善など、繰り返し国に要望していること、また本市からの令和8年度国家予算提案・要望でも、物価高騰の影響等を踏まえ、公定価格等の算定見直しを要望したことからも、本陳情は審査打切いたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 陳情趣旨は大変理解できますけれども、福祉事業者への補助金の新たな創設であるとか、物価対策に対しては、国が今いろいろと検討しておりますので、直ちに意見書を提出するというふうには考えませんので、打切りとさせていただきます。

○委員長（徳山敏子） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択を主張される方は举手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（徳山敏子） 挙手少数であります。

よって、本件は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（徳山敏子） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

ありがとうございました。長時間お世話になりました。

（午後4時44分閉会）